



～相談者の声から作った～

# 法テラス・東日本大震災 相談実例Q&A集

東日本大震災  
相談実例Q&A集



原発、ローン、相続…  
震災に関するお困りごとは、

震災 法テラスダイヤル

フリーダイヤル

オナヤミレスキュー



**0120-078309**

平日 9:00 ～ 21:00

土曜日 9:00 ～ 17:00

日本司法支援センター編

## は し が き

本年3月11日に起きた東日本大震災、さらに福島原子力発電所の被災による放射能漏れ事故は日本全国に未曾有の被害をもたらしました。被災者・被害者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

津波等による被災からの復興の道はまだ端緒についたばかりでありますし、放射能被害はなおも継続しています。このような状況下で法テラスとしてどのような貢献ができるのだろうか、日々模索しております。

法テラスは、弁護士会や司法書士会などと連携し、電話相談窓口を設けたり、被災地での巡回法律相談を行ったりしてきました。また、10月からは宮城県南三陸町において法テラス宮城地方事務所の出張所を開設し、仙台弁護士会等の協力を得ながら、情報提供、法律相談、代理援助等を行います。同様の出張所は宮城県東松島市、同山元町にも開設致します。これらの出張所が十分に活用され、被災地での支援活動の一助となることを願ってやみません。

本書の発行も、被災者・被害者支援活動の一環として企画されたものです。既に多くの震災関連Q&A書籍が出版されていますが、本書は、法テラスコールセンター及び共催した弁護士会、司法書士会の電話相談に実際に寄せられた相談事例を中心に編集していることが特徴のひとつです。また、放射能被害損害賠償についてはできるだけ最新の情報を掲載致しましたが、より新しいQ&Aについては、今後、法テラスのホームページ(<http://www.houterasu.or.jp/>)で公開していく予定です。

本書が多くの方に読まれ、被災者・被害者の復興・損害回復のお役に立てれば幸いです。

平成23年10月

日本司法支援センター

理事長 梶 谷 剛

## 凡 例

- 本書は、法テラスコールセンターに寄せられた相談及び震災直後から
  - ① 日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
  - ② 仙台弁護士会、③ 日本司法書士会連合会、④ 岩手弁護士会と共催して行った電話相談に寄せられた実例を中心に作成しました。
  
- 本書に掲載した回答及び説明は、平成23年9月末現在の法令、国及び地方公共団体の施策等に基づいて作成してあります。
  
- お問い合わせ先は、考えられる代表的な機関名を掲載してありますが、回答内容、説明内容は法テラスにおいて作成したもので、各機関とは直接関係ありません。
  
- お問い合わせ先に記載してある「司法書士会」に関する注意点について  
2003年4月1日施行の改正司法書士法により、一定の司法書士について、新たに簡裁訴訟の代理権が認められるようになりました。訴訟行為の代理権を行使できるのは、法務大臣の認定を受けた司法書士（いわゆる「認定司法書士」という）に限り、従来の書類作成権限に加え、裁判の目的の価額が140万円以内の事件について、代理人となる権限を認められたものです。依頼を検討している司法書士が、認定司法書士かどうか、また代理権の範囲については、所属の司法書士会で確認してください。

## 目 次

### 1 賃貸借関係

- 1 賃料の減額を請求できるか…………… 11
- 2 賃料の減額は可能か。敷金と相殺はできないか… 13
- 3 大家が住むところがなく借家の明渡しを求められた  
どうしたらよいか…………… 14
- 4 外壁にひびが入り大家に修繕を求めたが対応しない  
…………… 15
- 5 借家人が残していった家財道具はどうすればよいか  
…………… 17
- 6 敷金は全額返還しなければならないか…………… 19
- 7 大家が危険と判断したら立ち退かざるを得ないか 20
- 8 賃借人から賃貸借契約を解約できるか…………… 22
- 9 賃料を滞納したところ、部屋の鍵を付替えられた。  
仕方ないのか…………… 24
- 1 0 退去することになったが、「引越費用は負担しない。  
修繕費用も折半で」と言われた…………… 25
- 1 1 自分で住む必要があるとあって、大家から立ち退き  
を求められている…………… 27
- 1 2 仮住まい契約を結び1年分の家賃を支払ったが、解  
約して一部賃料を返してもらいたい…………… 29
- 1 3 冷蔵庫の上においていた電子レンジが落ちて、賃貸  
建物の床が傷ついた。修繕費を出さなくてはならな  
いか…………… 30
- 1 4 賃貸借期間が残っていても、立ち退かなければならな  
いか。立退料は請求できるか…………… 32
- 1 5 燃料不足で引越業者が対応できなかった。まだ住ん  
でいない新居賃料は負担しなければならないか… 34
- 1 6 大家に対して、耐震構造について開示を求めること

	はできるか	35
1 7	契約書に天災被害は地震保険で対応すると書かれているが、大家から退去の際に賃借人に負担してもらうと言われた。負担しなければならないか	37
1 8	賃貸建物建替費用のためその建物の庭を売却したいが可能か	39
1 9	コンセントの漏電修理を管理会社に依頼したら修理費の半分の支払を求められたが払う必要あるか	41
2 0	マンションの上の部屋の蛇口が開きっぱなしで階下の部屋が水浸しになった。賠償請求できるか	42
2 1	借地上の建物が全壊した。賃貸人の承諾なく再築は可能か	44
2 2	賃貸建物が十分な耐震性があるかどうか不安がある。賃貸人はどのような責任を負うのか	45
2 3	大家から建物が非常に危険な状態であるとして、今すぐの立ち退きを求められた。どうしたらよいか	47
2 4	避難勧告で借家に住めない、賃料の支払はどうなるか	49
2 5	借地が地割れで使用できない。どのような請求ができるか	50
2 6	引っ越し先の水道が使えず普通に生活できない。契約解除はできるか	51

## 2 建物関係

1	市役所職員を名乗る人が建物修理を依頼するよう勧めてきた。本当か	53
2	市役所から家の損壊状況を調べるため訪問するとの連絡があったが目的は何か	54
3	隣地との境界である塀が崩れたが、費用は誰が出すのか	55

- 4 隣の敷地から土砂が流れてきて境界がわからなくなった。話合いがつかないがどうしたらよいか… 56
- 5 自宅建物が滅失したが、抵当権はどうなるか… 58
- 6 修理詐欺で家が前よりひどい状態になった。代金を払わなければならないか… 60
- 7 分譲マンションの修復手続はどのようなものか… 61
- 8 屋根の修理を依頼したが、雨漏りで書籍等が濡れた。弁償してもらえるか… 62
- 9 自宅建物の壁がはがれたが、業者に修理や建て替えを請求できるか… 63

### 3 登記・登録関係

- 1 津波で流された建物の登記はどうするのか… 65
- 2 津波で流された抵当に入った建物の借金を支払う必要はなくなるのか… 66
- 3 建物の改築をした場合の登記はどうするのか… 67
- 4 中断した株式会社の電子公告はどうなるのか… 68
- 5 津波で流された自動車の登録抹消は必要か… 70
- 6 住宅ローン債権者に無断で建物を取り壊してよいか… 72
- 7 遺言執行者が行方不明となった場合の手続はどうなるのか… 74
- 8 代替建物取得の登録免許税の特例を知りたい… 76
- 9 登記事項証明書等取得の際の手数料の特例は… 78

### 4 親族・相続関係

- 1 内縁の夫の相続はどうなるのか… 79
- 2 遺族補償年金を受けていた母が死亡したが、年金の受取はどうなるのか… 81
- 3 発見された父の手書きの遺言の取扱いは… 82

4	亡くなった姉夫婦の子の後見人選任はどうするのか .....	83
5	行方不明で遺体が見つからない家族の手続は.....	84
6	両親を失った子どもは誰が監護養育するのか.....	86
7	相続人がいない不動産の帰属はどうなるのか.....	87
8	相続した不動産を賃貸したい.....	89

## 5 借入・ローン関係

1	住宅ローンの支払が苦しいがどうしたらよいか..	90
2	自己破産する場合の注意点を知りたい.....	92
3	厚生年金担保貸付の内容を知りたい.....	94
4	自宅を手放さずに返済金額を少なくする方法.....	95
5	カードや通帳、印鑑も紛失したが預金を引き出せる か.....	98
6	手形決済日が迫っているが資金の目途が立たない。 会社を倒産させずにすむ方法はないか.....	100
7	個人債務者の私的整理に関するガイドラインはどのよ うなものか.....	102
8	ガイドラインはどのような人が利用できるか.....	104
9	ガイドライン申出要件の「東日本大震災の影響を受け たこと」の証明はどうすればよいか.....	106
10	法人はガイドラインを利用できるか.....	108
11	ギャンブルの借入れには、ガイドラインの利用ができ ないか.....	109
12	ガイドラインの「対象債権者」はすべての債権者か .....	111
13	家屋の建替資金、補修資金の支援は.....	113
14	振り込め詐欺にあったがどうすればよいか.....	114
15	根抵当権設定者が行方不明で元本確定の方法は..	116

## 6 契約関係

- 1 マンションの売買契約をし、手付金を払ったが引渡  
や登記はまだの場合の対応はどうすればよいか… 117
- 2 マンションの売買契約をし、手付金を払ったが、解  
約や手付金の返還はできるか… 119
- 3 倒壊した有料老人ホームの入居一時金の返還は… 121
- 4 キャンセルした旅行代金の支払義務はあるのか… 122
- 5 津波で流されたソーラーシステムのローンが残って  
いるが支払義務はあるか… 123
- 6 卒業式のため、はかまのレンタルをしたが中止にな  
った。キャンセル料を払わなければならないか… 124
- 7 マンションの売買契約を結んだが解除したい… 126
- 8 コピー機が壊れたがリース料金はどうなるのか… 128
- 9 地震に便乗した悪徳商法で購入契約を結んだ。代金を  
払わなければならないか… 130
- 10 専門学校とパソコン教室が営業不能になった。クレ  
ジットや月謝の支払はどうなるのか… 131
- 11 新築中の自宅工期が延び、賃料を余計に払わなけれ  
ばならない。建築業者に損害金を請求できるか… 133

## 7 労働関係

- 1 自宅待機を命じられたが失業給付をもらえるか… 134
- 2 自宅待機を命じられたが休業手当はもらえるか… 135
- 3 会社が倒産したが未払給料はどうなるのか… 136
- 4 死亡した夫が勤めていた会社が倒産し、賃金が未払と  
なっているが、立替払の請求をできるか… 137
- 5 震災を理由に賃金を下げられたが仕方ないか… 138
- 6 工場が休業になったが賃金や休業手当は支払われる  
か… 139
- 7 震災後、業務を離れており、連絡が取れなかったが、



	解雇された	140
8	何を理由に解雇されたのか分からない。どうしたら よいか	141
9	会社から労災保険を支払っていないので、労災申請 はできないと言われたが仕方ないか。	142
10	来年度採用予定者の内定を取り消せるか	143
11	営業に出ていた従業員が地震や津波で死亡した場 合、労災保険は適用されるか	144
12	帰宅途中津波で亡くなったが労災請求できるか	145
13	地震当日電車が止まったため、近くのホテルに宿泊 し、翌朝そのホテルから出勤する途中でケガをし た。通勤災害になるか	146
14	派遣元と派遣先との派遣契約が解除され仕事がなく なったが仕方ないか	147
15	震災で出勤できなくても給料は支払われるか	148
16	一時帰休を命じられ、その間は給料が出ないと言わ れたが、従わなければならないか	149
17	計画停電による休業で、休業手当はもらえるか	150
18	派遣先と派遣元の契約が中途解約されたことにより 派遣労働者を即時解雇することは許されるか	151
19	震災を理由とする解雇・雇止めは認められるか	152
20	震災により、当初の変形労働時間制を実施できない 場合、週を超えて休日の振替ができるか	153
21	勤務中に地震で怪我をし、労災で治療を受けたいが 労災指定の医療機関はどこで確認すればよいか	155

## 8 損害賠償関係（原発問題を除く）

1	瓦が落ちて隣家の車を傷つけたが責任があるか	156
2	部屋のパイプが折れて水があふれ出し、下の階の家 財道具が水浸しになった。賠償責任があるか	158

- 3 会社に駐車した車が流されたが補償されるか・・・159
- 4 車検会社に預けた車が流されたが補償されるか・・・160
- 5 倉庫業者に預けていた商品が壊れたが賠償請求できるか・・・161

## 9 税金関係

- 1 津波で流された家財道具は控除できるか・・・162
- 2 サラリーマンの給与について、源泉徴収の猶予や所得税の還付を受けられるか・・・164
- 3 個人で事業を行っているが、事業用資産が損害を受けた。所得税の取扱いはどうなるか・・・166
- 4 個人で事業を行っているが、所得税の予定納税について減免を受けられるか・・・167
- 5 勤務先から受けた災害見舞金に課税されるか・・・168
- 6 新たに登記する際の登録免許税の特例措置は・・・169
- 7 寄付した義援金の所得税の取扱いはどうか・・・171
- 8 法人として寄付した義援金の法人税の取扱いは・・・172
- 9 自宅が全壊したが所得税の減免はあるか・・・173
- 10 相続税は相続時点の価値で申告するのか・・・174
- 11 災害に関して支出した費用の税務上の取扱いは・・・175
- 12 消費税の課税制度を一般課税から簡易課税に変更したいが可能か・・・177
- 13 課税済みの酒税等について救済は受けられるか・・・178

## 10 保険関係

- 1 亡夫が受取人の義父の生命保険金の受取人は・・・179
- 2 生命保険金を請求する際に必要な資料は何か・・・181
- 3 証券喪失の場合の保険金請求はどうなるか・・・182
- 4 生命保険料が払えないがどうしたらよいか・・・183
- 5 地震保険の保険金はどのように決まるのか・・・185

6	地震保険の損害の程度はどのように判断されるのか .....	186
7	津波で流された自動車の保険金は払われるか.....	188
8	原発事故により被曝し廃車する場合、車両保険金は 払われるか.....	189
9	車で避難中の交通事故の保険金は払われるか.....	190
10	健康保険、介護保険の保険料が支払えないが減免や 猶予あるか.....	191
11	現在隣市の避難所で生活しているが、介護保険の給 付を受けられるか.....	192
12	隣家が火事となり、家財が水浸しになったが火災保 険で補償されるか.....	193

## 1 1 各種支援制度関係

1	災害弔慰金の支給内容について知りたい.....	194
2	避難先で生活保護の申請ができるか.....	195
3	義援金を受領すると生活保護は打ち切られるか..	196
4	生活家電等をそろえるための支援制度はあるか..	197
5	住宅の再建・補修のための援助制度はあるか.....	198
6	仕事と財産を失った外国人も生活保護を受けられる か.....	199
7	外国人でも、死亡または障害者になった場合、見舞 金や弔慰金をもらえるか.....	200
8	津波で亡くなった父の葬儀費用の補助制度は.....	201

## 1 2 原発損害賠償関係

1	避難指示の根拠は何か.....	202
2	原発事故に関し、居住者にどのような指示がされて いるのか。違反した場合、罰則はあるか.....	203
3	避難後も賃料は支払わなければならないか.....	204

4	避難指示区域で住宅ローンを組んでいるが、返済は続けなければならないか……………	205
5	避難につき、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けられるか……………	206
6	誰に賠償請求ができるのか。賠償額は無制限か…	207
7	損害賠償の請求にはどのような方法があるか…	209
8	原子力損害の範囲の判定等に関する指針とは…	210
9	指針に含まれない損害は賠償されないのか……………	212
1 0	避難に伴う精神的苦痛の慰謝料請求はできるか…	213
1 1	避難指示区域内の会社が休業となったが、失業給付を受け取れるか……………	214
1 2	避難指示が出て、雨漏り修理できないまま避難したため、家財道具が使えなくなった。損害は賠償されるのか……………	215
1 3	緊急時避難準備区域にある土地の売却を予定していたが、売れなくなった。どうすればよいか……………	216
1 4	営業損害はどのように算定すればいいのか……………	217
1 5	避難区域内で事業を営んでいたが廃業を決意した。どのような賠償を求められるのか……………	218
1 6	売り上げが無くなったが賠償されるか……………	219
1 7	自主的に農作物の出荷をやめたが、その後出荷制限指示があった。指示前に出荷できなかった分の損害は賠償されるか……………	220
1 8	出荷制限を受けた農作物の廃棄にかかった費用は賠償されるか……………	221
1 9	漁協からの操業自粛要請で操業を停止したが、出荷できない損害は賠償されるか……………	222
2 0	牛の飼料等について県から自粛要請があり、代わりの飼料を買わざるを得なかったが、この費用は賠償されるか……………	223

2 1	風評被害とはどのようなものか	224
2 2	東京電力が開始した本払いの内容を知りたい	226
2 3	東京電力の本払いの請求の締切りはあるのか	228
2 4	東京電力から仮払いを受けた金額が、本払い基準での請求金額を上回る場合は、どうなるのか	230
2 5	自主避難者の損害については、今後も避難費用や慰謝料は支払われないのか	232
2 6	原子力損害賠償紛争解決センターはどのような機関なのか	234
2 7	原子力損害賠償紛争解決センターで示された和解案に納得がいかない場合の手続はどうなるのか	236
2 8	原子力損害賠償紛争解決センターを利用せず、裁判をすることは可能か	237
2 9	原発事故損害について、国が仮払い(立替払)を行う法律はどのようなものか	238
3 0	東京電力への賠償請求として、どの方法を選択したらよいのか	239

### 1 3 その他

1	震災を原因とする借地借家トラブルや隣人間の地震被害などの紛争を解決するために、裁判費用の補助制度はあるか	241
2	運転免許証の更新をしなかった場合どうなるか	242
3	株券をなくしたがどうしたらよいか	243
4	瓦礫にアスベストが含まれ、健康被害がでるおそれがあるとの報道があるが、国はどのような対策をとっているのか	244
5	定期券の払戻しをしてもらえないか	245
6	被災した家屋から生活用品を持ち去った場合、罪に問われるか	246

## 1 賃貸借関係

### (質問) 1 - 1

賃貸住宅に住んでいるのですが、震災で、住宅の壁にヒビが入り、一部が使用できなくなりました。

賃料の減額を請求することはできないでしょうか。

### (回答)

損傷の程度によっては、減額の請求をすることができます。

### (説明)

- ・ 建物の損傷が、建物の一部滅失といえるほど大きなものであれば、賃料減額請求が認められます。その場合は、滅失した部分の割合に応じて、減額されることとなります。ただし、賃貸人と協議することもなく、一方的に減額の額を決めて支払った場合には、契約解除等の紛争が発生することがありますので、注意が必要です。
- ・ 建物の「滅失」とは、建物の損壊の程度がひどく、建物としての「効用を失った状態」をいいます。
- ・ 賃貸人と減額について合意することができず、裁判所での手続を利用する場合には、まず民事調停を起こす必要があります。特定の地域では、震災を原因として起きたトラブルについての民事調停は、その申立費用が免除されます（質問 1 3 - 1 参照）。民事調停における話合いで合意することができずに不成立となった場合には、訴訟を起こすことができます。
- ・ 裁判所での手続以外の紛争解決の手段としては、弁護士会の仲裁手続（紛争当事者の合意に基づき、弁護士が仲裁人となって、双方の主張を聞いたうえで、解決のための判断を示し、当事者がこの判断に拘束される手続）等、裁判外の紛争解決手続（ADR）を利用する選択肢もあります。たとえば平成 23 年 9 月末現在、仙台弁護士会では、震災に関連する紛争について、通常の仲裁手続よりも手数料を低額に設定した「震災 ADR」を実施しています。

- ・ 建物の一部が滅失し、残りの部分だけでは、居住することができない場合（賃貸借契約の目的を達することができない場合）には、賃貸借契約を解除することができます。

**（お問い合わせ先）** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会  
仙台弁護士会紛争解決支援センター

**(質問)** 1 - 2

テナントビルを借りて店を運営しています。

今回の震災で売上が激減して、賃料の支払に苦慮しているのですが、売上が回復するまで、賃料を減額してもらうことは可能でしょうか。

また、当面、差し入れている敷金（保証金）と相殺するということはどうでしょうか。

**(回答)**

売上の減少を理由とする賃料の減額は、当然にはできません。また、賃料と敷金（保証金）を相殺することも当然にはできません。賃貸人とよく話し合ってみてはいかがでしょうか。

**(説明)**

- ・ 賃貸人は、賃借人に対し、目的物（建物）を使用収益させる義務を負っており、建物の使用収益が可能であれば、賃貸人はその義務を果たしていることとなりますので、賃料全額の支払義務が発生するのが原則です。
- ・ ただし、震災による景気低迷等により、近隣の賃料相場が下落し、賃料が不相当となったような場合には、賃料減額請求をすることができます。
- ・ 敷金（保証金）の返還請求権は、建物の明渡完了時に、賃貸人の賃借人に対する債権を控除して、残額があるときに初めて発生します。このため、賃貸借契約が継続している間は、賃貸人の側からは敷金を未払賃料の支払に充当することはできますが、賃借人の側から充当を主張することはできません。
- ・ このように賃料の減額や賃料と敷金の相殺を賃借人の側から一方的に行うことはできませんが、事情を話して、賃貸人と相談してみるべきでしょう。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会



**(質問) 1 - 3**

借家に住んでおり、2年契約で3月末が更新の予定でした。ところが、大家さんの自宅が津波で流されてしまい住むところがなくなったため、私に借家を明け渡すよう求めています。退去しなければならないでしょうか。

**(回答)**

必ず立ち退かなければならないわけではありません。

**(説明)**

- ・ 期間満了の1年前から6か月前までの間に、更新拒絶等の通知がなければ、賃貸借契約は同一条件で更新されたものとみなされます。これを「法定更新」といいます。また、この通知があっても、期間満了後に賃借人が使用を継続し、賃貸人が遅滞なく異議を述べなかった場合も同様です。
- ・ 法定更新があった後は、期間の定めがない賃貸借となります。この場合、賃貸人が解約の申入れをしてから6か月を経過することにより、契約が終了するとされていますが、その場合にも、賃貸人の側に解約についての「正当事由」が必要となります。なお、賃貸人自身がその建物を使用する必要性があることは、正当事由の有無の判断にあたっては、重要な要素として考慮されます。ほかに使える借家は持っていないか等も含めて、総合的に判断されます。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問) 1 - 4**

私が借りているアパートは、地震で、外壁にひびが入り、2階に昇る階段もいつ外れるかわからないような状態です。

大家さんに修繕を求めたのですが、取り合ってもらえません。どうしたらよいでしょうか。

**(回答)**

賃貸人は、法律上、賃貸借契約の目的物の修繕義務を負うこととされています。

賃貸人が修繕をしない場合には、賃借人が工事費用を立替払いして修繕を行い、費用を支払うよう賃貸人に求めることが考えられます。

災害救助法に基づき工事の費用の援助を受けられることもあります。

**(説明)**

- ・ 個別のケースで賃貸人が修繕義務を負うかどうかは、損傷の箇所、程度等にもより、賃貸借契約上の修繕義務に関する特約の有無によっても異なりますが、このケースでは、修繕義務を負う可能性が高いといえます。
- ・ 賃貸人が修繕をしてくれない場合は、賃借人が費用を立て替えて、修繕を行い、賃貸人に対して、償還を請求できます。償還に応じてくれない場合は、賃料と相殺することもできます。
- ・ 今回のケースでは災害救助法に基づく応急修理制度により、修繕費用の支給を受けることも考えられます（上限52万円。市町村が工事業者と契約を結び、市町村から工事費用が支払われます。）。賃貸人がこの制度を利用しない場合は、賃借人が利用することもできます。損傷の程度や収入の要件を満たす必要がありますので、詳細については、市町村の窓口にお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 市町村

**(質問)** 1 - 5

一戸建てを貸していたのですが、震災で住むことができない状態になったので取り壊そうと思っています。

借家人が残していった家財道具はどうすればよいですか。

**(回答)**

賃借人に、家財道具の所有権を放棄する意思を確認したうえで処分すべきです（可能な限り、書面により、処分についての同意を得るべきです。）。

賃借人が行方不明になっているような場合には、賃借人に対して明渡請求訴訟を提起して、明渡しを命じる判決に基づき強制執行をするというのが、法的に最も安全な処理方法です。

**(説明)**

- ・ 建物が滅失した場合、賃貸借契約は終了しますが、家財道具は借家人の所有物ですので、勝手に処分すると、後に賃借人から損害賠償請求を受けることがあります。勝手に処分はせず、賃借人に引き取ってもらう、あるいは家財道具の所有権を放棄する意思を確認したうえで処分すべきです。その場合、できる限り、書面で賃借人の意思を確認すべきです。後にトラブルにならないように、処分費用の負担についても話し合っ、合意しておくべきでしょう。
- ・ 賃借人が行方不明になっているような場合は、明渡請求訴訟を提起して、明渡しを命じる判決に基づき強制執行をするのが、法的にもっとも安全な処理方法です。
- ・ 建物の倒壊で家財道具自体が壊れてしまうなど緊急を要する場合には、家財道具の状況を写真でくまなく撮影したうえで、保管場所を確保して保管しておくということも考えられます。その場合には、例えば、警察官等の第三者に立ち会ってもらい、緊急性を確認してもらったほうがよいでしょう。
- ・ 人の捜索・救出、遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、

社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要がある場合には、政府の暫定的なガイドライン（「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」）が公表されています。

ガイドラインのうち家財道具に関連する部分は、概ね(1)～(4)のとおりです。

- (1) 作業を行うための私有地への一時的な立入りについては、所有者の承諾を得なくても差し支えない。
- (2) 建物内の動産（自動車、船舶を除く）の扱いについては、貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合は連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、遺失物法にしたがって処理する。
- (3) 位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず、別途保管し、所有者等に引き渡す機会をもうけることが望ましい。
- (4) 上記以外の動産については、撤去し、廃棄して差し支えない。

**(質問)** 1 - 6

アパートを貸していたのですが、津波で流されてしまい、賃貸借契約が終了しました。

敷金については全額返さなければならないのでしょうか。

賃貸借契約に「敷金は賃料の3か月分、そのうち1か月分は返還しない」という特約がある場合はどうでしょうか。

**(回答)**

全額を返す必要があります。

敷引特約がある場合も、原則として全額を返す必要があります。

**(説明)**

- ・ 建物が津波で流されたり、全壊したりした場合には、賃借人の使用によって生じた損耗の補修費用は発生しませんので、敷金は全額返還する必要があります。
- ・ 災害により借家が滅失したときは、最高裁の判例によれば、敷金から控除される金額が礼金であるという趣旨が明確に合意されているような場合は別として、一般的には、災害等で契約が予期しない事由により終了した場合にまで敷金の一部を返還しないとの合意が成立していたとはいえ、敷引金は賃借人に返還されるべきと判断しています。
- ・ 敷引特約自体は一般に有効な特約とされていますが、事業者と消費者の間で締結された賃貸借契約（この場合は「消費者契約」にあたります）については、一般と比べて敷引金が高額過ぎる場合には、敷引特約が消費者契約法10条1項により無効と判断される可能性があります。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 7

築50年以上の古い木造アパートに住んでいます。

古いですが特に老朽化しているわけではありません。

それが今回の地震後、いきなり、大家さんから、「危ないから賃貸借契約は終了とする。即刻退去するように」と言われました。

私としては、このまま住み続けたいのですが、大家さんが独自に危険と判断したら立ち退かざる得ないのでしょうか。

また、市町村から「危険」と書かれた赤いステッカーを貼られた場合はどうでしょうか。

**(回答)**

建物が滅失した場合には、賃貸借契約が終了しますが、滅失していない場合には、賃貸借契約は継続します。賃貸借契約が継続する場合は、直ちに退去する必要はありません。

賃貸人は、期間の定めのない賃貸借（または、契約上、賃貸人による中途解約が可能な場合）であれば、6か月前までに解約を申し入れることにより、期間の定めのある賃貸借であれば、期間満了の1年前から6か月前に更新拒絶することにより、契約を終了させることができます。ただし、いずれの場合も、正当事由が必要となります。

赤いステッカーは、市町村の建築物応急危険度判定の結果であり、「危険」と判断されたとしても、必ずしも建物の滅失により貸借契約が終了するというものではありません。

**(説明)**

- ・ 建物の損傷の程度が著しく、安全性を確保するのに大規模な修繕が必要な場合は、修繕にかかる費用や、修繕費用と賃料とのバランス、建物の耐用年数などの事情を総合して、正当事由が認められる場合があります。また、正当事由がただちに認められなくても、立退料を支払うなどして、正当性が補完され正当事由が認められる場合も

あります。

- ・ 赤いステッカーは、市町村の建築物応急危険度判定の結果であり、建物の概観から応急的に判定したものですから、必ずしも建物が滅失しているかどうかの判断に直結するものではありません。賃貸人と話し合ったうえで、専門家（建築士事務所等）に現況を調べてもらったうえで判断したほうがよいでしょう。

**（お問い合わせ先）** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会



**(質問) 1 - 8**

震災の影響で生活が苦しくなったので、借家を引き払い、しばらく、親戚の家に身を寄せようと考えています。

賃借人から、賃貸借契約を解約することはできるのでしょうか。

**(回答)**

期間の定めのある賃貸借契約（有効期間を平成〇年〇月1日から平成〇年〇月31日までとするというような場合）において、中途解約について規定がない場合は、解約は困難ですが、通常は賃貸借契約に中途解約の規定がありますので、その内容によることとなります。

期間の定めのない賃貸借契約の場合は、借主はいつでも解約の申入れをすることができ、申入れの日から3か月を経過すれば契約が終了します。

契約で定めた期間の満了により、更新がなく借家契約が終了する「定期借家契約」という類型を利用した場合は、床面積が200㎡未満の居住用建物賃貸借で、転勤・療養・親族の介護その他のやむを得ない事情により、借主が建物を生活の本拠として使用することが困難となったときは、解約の申入れをすることができます。この場合、申入れの日から1か月を経過すれば契約が終了します。

**(説明)**

- ・ 期間の定めのある賃貸借契約で中途解約についての規定がない場合は中途解約は困難ですが、実際には、中途解約の規定がある場合がほとんどですので、契約書をよく確認する必要があります。
- ・ 契約書に中途解約の規定がなくても、話し合いがまとまれば中途解約はできますし、貸主と借主の合意の内容を合理的に解釈することによって、解約が認められることもあります。

- ・ 解約に伴い、違約金などの支払を求める契約規定がある場合もありますが違約金の金額が高額すぎるような場合には、消費者契約法などにより無効とされることも考えられます。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 9

震災の影響で、賃料を滞納してしまったところ、大家さんに部屋の鍵を付替えられてしまいました。

仕方ないのでしょうか。

**(回答)**

賃料の滞納があったからといって、鍵を付け替えることはできません。

契約を解除せずに使用を妨げることは債務不履行になり（不法行為と考えることもできます。）、生じた損害の賠償を請求することができます。

また、賃借人に無断で開錠して鍵を付け替えたことになりまますので、刑法上の器物損壊罪、住居侵入罪に該当する可能性もあります。

**(説明)**

- ・ 建物賃貸借契約では、賃貸人は賃借人に貸した建物（部屋）を使わせる義務があり、賃借人は賃貸人に賃料を支払う義務があります。
- ・ 賃借人が賃料の支払を怠った場合も、賃貸借契約が直ちに終了するわけではなく、契約を解除しない限りは、賃貸人の義務（部屋を使わせる義務）は消滅するものではありません。鍵を付け替えて部屋に入ることができなくすることは、この義務の不履行にあたります。なお、賃貸借契約は、賃貸人と賃借人の信頼関係に基づく継続的な契約であるため、判例上、ささいな債務不履行（例えば、1か月分だけ、賃料の支払が遅れるなど）を理由に解除することはできないこととされています（信頼関係破壊理論）。どの程度の債務不履行があれば解除が可能になるのかは、ケースバイケースで一概には言えません。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 1 0

震災の影響で、賃貸人から、賃貸借契約を解約したいと申入れがあり、これに応じて退去することになりました。

仲介の不動産会社からは、「中途解約なので通常であれば引越費用は大家が負担するが、今回は、大家さんも震災で被害を受けているため、引越費用は負担してもらえない。」という話がありました。

また、地震で被害を受けた建物の壁の亀裂の修繕費用も大家さんと折半で負担するよう求められ、亀裂修繕の業者が家に出入りした際に汚した部分のハウスクリーニング代まで負担するよう求められています。これらに応じなければならないのでしょうか。

**(回答)**

賃貸人に引越代を負担する法的な義務を負わせるのは困難ですが、交渉の余地はあるかもしれません。

原則として、震災による被害について賃借人が修繕費を負担する義務はありません。

**(説明)**

- ・ 中途解約について既に合意している場合には、賃貸借契約に「賃貸人側からの解約申入れにより合意解約する場合には、賃貸人が引越代を負担する。」という内容が含まれていなければ（契約書を確認しましょう）、賃貸人に対して、引越代を負担する法的な義務を負わせることは困難です。

仲介会社の話からすると、従前は、賃貸人が引越代を負担していたようですので、全額ないし一部の負担について、賃貸人と交渉する余地はあるかもしれませんが、あくまで話し合いということになると思われます。

- ・ 賃借人は、建物を明け渡す際に、「原状回復」して返す必要があります。

すが、これは、借りた時と同然の状態にして返さなければならないという意味ではなく、普通に生活して生じる程度の損耗や経年劣化であれば、そのままの状態で返還すればよいとされています。

賃借人の故意や不注意で壁や床などを壊したり傷つけたりした場合には、賃借人が修繕費を負担する必要がありますが、地震による壁の亀裂については、そのような場合にあたりませんので、賃借人が修繕費用を負担する必要はありません。

- ・ 亀裂修理は、本来、賃貸人が修繕義務を負うべきものですから、その業者の出入りの際に発生した汚れについて、賃借人がクリーニングの費用を負担する義務はありません。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 1 1

3か月前に賃貸借契約を更新したばかり（契約期間2年）ですが、大家さんが原発事故の影響で自宅に住むことができなくなったため、自分で住む必要があるとあって、立ち退きを求められています。

ただ、アパートには空き部屋もあり、現に大家さんは、他の部屋を模様替えして住み始めています。

すぐ立ち退かなければならないのでしょうか。

大家さんからは、立ち退いてくれるのであれば、なにがしかの費用は出すと言われましたが、具体的な条件は提示されていません。

自分としては、条件によっては引っ越すことも考えています。どのように対応したらよいのでしょうか。

**(回答)**

直ちに立ち退きの要求に応じる必要はありません。

引っ越しも選択肢として考えているのであれば、賃貸人に対し、具体的な条件を提示するよう求めるべきでしょう。

**(説明)**

- ・期間の定めのある賃貸借契約ですので、契約上に定めのない限り、契約期間中に賃貸人が解約することはできません。契約上、賃貸人による解約の定めがある場合でも、6か月前（契約上、より長い期間が定められている場合はその期間）に解約の申入れをする必要があります。また、解約するためには正当事由が必要です。更新時の更新拒絶にも正当事由が必要です。
- ・賃貸人が、賃貸物件を自分で使用する必要性は、正当事由を判断するうえで重要な要素となります。また、賃貸人が引越代等の費用の負担を申し出たことも、正当事由の存否を判断するための一要素となります。

- ・アパートに空き部屋があり、空き部屋だけで賃貸人が居住するのに十分であれば（家族構成、間取り、広さ等も考慮されます）、正当事由はないと判断される可能性が高いと思われます。
- ・仮に、賃貸借契約上、賃貸人による解約の定めがあり、さらに解約について正当事由があるとしても、賃貸借契約が終了するのは、解約の申入れから6か月後（契約上、より長い期間が定められている場合はその期間）となります。
- ・合意解約に応じて引っ越すことも検討しているのであれば、賃貸人に対し、明渡しの時期や、どの程度の費用を負担するつもりがあるのか、具体的な条件の提示を求めるべきでしょう。

**（お問い合わせ先）** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 1 2

東京都に一戸建てを所有しています。

建て替えをするために、近所の家を定期建物賃貸借契約で1年間借りて、1月から仮住まいを始めましたが、この度の地震をきっかけに建て替えをやめることにしました。

仮住まいの定期建物賃貸借契約は、やむを得ない事情以外は中途解約できないこととなっています。

既に前納で1年分の賃料を支払済みです。

6月末で元の家に戻った場合、賃貸借契約を解約して、7月から12月までの賃料相当額を返してもらうことはできないのでしょうか。

**(回答)**

賃料の返還を求めるのは困難でしょう。

**(説明)**

- ・ 定期建物賃貸借契約は、法律上も、やむを得ない事情がある場合にのみ中途解約できることとされています。法律上は、「転勤、療養、親族の介護その他のやむを得ない事情により、建物の賃借人が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったとき」は中途解約できる旨定められており、そのような場合には、解約申入れの日から1か月の経過により契約が終了します。
- ・ 本件では、震災の発生により自宅の建て替えを中止することが、やむを得ない事情にあたるかが問題となります。具体的な事情によりませんが、震災による直接の被害によって、建て替えをやめざるを得なかったような事情がなければ、やむを得ない事情にあたらないと判断される可能性が高いでしょう。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会



**(質問)** 1－13

賃貸マンションに住んでいます。

地震で冷蔵庫の上においていた電子レンジが落ちて、床が傷ついてしまいました。

管理会社に連絡したところ、修繕費は借りている側の負担になり、退去のときには修繕して原状回復の上、明け渡すようにと言われました。

コンセントの位置から、電子レンジは冷蔵庫の上に置かざるをえないようになっています。

このような場合でも、修繕費を出さなくてはならないのでしょうか。

**(回答)**

そもそも、コンセントの位置から冷蔵庫の上に電子レンジを置くのが通常といえる状況か、借主の置き方が悪かった等の事情がないかなど、具体的な状況によって、賃借人が修繕費を払わなくてはならないかどうかは異なってくると思われま

**(説明)**

- ・賃貸物件を退去するときには、賃借人には原状回復をする義務がありますが、ここでいう「原状回復」とは「借りた当時の状態に戻す」という意味ではありません。
- ・どちらの費用で修繕やクリーニング等を行うことが妥当なのかについて、主として敷金返還についてトラブルが発生することが多くあるため、国土交通省は賃貸住宅の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を定めています。
- ・ガイドラインでは、損耗・毀損を、  
A: 賃借人が通常の住まい方、使い方をしていても発生すると考えられるもの

B：賃借人の住まい方、使い方次第で発生したり、しなかったりする  
と考えられるもの（明らかに通常の使用等による結果とはいえないもの）

A(+B)：基本的にはAであるが、その後の手入れ等賃借人の管理が悪く、損耗等が発生または拡大したと考えられるもの  
と大きく3つに分け、賃借人の原状回復義務は

A→ない

B→ある

A(+B)→ある

とされています。多くの裁判例も、この基準により判断されています。

- ・この考え方によれば、自然災害による損傷は通常の使用方法でも発生するものであり、賃借人に責任はなく、賃借人の原状回復義務には含まれないと考えられます。

ただし、借主の使い方が悪いとか、簡単に倒れて床を傷つけそうな家財を不安定な場所に設置するなど賃借人に過失があるような場合には、賃借人に原状回復義務が認められ、費用を支払わなくてはならない可能性もあります。

- ・また、賃貸借契約のなかに「原状回復は、理由のいかんを問わず借主負担とする」などの特約がある場合でも、その特約は、消費者契約法等により無効となる場合も考えられます。

**（お問い合わせ先）** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1-14

住んでいる賃貸マンションの一部が、地震で壊れてしまいました（住めないという程ではありません）。

大家さんに修繕を依頼したところ、逆に、賃貸マンションから立ち退くように要求されてしまいました。

このような場合、賃貸借期間は残っていても、立ち退かなければいけないのでしょうか。

また、立ち退く場合には、立退料は請求できますか。

**(回答)**

賃貸借契約の期間内であれば、立ち退かなければいけないということはありません。

ただし、建物の損傷がひどく、どうしても修繕しなければならない状態で、また、修繕のためには住んでいる人が立ち退かなければならない場合、立ち退きが認められることもあります。

また、賃貸人から解約を申し入れて立ち退きが認められることもあります。この場合には、状況に応じて立退料を請求できる可能性があると思われます。

**(説明)**

- ・住める程度であれば、建物が「滅失」したとは言えませんので、賃貸借契約は継続します。賃貸借契約の期間内であれば、立ち退かなければいけないということはありません。
- ・ただし、賃貸人には、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務があり、賃貸人が必要な修繕をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができないとされています。そのため、建物の状況からみて、修繕が必要でかつ退去が必要な場合は、一時的な退去、あるいは修繕の規模や期間によっては、修繕のために賃借人に立ち退いてもらうことについて、正当事由が認められることも考えられ

ます。

- また、必ずしも建物の修繕が必要ではないという場合でも、賃貸人から解約を申し入れて、立ち退きが認められることもあります。この場合には、条件変更を必要とする事情、これまでの経過状況、建物の利用状況、立退料などを考慮して、正当と認められるものであること（正当事由があること）が必要となりますので、この一環として、立退料を請求できる可能性があると思われます。
- 建物の状況などによって結論が異なりますので、早めに最寄りの弁護士会などに相談するのがよいでしょう。

**（お問い合わせ先）** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 1 5

転職のため引っ越すことになり、引越先のマンションの賃貸借契約を締結しました。

ところが、賃貸借契約締結後に、震災が発生し、引越業者から、燃料不足のため引っ越しができないとの連絡がありました。

そのことを引越先に伝えたところ、住んでいなくても賃料は発生すると言われました。

引っ越しができず、まだ住んでいないのに、賃料相当分は負担するしかないのでしょうか。

**(回答)**

原則として賃料を支払わなければなりません、賃貸人と交渉する余地はあると考えられます。

**(説明)**

- ・引越先のマンション自体は居住するのに特に問題がない状態である場合、賃貸人は使用収益させる義務を果たしていることになります。そうすると、引っ越しをできない理由が、引越業者の都合だとしても、賃貸人からみれば引っ越しをできないのは、賃借人の都合ということになります。そのため、賃借人は、原則として賃料を支払わなければなりません。
- ・ただ実際は、賃貸借契約の開始時期を遅らせることができれば、賃料の支払義務が発生することを避けられますので、引っ越すことができるようになってから賃貸借契約を開始してもらえないか、賃貸人と交渉することも考えられます。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 1 6

震災で賃借している建物の壁に亀裂がいくつか入りました。  
このまま建物に住むことに不安があるため、大家さんに建物が耐震構造であるかどうかについて確認したいと思っています。  
大家さんに対して、耐震構造について開示を求めることはできるのでしょうか。

**(回答)**

耐震構造について、賃貸人に対して開示を求めることができるということを、直接定めた法律的な根拠はありません。  
賃貸人がいわゆる不動産業者（宅地建物取引業者といいます。）であるか、また不動産業者が仲介して賃貸借契約をしている場合には、契約の際に受領した重要事項説明書の内容を確認してみる、また、不動産業者に連絡して耐震診断の有無、その内容について、直接確認してみることが考えられます。

**(説明)**

- ・ 賃貸人がいわゆる不動産業者（宅地建物取引業者）であるか、また不動産業者が仲介して賃貸借契約をしている場合、賃貸借の対象となる建物が耐震診断を受けていれば、賃貸借契約が成立する前の重要事項説明の際に、耐震診断の内容を説明する義務がありますので、重要事項説明書を確認するか、不動産業者に確認してみるとよいでしょう。  
ただし、対象となる建物は、昭和56年5月31日以前に建築された建物のみで、昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手したものは除かれます。また、対象となる建物でも、耐震診断をしていない場合には、耐震診断を行うようにまで強制することはできません。  
なお、説明義務の対象は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する基本方針にもとづいてされた耐震診断に限ります。
- ・ 賃貸人が不動産業者でなく、不動産業者が仲介して賃貸借契約をし

たのではない場合、耐震診断の有無や内容についての説明義務はありません。

賃貸人に対して、耐震構造について問い合わせ、任意での回答を求める以外に方法はないということになります。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 1 7

一戸建てを賃借して住んでいますが、震災で壁にひびが入りました。賃貸借契約書には、「天災による被害については、地震保険で対応する。」と書かれていますが、大家さんからは、「退去する際に賃借人に負担してもらいます」と言われました。

ひびの修繕費用は負担しなければならないのでしょうか。

また、震災前から電気のソケットが壊れていて、修理・交換するよう大家さんに求めていたのですが、ずっと対応してもらえません。

どうしたらよいのでしょうか。

**(回答)**

壁の修繕費用を負担する必要はありません。

ソケットについても、賃貸借契約上、賃借人が修理義務を負うという特約がなく、ソケットが壊れた原因が賃借人の故意や過失でなければ、賃借人が修理・交換をして、その費用を賃貸人に請求することができます。

**(説明)**

- ・このケースでは、天災による被害については、賃貸人側の保険で対応することが賃貸借契約に明記されていますので、地震による壁のひびの修繕費用を賃借人が負担する必要はありません。

また、賃貸人は、賃貸借の目的物の修繕義務を負っています。賃貸借契約の特約で、賃借人が修繕を行うこととされている場合も多いですが、一般的には、このような特約は、当事者が予測しうる程度の損傷を対象としていると考えるべきですので、地震による壁の損傷までは含まれないと解されます。

したがって、いずれにせよ、震災による壁の損傷の修繕費用を賃借人が負担する必要はありません。

- ・ソケットは賃貸建物の設備ですから、賃借人が賃貸人に対して修理



を求めることができ、修理がされない場合は、賃借人自ら修理して、その費用を賃貸人に請求することができるというのが法律上の原則です。

ただし、賃貸借契約において、賃借人が修繕義務を負う旨の特約が定められている場合には、ソケットの修理・交換は、賃借人の費用負担となる可能性が高いでしょう。

また、そのような特約がなくても、ソケットが壊れた原因が賃借人の故意・過失である場合には、修理・交換は賃借人の費用負担となります。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 1 8

築50年以上が経過している一戸建てを賃貸しています。  
震災を機に、今後の安全のために建物を建て替えたいと思うようになり、建替費用にあてるため、その家の庭の部分を売却したいと考えています。

賃借人に相談したところ、「賃料が上がるのは困るので、耐震リフォームだけにしてほしい。このままの状態に住み続けたい。」と言われました。

賃借人が反対したまま、庭だけを売却することは可能でしょうか。

また、賃借人が反対している場合に建て替えはできないのでしょうか。

**(回答)**

理論的には、庭の部分だけ売却することも可能ですが、現実的には極めて難しいでしょう。

建て替えに賃借人が反対している場合には、賃貸借契約を解約して（または更新を拒絶して）終了させるための正当事由のあることが必要です。

**(説明)**

- ・ 戸建て住宅の賃貸借契約においては、特段の事情や特約がない限り利用できる敷地の範囲に庭の部分も含まれているものと考えられます。
- ・ 理論的には賃貸借契約の目的となっている土地（庭の部分）を売却することはできますが、売却されても賃貸借契約は継続し、購入者は土地を利用することができないため、実際には、売却することは極めて困難です。
- ・ 建物を建て替える場合には、現在の建物についての賃貸借契約を終了させる必要があります。賃借人との合意により賃貸借契約を終了

させられない場合は、賃貸借契約を解約するか、または更新を拒絶して終了させる必要があります。建賃貸借契約の解約又は更新の拒絶をする場合には正当事由が必要となります。建物の建て替えの必要性（危険性の程度）、賃借人への立退料支払の申出、新建物についての賃貸借（予約）契約の提示等が正当事由の有無の判断要素となるものと思われます。

**（お問い合わせ先）** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 19

今回の地震で賃借している部屋のコンセントが漏電するようになってしまいました。

そこで、管理会社に修理をしてほしいと連絡したところ、修理費用を半分支払ってほしいといわれました。

この場合、修理費を半分支払わなければいけないのでしょうか。

**(回答)**

地震を原因とする漏電であれば、修理費を支払う必要はありません。

ただし、借主の使い方が悪いなど、賃借人に責任があるような場合には、費用を支払わなくてはならない可能性もあります。

**(説明)**

- ・ 賃貸借契約において、賃貸人は、賃貸しているものの使用および収益に必要な修繕をする義務を負っています。そのため、賃借人の責任によるものではなく、賃貸している物件の設備などが壊れた場合、賃貸人が自らの費用負担で修理をする必要があります。
- ・ ただ、借主の使い方が悪いとか、簡単に倒れて床を傷つけそうな家財を設置するなど賃借人に故意・過失があるような場合には、賃借人が費用を支払わなくてはならない可能性もあります。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 20

震災で、賃貸マンションの上の部屋の蛇口が、落下物のせいで開きっぱなしになってしまい、階下の私の部屋まで水浸しになってしまいました。

上の階の住人に損害賠償請求をすることはできるのでしょうか。

**(回答)**

水漏れが上の階の住人の責任によるといえるかどうかによって異なります。

物が落ちて蛇口が開いてしまった際の具体的な状況や事情によって、上の階の居住者に責任があるのかどうかの判断が異なってきます。

**(説明)**

- ・ 水漏れの原因が、単純な蛇口の閉め忘れなど上の階の居住者の責任による場合は、上の階の居住者に対して、損害賠償を請求することができます。

しかし、水漏れが上の階の居住者の責任とはいえない場合、上の階の住人に対して、損害賠償請求をすることはできません。

- ・ 物が落ちてきて蛇口が開きっぱなしになったとのことですが、物の置き方が悪くて落ちてきてしまったのか、通常であれば落ちるような状況ではないのに、地震の揺れが通常予測できないくらいに強くて落ちてきてしまったのかなど、具体的な状況や事情によって判断が異なってきます。
- ・ 上の階の住人が地震による損害も補償するタイプの個人賠償責任保険や住宅総合保険をかけていれば、保険で損害を補償してもらえる可能性があります。ただし、地震によって生じた損害について、補償しないという条項が入っていることが通常ですので、この点を確認する必要があります。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 2 1

地震で借地上の建物が全壊しました。賃貸人の承諾なく再築することは可能でしょうか。

**(回答)**

原則として、賃貸人の承諾なく再築することができます。

増改築禁止特約がある場合には、賃貸人の承諾なく再築すると賃貸借契約の解除原因となる可能性がありますので、できれば賃貸人の承諾もしくはこれにかわる裁判所の許可を得た方がよいでしょう。

**(説明)**

- ・借地上の建物が滅失しても、借地権は存続します。ただし、借地借家法施行（平成4年）前に設定された借地権であるかどうか、賃貸人の承諾があるか否かにより、借地権の存続期間に違いがあります。
- ・増改築禁止などの特約がある場合、仮に賃貸人の承諾なく再築したとしても、賃貸人との信頼関係を破壊したといえないような特別の事情があれば、賃貸人から解除することはできません。ただし、その判断はケースバイケースですので、できれば賃貸人の承諾を得ておいた方がよいでしょう。
- ・もし、賃貸人が高額な承諾料を要求するなどして承諾のための協議が整わない場合は、裁判所に対し、賃貸人の承諾に代わる許可を申し立てることができます。その場合、裁判所は、当事者間の利益の衡平を図るために、借地条件の変更や財産上の給付（承諾料にかわるもの）を命ずることがあります。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 2 2

築40年の木造アパートを賃貸しているのですが、十分な耐震性があるかどうか不安があります。

今回の震災のような地震で住人に被害が出たような場合に、賃貸人はどのような責任を負うのか教えてもらえますか。

また、もし、立退料を支払って、住人に出て行ってもらうことにした場合、立退料の相場はどのくらいでしょうか。

**(回答)**

建物に瑕疵があった場合には、責任を負う可能性が高いといえます。

立退料については、はっきりとした相場というのはありません。一般的には、引越代を含めて、賃料の6～12か月分ということが多いようですが、あくまで目安です。

**(説明)**

- ・ 建物の賃貸人が、建物の倒壊等によって賃借人に被害が発生した場合に責任を負う原因としては、①賃貸借契約上の債務不履行②土地の工作物の所有者としての不法行為責任（土地工作物責任）が考えられます。
- ・ 賃貸借契約上の債務不履行については、賃貸人が責任を負うのは、故意または過失があった場合に限られます。例えば、点検やメンテナンスが不十分であったような場合には、過失があったと認められることが多いでしょう。
- ・ 土地工作物責任を一次的に負うのは、工作物の占有者（賃借人）ですが、占有者は、損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは免責され、その場合には所有者が責任を負います。居住用の物件の場合、建物の構造的な部分について賃借人に注意義務違反を問うのは難しいでしょう。
- ・ 所有者の土地工作物責任は、債務不履行の場合と異なり、故意・過



失がない場合も免責されません。また、所有者の責任ですので、建築時から所有していたか、建築後に取得したかは関係ありません。

- 土地工作物責任は、建物の設置または保存に瑕疵があることが要件であり、瑕疵とは、その物が通常備えるべき品質や性能を欠くことをいいます。どのような場合に瑕疵があるといえるかは、ケースバイケースで、難しい問題ですが、建築時の建築基準法令に適合していたかどうかは「設置の瑕疵」についての一つの目安になるでしょう（ただし、目安に過ぎず、最終的には実質的な安全性を備えていたかが問題となります。）。
- 地震で建物が倒壊した場合、メンテナンス不足等のせいなのか、建物の瑕疵のせいなのか、不可抗力なのか問題となります。どの程度の揺れの地震だったのか、付近の建物の状況はどうか（付近の建物はほぼ無傷なのに、一軒だけ倒壊しているような場合には、少なくとも建物に瑕疵があったとされることが多いでしょう。）などを総合的に判断します。
- 一定の立退料を支払えば、必ず賃借人に退去してもらえるとものではありません。立退料の提示は、老朽化による建てかえの必要性とともに、更新拒絶や解約申入れをするための正当事由が存在するかどうかの判断の一要素となります。

**（お問い合わせ先）** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 2 3

賃貸アパートに住んでいます。大家さんから、「震災をきっかけに建物の耐震性を調べたところ、非常に危険な状態であることがわかり、区からもそのような指摘を受けている。」として、1年半以内に立ち退くよう言われたのですが、その後、今すぐに立ち退くよう要求されています。

大家さんからは、引越費用や賃料に関して、できるだけことはすると言われてはいますが、まだ具体的な提示はありません。すぐに立ち退くのは難しい状況ですが、どうしたらよいでしょうか。

**(回答)**

直ちに立ち退きの要求に応じる必要はないと思われませんが、建物の状態によっては、賃貸人による更新拒絶ないし解約が認められる可能性があります。

**(説明)**

- ・ 賃貸人が、期間の定めのある賃貸借契約の更新拒絶や、期間の定めのない賃貸借契約（または、契約上賃貸人に中途解約が認められている契約）の解約をするためには、正当事由が必要です。また、更新拒絶の場合は、期間満了の1年前から6か月前の間に通知をする必要があります、解約の場合は、6か月前に通知をする必要があります。ですから、いずれの場合でも、少なくとも6か月の間は退去する必要はありません。
- ・ 正当事由の存否の判断にあたっては、賃貸人による自己使用の必要性、立退料の支払の申出等の事情を総合的に考慮することになります。安全のための建物の建て替えの必要性も判断の一要素となります。建物の危険性が非常に高いような場合には、立退料の支払がなくても正当事由が認められる場合もありますし、それほど危険性が高くない場合には、相当程度の立退料の提示がなければ正当事由が

認められないということになるでしょう。

- 立ち退きに応じるかどうかは、そもそも建物がどの程度危険なのか賃貸人が具体的にどれだけの立退料を出すのかがわからなければ判断できませんので、賃貸人に対し、これらを明らかにするよう求めるべきでしょう。正当事由の有無、具体的な条件の妥当性等については、弁護士等の専門家に相談したほうがよいでしょう。
- なお、賃貸借契約を終了させた上での立ち退きではなく、必要な耐震補強工事を行うために一時的に部屋を空けることを賃貸人から要求された場合は、応じなくてはなりません。工事中の仮住まいの費用は一般的には自己負担となりますが、工事期間中、もともとの部屋の賃料は発生しませんので、賃料を二重に支払うことにはなりません。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 2 4

震災で避難勧告が出て、借家に住めなくなりました。  
避難している間の賃料を支払わなければならないのでしょうか。

**(回答)**

借家の使用が客観的に不可能であるため、賃料の支払義務は生じないと考えられます。

**(説明)**

- ・ 避難勧告が出ている場合などの不可抗力により、賃貸人が建物を使用させる義務を果たせない場合、賃貸人には賃料を受け取る権利がありません。
- ・ 避難勧告の場合、家主側の故意や過失で建物が使用できなくなった訳ではありませんが、民法536条の危険負担（どちらにも責任がない理由で契約内容が実現できない場合に、どちらが負担を負うかという問題）における債務者主義（「建物を使用させる義務」を負っている家主が債務者と考えます。）が適用されるためです。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 2 5

借りていた土地が地震による地割れ（または液状化）で使用できなくなりました。

地主にどのような請求ができますか。

**(回答)**

地主は、賃貸借の目的物である土地を使用できる状態にする義務があるので、修繕を求めることができます。これは、地主に責任のない天災の場合でも同じです。

ただし、経済的に修復が可能な場合に限り解され、修復が著しく困難で賃貸人が修復を放棄したときは、契約を解除することになるでしょう。

**(説明)**

- ・賃貸借契約は、賃料の支払いと目的物の使用が対価関係に立ちます。したがって、賃借人は使用できる状態にするよう賃貸人（地主）に請求することができます。
- ・また、使用できない割合に応じ、賃料の減額の請求などの主張が可能な場合もあるでしょう。
- ・経済的に修復が著しく困難で賃貸人が修復を放棄したときは、契約の条項や当事者の合意に基づいて契約を終了することや、使用できる状態にしないという賃貸人の債務不履行を理由に契約を解除することも考えられます。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 1 - 2 6

マンションを借り、契約や敷金振込も済ませましたが、引っ越し直前に地震が起き、引っ越しができませんでした。

引っ越し先の建物は大丈夫だったのですが、水道が使えず普通に生活することができない状態です。

この場合、新しいマンションの賃料はどうなるのでしょうか。

また、新しいマンションの賃貸借契約を解約することはできますか。

**(回答)**

建物が使用できない状態である場合には、賃借人から解約をすることができます。また、契約解除までの間の賃料の支払義務は生じないと考えられます。

今回の場合には、水道がどのくらいの期間で復旧するか、などの事情によって、「建物が使用できない状態」といえるかどうかの判断が難しいところであり、それによって、賃料の支払義務が生じるかどうか、解除ができるかどうか異なります。

**(説明)**

- ・地震で建物の一部が壊れてしまい、残りの建物の状況では居住の目的を果たせない場合には、賃借人は賃貸借契約を解除することができます。
- ・地震の影響などが原因で、賃貸人が建物を使用させる義務を果たせない場合、民法536条の危険負担（契約当事者のどちらにも責任がない事情によって契約の履行ができない場合、どちらがリスクを負うかという問題）における債務者主義（この場合、家主が借家を使用させる義務を負う債務者と考えます。）が適用され、賃貸人は賃料を受け取る権利を持たないと考えられています。
- ・建物が使用できる状況である場合には、契約にどのような定めがある

れているのかによって、解約するための条件が異なると考えられます。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

## 2 建物関係

**(質問)** 2 - 1

地震で家屋が壊れたところ、市役所の職員を名乗る人が来て、家の持ち主は修繕をすることが義務なので、早く修繕を依頼するよう勧めてきました。

本当でしょうか。

**(回答)**

修繕の義務はありませんので、修繕の依頼をするのは、市役所に確認してからにして下さい。

**(説明)**

- ・家屋は私有財産なので、たとえ壊れても、修繕をするか否かは所有者の自由であり、修繕の義務はありません。
- ・お問い合わせの事案は、「かたり商法」と呼ばれるものと思われま  
す。官公庁等を名乗り信頼させて、勧誘行為を行うものです。
- ・被害にあってしまった場合、まだ代金を払っていないが不審に思わ  
れる場合は、以下の機関にご相談するとよいでしょう。

**(お問い合わせ先)** 消費者ホットライン 0570-064-370

警察 (全国共通の短縮ダイヤル「#9110」)

または最寄りの警察署



**(質問) 2 - 2**

市役所から、私の家の損壊状況について調べるために訪問するとの連絡がありました。

市役所がそのよう調査をすることはありますか。

また何のために家の損壊状態を調べるのですか。

**(回答)**

市役所が住宅の損壊状態の調査をすることはあります。

その目的としては、「応急危険度判定」のためのもの、または「り災証明のための調査」が考えられます。

ただし、市役所の調査をかたる詐欺等もありますので、注意しましょう。

**(説明)**

- ・「応急危険度判定」とは、被災した建築物は、余震等で倒壊したり、建物の一部が落下・転倒する二次災害が発生したりするおそれがあることから、専門家（応急危険度判定員）により倒壊等の危険性と使用の可否を早期に判定し、周知するための制度です。
- ・「り災証明」とは、震災により家屋が損壊した場合に、市町村長がその程度を判定し証明するものです。  
保険の請求や税の減免などの手続に必要とされます。  
大規模災害が発生した場合に行われる各種救援措置も、このり災判定に基づいて実施されます。
- ・震災後、点検や調査と称して訪問し、不必要な工事や不当に高額な工事をさせるリフォーム詐欺が発生することがあります。何のための調査かわからないときや、不審な点がある場合は市町村に確認するなどするとよいでしょう。

**(お問い合わせ先) 市町村**

**(質問) 2 - 3**

震災で隣地との境界であった塀が崩れてしまいました。  
塀を作り直す費用はどちらが負担するのでしょうか。

**(回答)**

塀が境界標となっている場合には、費用を折半します。

**(説明)**

- ・民法は、共同の費用で境界標を設けることができるとし、その費用は、相隣者が等しい割合で負担すると定めています。  
したがって、この場合、費用は双方が2分の1ずつ負担することになります。
- ・塀を境界上ではなく、自分の所有地内に建てる場合には、隣人の同意なく自由に建てることができますが、費用は自己負担となります。

**(質問) 2 - 4**

地震により隣の敷地から土砂が流れてきて、私の家の敷地と隣の敷地の境界がわからなくなりました。

話し合いをしましたが、お互い譲らず話し合いがつきません。  
どうしたらよいですか。

**(回答)**

私法上の境界の問題であれば、当事者で話し合い、解決するのが一番ですが、訴訟や調停を利用することなども考えられます。

また、公法上の境界の問題であれば、私人間で勝手に取り決めることはできず、境界確定訴訟を提起することになります。平成17年の不動産登記法の改正により、境界確定訴訟に比べて簡易迅速な手続である筆界特定制度も利用できるようになりました。

**(説明)**

- ・境界には2つの意味があります。1つは公法上の境界、もう1つは私法上の境界です。
- ・公法上の境界は、筆(ひつ：土地登記簿の土地の個数の単位で、地番を付されて区画されたもの)を異にして隣接する土地の境目(筆界・ひっかい)です。公法上の境界は、国のみが定められるものであって、性質上、最初から客観的に定まっており、関係当事者の合意によって決めることはできません。争いがあれば、裁判所に境界確定の訴えを提起します。
- ・平成17年の不動産登記法の改正により、境界確定訴訟に比べて簡易迅速な手続である筆界特定制度も利用できるようになりました。最寄りの法務局にご相談ください。  
法務省ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html>)
- ・私法上の境界は、土地の所有権の範囲の問題であり、隣接する土地

の所有権の境目を意味します（所有権界）。土地所有権の範囲をどこまでにするかは、当事者間の合意によって決めることができます。合意が整わないときは、調停、あっせん、訴訟などにより解決することになります。

- いずれの場合でも、測量が必要となった場合には、測量費用負担の問題が生じます。民法では、土地の広狭に応じて負担すると定められていますが、測量費用の折半もしくは測量を申し入れた側が全額負担とする場合もあります。

**（お問い合わせ先）** 最寄りの法務局

**(質問) 2 - 5**

事業資金借入の担保として金融機関の抵当に入っていた自宅建物が、地震で倒壊し滅失してしまいました。

この場合、抵当権はどうなりますか。

**(回答)**

担保に入れている家屋が全壊したり、津波に流されたりして滅失すれば、家屋に設定されていた抵当権も、目的物（家屋）の滅失により消滅します。

抵当権が消滅した場合は、ただちに残金全額を支払うこと、または代わりの担保提供をすることが、契約上義務付けられていることが多いようです。

しかし、大震災の場合には、金融機関が、残金全額を直ちに取り立てることはせず、追加の担保を要求しないなど特別な対応をしているケースも多いようですので、金融機関窓口に相談してみてください。

**(説明)**

- ・ 債務者が抵当権などの担保を滅失させたような場合には、期限の利益（返済期限まで返済を待ってもらえることや、分割で返済できること）を喪失し、ただちに残金全額を払わなければならないとされています。
- ・ 一方、担保の消滅理由が自然災害など債務者にとってどうしようもないものであれば、ただちに残金を取り立てられないというのが原則です。しかし、多くの場合、特約によって、債務者にただちに期限の利益を喪失し残金を支払う義務があること（「一般に期限の利益喪失約款」といいます。）や、追加の担保を提供する義務（増担保提供義務）が定められています。
- ・ 上記のような特約（期限の利益喪失約款、増担保提供義務）があっても、大災害時には、金融機関で、残金全額を直ちに取り立てるこ

とはせず、追加の担保を要求しないなど、特別な対応をしているケースも多いようです。

- 地震保険に加入している場合には、建物が滅失したことで得られる保険金請求権にも抵当権の効力が及び、その保険金から債権回収が図られます（物上代位）。ただし、大災害時には、保険金が直接被災者に渡るような特例措置が取られることもあります。
- 建物の底地（土地）と建物の所有者が同じ場合には、建物以外にもその底地である土地に共同抵当権が設定されていることがほとんどです。この場合には土地に設定された抵当権は存続し、増担保が要求されるかどうかの判断には、土地の評価額も考慮されます。
- 建物が借地上に建っている場合には、借地上の建物に設定された抵当権の効力は借地権にも及びますので、建物が滅失した場合には借地権に及んでいた抵当権の効力も消滅します。
- なお、建物の損壊の程度によっては、建物が「滅失」したかどうかの判断が難しく、注意が必要です。滅失していない（修理が可能な場合など）のに勝手に取り壊してしまった場合、担保維持義務違反となり抵当権者から損害賠償請求される可能性もあります。

**（お問い合わせ先）** 各金融機関

お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問) 2 - 6**

「修理詐欺」で家が震災前よりひどい状態になってしまいました。

代金を支払わなければならないでしょうか。

**(回答)**

クーリングオフによる契約解除、詐欺を理由とする取消し、錯誤無効の主張、消費者契約法による取消しなどをすることにより、代金の支払を拒むことができます。

**(説明)**

- ・修理詐欺とは、「修理しないと大変なことになる」などと不安をあおるようなことをいい、不必要な補修工事を高額で契約させるものです。自治体職員を装って訪問するケースもあるので注意しましょう。
- ・クーリングオフは、原則として、特定商取引法で規定する取引のうち、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引について認められます。
- ・これらの取引では、消費者が契約内容を落ち着いて考える余裕がなかったり、商品に関する情報が少なく判断を間違えたり、予想外の損害を被ったりするおそれがあるためです。
- ・クーリングオフの期間は、原則として、契約書面を受け取った日から8日（一部の取引については20日）以内です。
- ・自営業（個人事業主）の方の営業上の取引は、クーリングオフ制度の対象外です。
- ・クーリングオフが認められない場合でも、消費者契約法、民法などの規定により、契約の無効や取消しを主張できることがあります。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問) 2-7**

分譲マンションが地震で一部が壊れてしまいましたが、修復することはできますか。

そのためにはどのような手続が必要でしょうか。

**(回答)**

各区分所有者の「専有部分」については、自己の責任と費用で修理するのが原則です。

「共用部分」については、損傷の程度によって手続が異なります。

**(説明)**

「共用部分」については、損傷の程度によって、以下の決議が必要になります。

- (1) 損傷が軽度で建物が滅失した(建物の全部または一部が確定的に効用を喪失している状態)とまではいえない場合は、共用部分の管理の一環として、集会の普通決議によって修理できます。
- (2) 小規模滅失(建物の価格の2分の1以下の滅失)の場合は、集会の普通決議(規約で別段の定めをすることも可能)によって建物の復旧工事ができます。
- (3) 大規模滅失(建物の価格の2分の1以上の滅失)の場合は、復旧工事のために区分所有者及び議決権の4分の3以上の賛成が必要です。賛成しなかった区分所有者には、区分所有権を賛成者に買い取らせることが認められます。
- (4) 全部滅失(建物といえない状態)の場合は、民法にしたがい、敷地共有者全員の同意がないと建物の取り壊しができません。
- (5) 被災の程度にかかわらず、建て替え決議(区分所有権および議決権の各5分の4以上の多数)があれば、建て替えは可能です。



**(質問) 2 - 8**

震災で物置の屋根が壊れ、屋根のリフォーム会社に修理を依頼しましたが、雨漏りがおき、中に入っていた書籍等が濡れて使い物になりません。

大切なものなので弁償をしてもらいたいと思っておりますが、可能でしょうか。

**(回答)**

損害賠償請求は可能でしょう。

証拠を取っておいてください。

**(説明)**

屋根のリフォームを頼んだのに雨漏りがおきたとのことですから、請負契約の仕事の目的物に瑕疵（欠陥）があるものといえ、注文者は、請負人（リフォーム会社）に対して、雨漏りによって生じた損害について賠償請求ができます。その際、損害賠償請求とともに、瑕疵修補請求（雨漏りを直すよう請求すること）ができます。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問) 2 - 9**

今回の地震で、自宅建物の壁がはがれおちて崩壊してしまい、中が丸見えになってしまいました。

近隣でこのような被害があったのは、私の家だけです。

建築当時から建物自体に欠陥があったのではないかと思っています。

このような場合、建物を売った業者に対して、修繕や建て替えを請求することはできますか。

注文住宅であった場合は、請負業者に修繕や建て替えを請求することはできますか。

**(回答)**

(建売住宅の場合)

売主に対して、損害賠償請求をすることができる場合があります。

一般的に、修繕を請求することはできないと解されていますが、解除が認められる場合があります。

(注文住宅の場合)

請負業者に対して、損害賠償請求をすることができる場合があります。

損害賠償請求とあわせて、または、損害賠償請求の代わりに修繕の請求をすることができる場合があります。

建替えに必要な費用相当額の損害賠償請求をすることが認められる場合があります。

**(説明)**

(建売住宅の場合)

- ・ 買主が住宅購入時に欠陥を知らず、かつその欠陥が買主としての一般的な注意を払っても発見できないようなものであった場合には、

売主に対して、瑕疵（かし）担保責任を追及できます。

- このような瑕疵があるため契約の目的を達することができないときには、契約を解除することができます。また、損害賠償を請求することもできます。
- 瑕疵が契約の目的を達することができないほど重大でない場合には、解除することはできません。この場合でも、損害賠償は請求できます。
- これらの請求は、買主が瑕疵の存在を知ったときから1年以内に行使する必要があります。ただし、この期間は特約等で変更されている可能性があります。
- 隠れた瑕疵がある場合に、修繕を請求することができるかどうかについては、争いがありますが、瑕疵担保責任で請求することができるのは、損害賠償請求と瑕疵が重大な場合の解除だけで、修繕を請求することができないというのが一般的な結論です。

（注文住宅の場合）

- 瑕疵がある場合には、請負業者に対して、修繕することを請求できます。ただ、瑕疵が重要でなく修補に多額を要する場合には、請求することができません。
- 瑕疵によって損害が生じているときには、瑕疵修補請求とともに損害賠償請求をすることができます。なお、損害賠償と請負の報酬請求は、同時に履行する関係にありますので、損害賠償の支払があるまで報酬支払いを拒むことができます。
- 建物について請負契約をした場合は、瑕疵が非常に大きく契約の目的を達することができないときでも、契約解除は認められません。この場合には、建て替えに要した費用を損害賠償請求できると考えられます。
- なお、建物の種類や売買で取得したのか、請負で建築したのか新築か中古かなどによって、瑕疵担保責任を追及できる期間が異なりますので、注意が必要です。

**（お問い合わせ先）** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

### 3 登記・登録関係

**(質問)** 3 - 1

津波で自宅建物が流されました。

建物の登記はどのようにすればよいでしょうか。

**(回答)**

建物の滅失の登記をする必要があります。

建物の登記記録を閉鎖し、建物が滅失しているという事実を公示します。

建物が滅失したときから1か月以内に申請することが義務付けられています。

しかし、東日本大震災の被災地においては、震災により倒壊・流失・焼失した建物について、登記官が職権により滅失の登記をすることとしています。

**(説明)**

- ・ 東日本大震災により膨大な数の建物滅失登記が必要な事態になっていますので、法務省は、被災された方々の登記申請の負担軽減を図り、被災地の速やかな復興のため、震災により滅失した建物の滅失登記を職権で行うこととしています。
- ・ 東日本大震災により倒壊した建物については、職権による滅失登記がされることになっていますが、件数が多いために相当の時間を要するものと見込まれます。登記を急ぐ必要がある場合には、職権による登記を待たず、自ら登記の申請をすることもできます。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの法務局

**(質問) 3 - 2**

抵当権を設定していた建物が津波で流されてしまい、跡形もありません。

抵当権の被担保債権となっている借金の支払をする必要もなくなったのでしょうか。

**(回答)**

借金の支払義務は残っています。

抵当権を設定していた不動産がなくなっても、地震保険の保険金などその不動産の価値が変形したと同視できるものがある場合は、その保険金請求権が債権の回収に充てられることもあり得ます。

**(説明)**

- ・ 抵当権が設定されていた建物がなくなったこと（滅失）により、抵当権は消滅します。しかし、抵当権が消滅しても抵当権により担保されていた債権は、無担保の債権として依然として存在していますので、支払義務はあります。
- ・ 担保となっている不動産が滅失した場合には、直ちに残債務全額の支払をしなければならない、追加担保を設定しなければならないといった約定がなされていることが多いですが、今回の東日本大震災で、国は、被災者の生活に配慮することを金融機関に求めています。したがって、原則どおりに、直ちに抵当権を設定した金融機関等が被担保債権の全額の弁済請求を行ったり、保険金請求権を差し押さえることはないでしょう。
- ・ ただし、一定の猶予期間を過ぎると金融機関からの請求がありますので、被災された方は、自分の置かれた事情を金融機関に相談して、返済猶予を求めることも一つの方法でしょう。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問) 3 - 3**

震災により自宅（持ち家）に大きな損傷が生じたので、建物の改築を行いました。

何か登記する必要がありますか。

**(回答)**

建物の物理的な現況に変更が生じたときには、1か月以内にその変更登記をしなければなりません。

**(説明)**

- ・不動産の登記には、不動産の物理的現況を公示するための「表示に関する登記」（表示登記、表題登記などと一般に呼びます。）と不動産の権利関係を公示するための「権利に関する登記」があります。
- ・「表示に関する登記」の記載事項は、所在、家屋番号、種類、構造、床面積などです。
- ・改築をした場合は、建物の現況に物理的な変更が生じていますので表示登記の変更登記をする必要があります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの法務局

**(質問) 3 - 4**

株式会社の公告をする方法として電子公告を選択していましたが、震災の影響で電子公告が中断してしまいました。公告をやり直す必要があるのでしょうか。

**(回答)**

継続して掲載すべき電子公告が中断してしまった場合、次のすべてに当てはまる場合には、公告をやり直す必要はありません。

(1)公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は会社に正当な事由があること。

(2)公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと。

(3)会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。

**(説明)**

- ・株式会社が、ある行為をしようとするときには、株主にこれを知らせるために公告をすべき場合が多数あります。この公告を行う方法は、法律に別段の定めがある場合を除き、①官報、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、③電子公告から選ぶことができます。
- ・会社が公告をする方法は、登記事項の一つであり、電子公告による場合は、公告内容を掲載するウェブサイトのアドレスも登記することとされています。
- ・回答中の(1)の「善意」とは、当該会社が公告の中断が生じることを「知らない」という意味です。また、「重大な過失がない」とは、公告の中断が生じることにつき「知らなかったことに大きな落ち度がない」という意味です。震災の影響で公告の中断が生じた場合は、これに当たり得ますが、さらに、(2)及び(3)の条件を満たすかどうか

かを検討する必要があります。そして、(1)から(3)まで全ての条件を満たす場合は、会社法上、当該中断は、公告の効力に影響を及ぼさないとされていますので、公告をやり直す必要はありません。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会



**(質問)** 3 - 5

所有していた自動車が津波で流されて行方がわかりません。  
自動車の登録抹消は必要でしょうか。

**(回答)**

既に使用することができなくなった自動車でも登録が残っている場合には、自動車税（軽自動車税）、自動車重量税などの課税がなされることがあり得ますので、登録の抹消手続きをおこなってください。

東日本大震災で滅失又は毀損した自動車（軽自動車）には自動車税（軽自動車税）が課されないことになっていますが、申告等は必要です。

自治体によっては、納税通知書に滅失等に関する書類を同封しているところもあるようです。仮に納税通知書が送付されてくるようであれば、自動車については都道府県庁、軽自動車税については市町村にお問い合わせください。

なお、登録を抹消した場合に、東日本大震災の被災自動車である場合には、還付される自動車重量税について特例も設けられています。

**(説明)**

- ・ 自動車の抹消登録には、「永久抹消登録」と「一時抹消登録」があります。「永久抹消登録」は、自動車を以後もう使用しない場合の廃車手続きであり、「一時抹消登録」は、自動車の使用を一時的に停止する場合に行われます。
- ・ 軽自動車の場合には、「一時抹消登録」に該当するものとして「自動車検査証返納届」、「永久抹消登録」に該当するものとして、一時使用停止した後に完全に廃車する場合の「解体届出」、一度に完全に廃車してしまう場合の「解体返納」があります。
- ・ 手続きを行う場所は、自動車の場合は運輸支局、軽自動車の場合は軽

自動車検査協会となります。

一時使用停止、完全な廃車のいずれかの手続を行い、税金についても手続をしておくこと、翌年度から自動車税・軽自動車税を課税されることを止めることができます。自動車税は翌年度までの残存期間につき月単位で還付を受けることができますが、軽自動車税は、年額の納付のため還付を受けることができません。

- ・完全に廃車の手続きをすると、車検残存期間（1か月以上あることが要件）につき、自動車も軽自動車も還付申請をすることで、自動車重量税の還付を受けることができます。
- ・東日本大震災による被災自動車についての永久抹消登録（軽自動車の場合も同様）の場合は、震災の日（3月11日）から車検証有効期限の日までの自動車重量税の還付を受けることができる特例があります。特例を受けるには、平成25年3月31日までに行うことが必要です。
- ・自動車の行方がわからない場合又は被災自動車を市町村等が保管している場合で自動車の状況から以後使用ができない場合には、所有者が、運輸支局で永久抹消登録の手続を行います。市町村等で保管している場合で、一定期間所有者が抹消登録を行わない場合には、職権で抹消が行われます。この手続に関しては、軽自動車も同様であり、手続を行う場所が軽自動車検査協会になります。
- ・なお、国土交通省は、東日本大震災のために、抹消登録申請時に提出が必要となる書類につき、入手困難な事情もあることに鑑み、一定の書類に関し、代替する手段をとることを認めています。

**（お問い合わせ先）** 最寄りの運輸支局、自動車検査登録事務所  
最寄りの軽自動車検査協会事務所  
都道府県、市町村

**(質問)** 3 - 6

住宅ローンを組んで住宅を購入し、土地と建物にそのローンの抵当権が設定されています。

地震で建物がかかなり傷み、修繕に多額の費用を要するので、取り壊したいと考えています。

住宅ローンの債権者に無断で取り壊して問題はないですか。

**(回答)**

取壊しに際して、事前に抵当権者（住宅ローンの債権者）に、同意を得ておくべきでしょう。

**(説明)**

- ・ 抵当権が設定されている家を取り壊すと、担保物件の消滅により担保物件（抵当権）は消滅します。しかし、被担保債権（住宅ローン）は消滅しませんので、担保物件が消滅してしまうと無担保の債権となってしまいます。
- ・ 無担保の債権者となると、債務者の財産から他の債権者と債権額に応じ同じ割合によってしか、債権の回収ができないことになるので、債権を回収できる可能性が著しく減少することにつながります。
- ・ したがって、抵当権者としては、換価できる担保物件がなくなってしまうことには大きな利害を有しており、また、担保権設定者（担保物件の所有者）は、担保物件の価値を保存・維持する義務があります。この義務は、抵当権設定契約の際に規定されていることが多いでしょう。担保物件が無くなった場合には、残額一括返済や追加担保の差し入れなどが規定されていることもあります。
- ・ 未だ換価できる価値があるといえる場合に、担保物件である建物を取り壊してしまうと、抵当権者を害するおそれがあるために、事前に建物の状況を抵当権者に伝えたくうえで、取り壊すことに了承を得ておくことが望ましいでしょう。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問) 3 - 7**

震災前に父が亡くなり、父の遺言書に従って遺言執行者が職務を行っていたのですが、震災後、その遺言執行者が行方不明となっています。

どのようにすればよいのでしょうか。

ちなみに相続を原因とする不動産の所有権移転登記手続はまだ済んでおりません。

**(回答)**

家庭裁判所に、新たな遺言執行者を選任してもらい、その遺言執行者に遺言書に基づいた登記申請をしてもらうとよいでしょう。

ただ、次の場合には、それぞれ記載の方法で遺言執行者を選任されなくても、登記申請を行うことができます。

(1)遺言書に、特定の相続人に対して、相続財産中の特定の不動産を「相続させる」旨の記載がある場合には、「相続」を原因として、当該相続人が単独で登記申請を行うことになります。

(2)遺言書に、相続財産中の不動産を「遺贈する」旨の記載がある場合、登記権利者を受遺者、登記義務者を遺言者の相続人全員として、「遺贈」を原因として、共同で登記申請を行うことができます。

**(説明)**

- ・遺言書に特定の相続人に相続財産中の特定の不動産を「相続させる」旨の文言がある場合には、遺贈と解すべき特段の事情のない限り、当該不動産を当該相続人に相続させるという遺産分割の方法の指定がなされたとすべきとされています。
- ・そのため、遺言書に「相続させる」という文言がある場合は、遺言の効力が発生する（遺言者が死亡する）と同時に、その不動産は当

該相続人に「相続」を原因として帰属することになるため、遺言執行者が遺言を執行する余地はないこととなります。

- 不動産登記は、利益の相反する登記権利者と登記義務者の共同申請によりその真正を担保することを原則としていますが、相続登記については、戸籍や遺言書等によりその真正が担保されるために、例外として、登記権利者からの単独申請を認めています。
- したがって、「相続させる」旨の文言がある場合は、不動産を取得した相続人から「相続」を原因とした単独申請による登記申請を行うこととなります。
- 登記の原因が遺贈である場合には、原則どおり、共同申請となります。
- 遺贈の登記は、遺言執行者が行わなくとも、相続人全員が登記義務者として申請することもできると実務上解されています。しかしながら、相続人の中に、登記手続に協力しない又はできない者がいる場合には、いなくなった遺言執行者に代わる新たな遺言執行者を選んでもらう必要があるでしょう。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの法務局

**(質問) 3 - 8**

東日本大震災で自社工場が被災し、利用できなくなったので、  
代わりの物件を取得しました。

登記申請の際の登録免許税の特例について教えてください。

**(回答)**

東日本大震災のために、住宅や工場などに被害を受け、代替  
建物を新築・取得せざるを得なかった場合に、これに伴う一  
定の登記申請については、一定時期までにこれらの登記を行  
うことを要件に、登録免許税を課されないこととなっていま  
す。

**(説明)**

- ・登録免許税とは、登記申請をする際に、納付を求められる税金のことです。
- ・登録免許税を課さないこととなっている登記は次のものです。
  - (1) 東日本大震災により滅失、損壊したため取り壊した建物の代替として新築・取得した建物についての所有権移転・保存登記
  - (2) (1)の建物の新築・取得の資金の貸付に関する抵当権設定登記で(1)の登記申請と同時にするもの
  - (3) (1)の建物の敷地として利用する土地の所有権、賃借権、地上権取得についての所有権移転、賃借権設定、地上権設定登記
  - (4) (3)の土地の取得・権利の設定のための資金の貸付に関する抵当権設定登記で(3)の登記と同時にするもの
- ・土地の権利の取得については、従前の建物の床面積合計に一定の数値（個人の住居用の場合は 2、それ以外は 6）を乗じた面積と従前の建物の敷地の面積のいずれか大きい面積についてのみ特例を受けることができます。
- ・この特例は、個人だけでなく、法人も受けることができます。
- ・この特例を受けるために登記申請をなすべき時期は、平成 33 年 3

月 3 1 日とされています。

- この特例を受けるためには、登記申請の際に災証明書などの添付が必要となります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの法務局



**(質問) 3 - 9**

東日本大震災により自宅が被害を受け、代わりに家を取得しました。

登記事項証明書等を取得する際の手数料の特例はありますか。

**(回答)**

東日本大震災により所有又は賃借する建物に被害を受けた者は、被災した建物、その敷地、被災建物の代替として取得・新築した建物、その敷地につき、登記事項証明書（登記簿謄本）等の交付の手数料の免除を受けることができます。

なお、特例はオンラインによる交付申請の場合には適用されません。

**(説明)**

- ・ 特例を受け、交付手数料が免除される証明書等は登記事項証明書、地図、建物所在図、地図に準ずる図面の全部又は一部の写し、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面、各階平面図の全部又は一部の写しです。
- ・ 免除を受けることができる期間は平成33年3月31日までです。ただし、被災代替建物とその敷地、被災代替船舶についての交付請求においては、請求者が代替建物の登記記録（登記簿）に所有者として記載されてから1年以内に請求するものに限りです。
- ・ 免除を受けることができる者は、東日本大震災により所有する又は賃借権を有する建物に被害を受けた者、その相続人です。
- ・ 特例を受けるには、建物所在地の市町村から建物が被害を受けたことにつき「り災証明書」、「被災証明書」などで証明を受けこれを提示しなくてはなりません。また、相続人からの請求である場合は、戸籍謄本等で相続人に該当することを示すことが必要です。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの法務局

## 4 親族・相続関係

### (質問) 4-1

私は、入籍こそしなかったものの内縁の夫と長年夫婦として生活してきました。

内縁の夫は震災により死亡しましたが、内縁の夫には前妻との結婚中に生まれた子供がいます。

遺産はすべて相続人である子供に渡ってしまうのでしょうか。

また、内縁の夫に相続人がいない場合にはどうなるのでしょうか。

### (回答)

内縁の配偶者には、相続権はありません。ただし、内縁の夫の遺言があれば遺贈を受けることができます。

もっとも、他の相続人の遺留分を侵害する場合には、遺留分減殺請求を受ける可能性があります。

相続人がいない場合、特別縁故者として財産がもらえる場合があります

### (説明)

- ・内縁の妻には相続権がありませんので、内縁の夫の遺産は、その相続人のものとなります。今回のケースは前妻と夫との間に生まれた子供が相続人となります。ただし、遺言がある場合には、遺言の内容に従って遺産が承継されますので、あなたも遺産を受け取ることができる可能性があります。

なお、子供が相続人の場合は遺留分（法律によって保障された一定の相続財産の割合）がありますので、遺言によって遺留分を侵害する場合には、相続人から遺留分減殺請求（侵害されている遺留分の取戻し請求）を受ける可能性があります。

- ・内縁の夫に相続人がいない場合（法定相続人が相続放棄をした場合を含みます。）には、利害関係人が家庭裁判所に相続財産管理人の選

任の申立てをします。この手続の中で、特別縁故者は遺産を取得できる場合があります。特別縁故者とは、亡くなった人と生計をともにしていた人などをいい、内縁の配偶者も含まれると思われませんが、この判断は家庭裁判所によって行われます。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問) 4 - 2**

遺族補償年金を受けていた母が津波に巻き込まれて亡くなりました。

年金の受取はどうなるのでしょうか。

**(回答)**

最先順位者が死亡等により失権した場合、次順位受給資格者がいれば次順位者に年金の支給がなされます。

受給資格者がいない場合は、遺族補償一時金が支払われることがあります。

**(説明)**

- ・遺族補償年金は、労災保険上の制度で、労働者が業務上または通勤中に死亡した場合に、一定の条件を満たす遺族に支払われるものです。
- ・労災保険の遺族補償年金を受け取ることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、及び兄弟であって、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していたもののうち、妻以外の者は労働者の死亡当時に、一定の高齢・年少または一定の障がい等の要件を満たすものです。
- ・受け取る順位についても法定されており、最先順位者が死亡等により失権した場合には、次順位者が受給することになります。
- ・なお、年金を受け取ることができる遺族がいないときは、すでに支払った遺族補償年金の額と一定額（給付基礎日額の1000日分）との差額を一定の者が受給することができます（遺族補償一時金）。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問) 4 - 3**

被災により死亡した父の手書きの遺言が後日発見されました。全財産を私の兄に相続させるという内容であり、私にとっては不満ですが、このまま放っておいてはいけないのでしょうか。また、私はまったく財産を相続できないのでしょうか。

**(回答)**

家庭裁判所に対し、遺言書の検認の申立てをする必要があります。

遺言が有効なものであれば、財産は遺言どおり兄に相続されることとなりますが、あなたの遺留分は守られますので、遺留分減殺請求をすることにより、遺産の一定割合を得ることができます。

**(説明)**

- ・公正証書によって作成された遺言を除いては、遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、速やかに家庭裁判所に提出し、その検認を請求する必要があります。

検認は、遺言書の検証をする手続にすぎません。すなわち、遺言書の検認の手続は、遺言が有効か否かを判断するものではありません。したがって、遺言内容の有効性に疑義がある場合には、別途、裁判などで争うこととなります。

- ・亡くなった方（被相続人）は、自身の財産の行方を遺言により自由に定めることができますが、被相続人の遺族の生活を保障するために、法律上一定の制約があります。これが遺留分の制度です。

全財産を特定の者に相続させる内容の遺言は、あなたの遺留分を侵害する遺言ですが、遺留分を侵害する遺言も無効ではありません。ただし、遺留分を侵害された者は、遺留分減殺（げんさい）請求という権利行使をして、遺留分を取り戻すことが可能です。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問) 4 - 4**

震災で姉夫婦が亡くなり、その子供（未成年）を引き取っています。

子供に対して後見人を選任する必要があるでしょうか。

また、選任の手続はどのようにするのでしょうか。

**(回答)**

親権者がいない未成年者の監護養育や財産管理などを行うためには、未成年後見人を選任する必要があります。

選任の手続は、家庭裁判所に申立てをします。

**(説明)**

- ・ 両親を失った未成年者は親権者（法定代理人）がいない状態となります。適切に財産管理を行ったり、相続等の法的問題を処理したりするためには、信頼できる人が、未成年後見人になることが必要です。未成年後見人は、未成年者の法定代理人となり、親権者と同様に未成年者の監護養育、財産管理などを行います。
- ・ 未成年者に対して親権を行う者がいない場合、家庭裁判所は、申立てにより未成年後見人を選任します。この申立ては、未成年者の親族その他の利害関係人が行います。申立書類は、家庭裁判所に書式が用意されています。詳細は家庭裁判所にお問い合わせください。  
また、裁判所ウェブサイト

[http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/kazi\\_06\\_12.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/kazi_06_12.html)

でも制度の概要や申立書の書式等が掲載されています。

**(お問い合わせ先)** 未成年者の住所地の家庭裁判所

**(質問)** 4 - 5

父が津波に巻き込まれて行方不明で、遺体も見つかりません。死亡したと思わざるを得ないのですが、どのような手続きをとることができますか。

**(回答)**

御遺体が未発見の場合であっても、死亡届を提出することができます（戸籍法第86条第3項）。

東日本大震災により亡くなられた御遺体未発見の方の死亡届の取扱いについては、平成23年6月7日付けで法務省民事局から民事第一課長通知が発出されており、チェック方式で作成できる「届出人の申述書」等、死亡届の添付資料が様式とともに示されており、届出人の負担軽減等が図られています。

なお、東日本大震災後、生死不明の状態でも1年間経過した場合、家庭裁判所に失踪宣告の手続きを申し立てることができます。

**(説明)**

- ・死亡届には、診断書または検案書を添付しなければなりません。やむを得ない事由があるときは、診断書等に代えて「死亡の事実を証すべき書面」を添付することができます（戸籍法第86条3項）。今回の震災では、法務省民事局民事第一課長通知が発出され、「死亡の事実を証すべき書面」として以下のものが示されました。

- (1)届出人の申述書(チェックシート形式で簡便に作成できる書式になっています)
- (2)事件本人の被災の状況を現認した者、事件本人の被災直前の状況を目撃した者等の申述書
- (3)事件本人が東日本大震災の発生時に被災地域にいたことを強く推測させる客観的資料(在勤を証明する資料、在学を証明する資

料等)

(4) 事件本人の行方が判明していない旨の公的機関の証明書又は報告書

(5) その他参考となる書面（新聞等の報道資料、僧侶等の葬儀執行証明書等）

- ・上記のうち、(1)は最低限必要で、これに加えて(2)および(3)が添付されていることが望ましく、さらに(4)および(5)も添付されていれば更に望ましいとされています。(1)や(2)の書式は市区町村の窓口に備え置かれています。
- ・なお、死亡届を提出したからといって、必ずしも死亡が認定されるとはかぎりません。

**(お問い合わせ先)** 市区町村



**(質問)** 4 - 6

震災で両親を失った子供は、今後、誰が監護養育することになるのでしょうか。

**(回答)**

両親を失った子供に対しては、一時保護、施設への入所、里親への委託などの措置を行って保護することが考えられます。

また、必要に応じて、子供の親族などが未成年後見人となって子供の監護養育を行います。

さらに、両親を失った子供と養子縁組をして監護養育することも考えられます。

**(説明)**

- ・ 児童相談所は、都道府県および一部の市に設置され、児童（18歳未満の者）に関する相談などに応じる公の機関です。児童相談所は、児童に関する相談に応じるほか、両親を失った児童に対して、必要に応じて一時保護、施設への入所、里親への委託などの措置を行います。
- ・ また、両親を失った子供の権利を守るために必要がある場合には家庭裁判所に申立てをして、未成年後見人を選任してもらう方法もあります。  
さらに、親族などが子供と養子縁組をして、子供の監護養育することも考えられます。
- ・ 今回の震災では、両親を失った子供を、親族が引き受けて監護養育しているケースが少なくないと思いますが、子供の将来のことを考えれば、最寄りの児童相談所や弁護士などの専門家に相談に行くことをお勧めします。

**(お問い合わせ先)** 児童相談所、各地の弁護士会

**(質問)** 4 - 7

震災で知人が相続人のいないまま亡くなりました。  
残された財産はどのようになるのでしょうか。

**(回答)**

次の順で財産の行方が決まります。

- (1) 相続人が見つければ、相続人が財産を相続します。
- (2) 相続人がおらず、相続財産管理人が選任されれば、相続財産管理人は、財産に対して権利を主張する者（債権者や受遺者）がいないか搜索し、その者に必要な清算がなされます。
- (3) 相続人がいない場合、特別縁故者がいれば、その者の請求により、家庭裁判所が相当と認める場合に財産分与がなされます。
- (4) (3)の場合で、特別縁故者に財産分与されなかった財産に共有者がいれば、その財産につき、その共有者の所有となります。
- (5) (3)及び(4)で処理されなかった財産は国庫に帰属します。

**(説明)**

- ・ 上記回答は、相続人がいない場合の手続であり、相続人がいることは判明しているが行方がわからない場合には、相続人である不在者の財産管理人が選任され、財産管理が行われることとなります。
- ・ 相続人がいない場合には、利害関係人又は検察官の請求で、家庭裁判所が相続財産管理人を選任します。相続財産管理人が相続財産の行方を決める手続をとり行います。相続財産管理人が選任されるとその旨が公告されます。
- ・ 相続財産管理人は、相続人を搜索する公告をなし、見つければ相続人が財産を承継します。
- ・ それでも相続人が見つからない場合（そもそもいない、相続放棄に

よりいなくなったなど)は、相続財産管理人は、亡くなった者の債権者や遺言により財産を承継したという者がいないか捜索し、そのような者がいる場合で、清算が必要なら清算を行います。

- ・相続財産に対して権利を主張する者へ清算を行っても、なお財産が残る場合には、「特別縁故者」が家庭裁判所へ求め、家庭裁判所が相当と認めた場合に、特別縁故者へ財産分与がなされます。
- ・「特別縁故者」とは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者であり、家庭裁判所が相当と認めた場合に、財産分与がなされます。
- ・特別縁故者に財産分与されなかった財産に共有者がいる場合には、共有者がその財産を取得します。
- ・以上の手続を経てもなお財産が残る場合に、その財産は、国庫に帰属します。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 4－8

不動産を相続したのですが、自分で使用する予定はないので、賃貸したいと思います。

相続を原因とする不動産の所有権移転登記手続は、まだ済んでいません。

どのようにすればよいのでしょうか。

**(回答)**

所有権移転登記を行い、登記上も所有者であることを公示したうえで、賃貸借契約を締結する方がよいでしょう。

**(説明)**

- ・ 相続により不動産の所有権は相続人に移転していますので、登記をしなくても所有者であることには、変わりはありません。  
しかしながら、その旨の登記をしなければ、第三者からみれば、登記簿を見ても相続が発生したことがわからず、誰が所有者であるかは不明確です。
- ・ 不動産の賃貸借契約を締結にあたっては、賃借しようとする者や仲介にあたる業者などは、登記が未了である場合、契約の相手方が真の所有者であるかがわからず、不安に思うこともあるでしょうから、不動産の所有者が誰であるかをきちんと登記上も明らかにしておくことが、契約締結を円滑に進めるうえでも有意義でしょう。
- ・ なお、相続により当該不動産を取得した者が複数いる場合には、賃貸借契約の締結をするか否かは、原則として持分の過半数の賛成で決まることになります。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

## 5 借入・ローン関係

### (質問) 5-1

震災の影響で住宅ローンの支払が苦しくなりました。どうしたらよいでしょうか

### (回答)

金融機関が、金利の減免、支払猶予に応じる可能性がありますので、まずは金融機関に相談してください。

また、破産や個人再生といった法的手続により債務の整理をすることができます。

さらに、東日本大震災の影響により債務の支払が困難となった個人の方については、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理も可能です。

### (説明)

- ・被災したからといって、法的に、当然に、金利の減免や支払猶予を受けられるわけではありません。しかし、今回の震災の甚大さに鑑みて、住宅金融支援機構は、(1)返済金の払込みの据置(1～3年)、(2)据置期間中の利率の引下げ、(3)返済期間の延長(1～3年)などの返済方法変更の申込みを受け付けているようです。民間の各金融機関でも一定期間の支払の猶予、弁済ないし償還期間の延長などの対応をする可能性もありますので、現状を説明し、相談されるとよいでしょう。
- ・また、既存住宅ローン等の債務の支払ができなくなった場合、破産や個人再生といった法的手続をとることにより、債務を整理することができます。  
具体的には、破産では、免責により債務の支払責任を免れることになり、個人再生では、所定の額を原則3年の分割払いをし、残額が免除となります。
- ・また、このたびの東日本大震災により債務の支払が困難となった個

人については、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理も可能です。破産などの法的手続をとった場合、一定の資格制限や個人信用情報の登録などが行われてしまい、保証人には影響がなく、保証人が債権者から保証債務の履行を求められてしまいますが、ガイドラインによる債務整理の場合は、かかる不利益を回避できる可能性があります。

- ・ガイドラインについて、詳しくは質問5-7を参照してください。

**(お問い合わせ先)** 各金融機関

お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 5 - 2

被災して借金の返済が無理となり、自己破産を検討しています。自己破産する場合の注意点を教えて下さい。

**(回答)**

- (1) 免責が認められない場合があります。
- (2) 破産手続が終了するまでの間、職業や転居等について、一定の制限を受ける場合があります。
- (3) 生活に必要な家財道具等の一定の財産以外は、失うこととなります。ただし、今回の震災の場合は特別の配慮がされる可能性があります。
- (4) 官報に、住所や氏名等が記載されます。
- (5) 信用情報を取り扱う機関に登録されることにより、数年間は、借入れやクレジットカードの作成ができなくなります。

**(説明)**

- (1) 破産すれば、通常、免責（弁済責任がなくなること）が認められますが、賭博や浪費などの理由で借金が増加している場合や財産を隠した場合などには、免責が認められない場合があります。
- (2) 破産手続開始決定から免責決定が確定するまでの間、弁護士や司法書士などの一定の資格業・保険勧誘員・警備員など一定の仕事・後見人・遺言執行者などの一定の地位に就くことができなくなるなどの制限を受けることになります。  
また、破産管財人が選任される場合、郵便物が破産管財人宛に配達され開封されることがあるほか、居住地の変更には裁判所の許可が必要になります。ただし、職業等の制限は、破産手続開始決定から免責決定が確定するまでの間に限られています。
- (3) 破産手続においては、生活に必要な家財道具等の一定の財産以外は失うことになるのが原則ですが、今回の震災では、災害弔慰金や

被災者生活再建支援金も、全部または一部について、破産者の手元に残す扱いとなる可能性があります。

(4)破産すると選挙権がなくなる、戸籍や住民票に記載される、銀行の普通預金口座も使用できなくなるということはありません。



**(質問) 5 - 3**

年金生活者ですが、年金を担保にお金を借りることができる  
と聞きました。

厚生年金担保貸付の内容について教えてください。

**(回答)**

高齢者などが医療費や住宅の改修費用などで一時的に資金が  
必要となった場合に、その公的年金を担保として小口の資金  
を低利で融資する公的な貸付制度です。

**(説明)**

- ・ 借入申込みは、年金を受け取っている銀行、信用金庫等の店舗（「独立行政法人福祉医療機構代理店」の表示があります。）で行います。返済が終了するまでは、年金の一部を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。
- ・ また、自己破産をして免責を受け、他の負債がなくなった場合にも、年金担保で借り入れた部分については、返済が終了するまで年金からの天引きが続くこととなります。したがって、借入後の生活の負担にならないよう、慎重に計画を立てて利用する必要があります。
- ・ 詳しくは、年金を受け取っている金融機関あるいは独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせ下さい。

**(お問い合わせ先)** 年金を受け取っている金融機関

独立行政法人福祉医療機構

**(質問)** 5 - 4

自宅のローンとその他に借入れがあります。

勤務先が大きな被害を受けて廃業し、別の会社に再就職しましたが、給料が大幅に下がってしまい、今までどおり返済をしていくことはとてもできません。

自宅を手放さずに、返済金額を少なくする方法はないでしょうか。

**(回答)**

今回の震災では、借入先の金融機関などが、それぞれ、一定の期間、住宅ローンの支払を一定期間猶予するなど、特別の措置をとっていることが考えられます。まず支払の猶予や返済方法の変更を相談してみてください。

自宅を確保しながら返済金額を少なくするための法的手続としては、(1)小規模個人再生手続

(2)給与所得者等再生手続

が考えられます。

一定の要件を満たす場合には、個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき、債務整理の手続を行うことも考えられます。

**(説明)**

- ・ 今回の震災では、借入先の金融機関などは、それぞれ、一定の期間住宅ローンの支払を一定期間猶予するなど、特別の措置をとっていることが考えられますので、支払の猶予を受けることや返済方法を変更することを検討してみてください。

(1)住宅金融支援機構から借入を行っている場合は、被災の状況によって、1年～3年の支払猶予が受けられる可能性があります。

(2)銀行などの金融機関から借りている場合でも、金融機関ごとに対応が異なりますので、借入先の金融機関にご相談ください。

- ・借入先との相談だけで返済を少なくすることができない場合には、法的な手続を利用して、返済金額を少なくすることが考えられます。個人債務者について、住宅を保持しつつ債務を整理することが可能となる法的手続として、住宅資金貸付債権に関する特則を利用して、
  - (1)小規模個人再生手続
  - (2)給与所得者等再生手続を行うことが考えられます。
- ・小規模個人再生手続や給与所得者等再生手続は、裁判所に申立てを行います。おおまかな流れとしては、
  - ①手続開始の申立
  - ②再生計画案の提出
  - ③再生計画の認可となりますが、それぞれの手続ごとに、法律で  
手続を開始するための要件（収入の状況や債務の額など）、  
必要な手続（再生計画案の提出など）や要件（再生計画案の決議など）が定められていますので、その内容にしたがって手続を行う必要があります。
- ・また、住宅資金貸付債権に関する特則を利用するためにも、必要な手続や要件が法律で定められていますので、その内容にしたがって手続を行わなければなりません。
- ・個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会に債務整理を申し出て、手続を行うことも考えられます。  
同ガイドラインは、東日本大震災の影響により住宅ローンや事業性ローン等、東日本大震災以前に負担していた債務の弁済に困難を来している個人の債務者の生活の再建又はその営む事業の再建・継続を目的として策定されているため、まず住居・勤務先等の生活基盤や事業所等の事業基盤などが東日本大震災で影響を受けたことが前提となります。  
そのうえで、一定の要件を満たした場合に、ガイドラインを利用し

て債務整理を行うことを申し出ることが可能とされていますので、要件の確認が必要です。

- 自宅を手放さずに返済金額を少なくするために、どのような方法をとることができるかどの方法をとるのがよいのかは、状況に応じて判断する必要がありますし、また、小規模個人再生手続や給与所得者等再生手続は、法律に定められた内容に従って手続を行う必要があるため、早めに、最寄りの弁護士会などに相談するのがよいでしょう。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 5 - 5

震災で、キャッシュカードや預金通帳、印鑑も紛失してしまいました。

預金を引き出すことはできないのでしょうか。

**(回答)**

キャッシュカードや預金通帳、印鑑がなくても、本人であることを確認できる資料があれば、預金の払戻しは可能です。

**(説明)**

- ・ 預金は払戻請求をしている人が預金者本人であることを確認したうえで、預金者本人に払い戻すのが原則です。これは、金融機関が、払戻請求をしている人が預金者本人であることを確認しないで他人に預金を払い戻してしまった場合、既に払い戻した預金についても預金者に支払わなければならないとなり、二重に預金の支払をしなければならない危険が生じる可能性があるためです。
- ・ 払い戻し請求をしている人が預金者本人であるかどうかは、通常、キャッシュカードの場合は暗証番号、預金通帳であれば届出の印鑑と払戻請求をしている人の氏名及び預金通帳の名義が一致しているかどうかということで確認し、預金の払戻しをしています。
- ・ しかし、今回の震災でキャッシュカードや預金通帳、印鑑を紛失してしまった場合には、通常の方法での本人確認はできませんが、預金者本人であることが確認できれば、一定の範囲で払戻しに応じる特例措置がとられています。
- ・ 本人であることを確認できる資料とは、一般的に
  - (1) 運転免許証
  - (2) 健康保険証
  - (3) パスポートなどです。自治体が発行する「り災証明書」も本人確認資料として、有力です。
- ・ また、今回の震災によって運転免許証などの本人確認資料も紛失し

てしまい、上記のような本人確認方法をとることが困難な場合には、暫定的な措置として、当分の間、金融機関で、氏名・住所等により本人であるとの申告することで、金融機関は本人確認をすることができ、預金の払戻しに応じることが可能とされました。これは、平成23年3月25日付けで「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部を改正する命令が公表・施行されたことにより、可能になった方法です。

- ・預金の払戻しには預金残高があることを証明することも必要です。この点は、本人の確認ができて、口座番号がわかれば、金融機関のコンピューターで処理して確認してもらうことができます。

**(お問い合わせ先)** 取引金融機関、避難先の金融機関

**(質問)** 5 - 6

振り出した手形の決済日が迫っているのですが、今回の震災のために決済資金の目途が立ちそうにありません。

ただ、震災で壊れた工場を建て直し、設備を新たにそろえれば、経営を続けることはできそうなのです。

なんとか、会社を倒産させずにすむ方法はないでしょうか。

**(回答)**

手形を振り出した相手方や裏書譲渡された相手等に手形の支払期日を延ばしてもらえないかどうか、交渉を試みるのがよいでしょう。

震災のための特別措置により、手形の不渡処分の猶予や取引停止処分の猶予の手続をとることも考えられます。

会社を倒産させないために、どのような方法をとることができるかについては、状況に応じて判断する必要がありますので、早めに、最寄りの弁護士会などに相談するのがよいでしょう。

**(説明)**

- ・ 会社を倒産させないためには、まず、不渡処分を受けないように、手形を振り出した相手方に連絡をとり、まだ手形を所持している場合には、手形の支払期日を延ばしてもらえないかどうか、交渉を試みるのがよいでしょう。
- ・ もし、手形を振り出した相手方が、すでに、手形を裏書譲渡していたり、割引をしているという場合には、手形のジャンプができるかどうか、交渉します。
- ・ 今回の震災のため不渡りとなった手形については、当分の間、支払銀行の判断によって、不渡処分の前提になる不渡報告への掲載を猶予するなど、特別の措置がとられています。
- ・ 事業を再建できる見込みがあり、また、そのための資金が準備でき

るようであれば、その資金を手形決済ではなく、事業の再建に使い、手形債権者との間で、個別に支払を猶予してくれるように交渉することが考えられます。

- ・倒産ではなく、事業を継続しながら債務の整理を行う法的な手続として、民事再生手続があります。
- ・会社を倒産させないために、「どのような方法をとることができるか。」「どの方法をとるのがよいのか。」は、会社の資金繰りやどのような債権者がいるかなど、状況に応じて判断する必要がありますので、早めに、最寄りの弁護士会などに相談するのがよいでしょう。

**(お問い合わせ先)** 取引金融機関、避難先の金融機関

お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会



**(質問)** 5 - 7

個人債務者の私的整理に関するガイドラインとは何ですか。利用を検討しているのですが、具体的にはどのような制度なのですか。

**(回答)**

個人の私的整理に関する基本的考え方を整理し、私的整理の進め方、対象となる債務者、弁済計画案の内容等についての関係者の共通認識を醸成するために、本年7月に「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」がとりまとめたものです。

東日本大震災の被災者が、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を受けることによって、自助努力による生活や事業の再建を支援するための環境を整備することを目的としています。

**(説明)**

- ・ 例を挙げて具体的に説明します。

たとえば、住宅と自動車をローンで購入した方が、津波で住宅も自動車も流されてしまった場合、住宅・自動車がなくなっても、法律上は、原則として、住宅ローンと自動車ローンは残ってしまいます。その上、就業先も被災し、失業や収入減となってしまうこともありえます。

失業や収入減によりローンの支払ができなくなった場合、これまでは、主に、破産や個人民事再生といった手続で、債務を整理することが行われていました。

しかし、破産や個人民事再生の手続をとると、信用情報登録機関に登録され（いわゆるブラックリストに載る）、今後、一定期間は、借り入れができなくなってしまいます。また、破産や個人民事再生手続では、免責等の効果が保証人に及ばないため、債権者は保証人に

請求できることとなりますが、保証人に迷惑がかかることを理由に、破産や個人民事再生を躊躇される方も多いかと思われます。

- そこで、今回の東日本大震災の影響で収入減となり債務の返済が難しくなった方が、信用情報機関に登録されることなく、また、保証人への請求もされる恐れもなく、債務の減免等を受けることができるというスキームが作られました。それがこのガイドラインです。このガイドラインを活用できれば、住宅や自動車が流され、ローンだけが残った方について、従前の債務を整理しつつ、(信用情報機関に登録されないため)、新たに住宅や自動車の購入のための借り入れをすることが可能となり、被災者の生活再建に大いに役立つこととなります。
- 個人事業者の方についても、ガイドラインの利用ができます。
- なお、「個人債務者」の私的整理に関するガイドラインという名称のとおり、個人債務者（個人事業者を含む）が対象で、法人は対象となっておりません。

**(お問い合わせ先)** 一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営  
委員会 連絡先  
個人版私的整理ガイドラインコールセンター  
0120-380-883 (平日 9時から17時)

**(質問)** 5 - 8

個人債務者の私的整理に関するガイドラインは、どのような人が利用できるのですか。

**(回答)**

東日本大震災の影響で、住宅ローンや事業性ローン等の債務の弁済が困難となっている個人の債務者が対象となります。また、このガイドラインによる債務整理を申し出るには、下記のような一定の要件を満たしていることが必要です。なお、法人は対象外となります。

**(説明)**

- ・ガイドラインを利用するための要件は以下のとおりです。
- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為（延滞等）がなかったこと（当該対象債権者の同意がある場合は除く）
- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと

(7)破産法 252 条第 1 項（第 10 号を除く。）に規定される免責不許可事由（債権者を害する目的で財産を隠す等）に相当する事実がないことです。

- ・なお、債権者数による制限はなく、債権者が 1 名の場合でも活用が可能です。

**(お問い合わせ先)** 一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会 連絡先

個人版私的整理ガイドラインコールセンター

0120-380-883（平日 9 時から 17 時）

**(質問)** 5 - 9

個人債務者の私的整理に関するガイドラインの利用を検討しているのですが、申出要件の「東日本大震災の影響を受けたこと」の証明はどのようにすれば良いですか。

原発の影響による場合も、影響を受けるものとして制度の利用は可能ですか。

**(回答)**

り災証明書を提出するのが典型的でしょう。

原発の影響による場合でも、ガイドラインの利用は可能ですが、原発事故の賠償金を弁済の原資とすることが予定されています。

**(説明)**

- ・ 東日本大震災の影響には、地震・津波により、家屋が倒壊損壊又は流失した、事業所や事業設備等が損壊又は流失した、原子力発電所の事故による営業損害等を受けたといった直接的な影響のほか、勤め先が被災したことにより失業した又は給料が下がった、取引先や顧客が被災したことにより、売上が減少したといった間接的な影響もありますが、ガイドラインでは、間接的な影響でも利用できます。
- ・ 個人債務者の私的整理に関するガイドライン **Q&A** によれば、
  - (1) 家屋、事業所、事業設備等が損壊又は流失した場合  
り災証明書、被災証明書等
  - (2) 勤務先等が被災したことにより、収入又は売上げが減少した場合  
勤務先等のり災証明書、被災証明書等、過去の給与明細等を提出することとされています。
- ・ もっとも、合理的な事由により公文書等がない場合、債務者は、陳述書に、必要事項を記載して、債権者に提出することも可とされていますし、資料がない場合でも、債務者が東日本大震災の影響によ

り既往債務を返済できないこと又は近い将来において返済できないことが確実と見込まれることが確認できれば、ガイドラインの対象となる債務者に含まれるとされています（Q&AのQ3-2）。

- ・次に、原子力発電所の事故の影響を受けた場合も、ガイドライン利用の対象となります（Q&AのQ3-1）。もっとも、Q&Aでは、「影響により当該債務者が既往債務の弁済ができないか否か又は近い将来に既往債務の弁済ができないことが確実と見込まれるか否かの判断にあたっては、一般に、事故による損害の賠償等による回復又はその蓋然性も考慮されるものと考えられます。」としており、多額の賠償金が近い将来入る場合には、既往債務の弁済ができないわけではないとして、ガイドライン利用の要件を充たさないと考えているようです。
- ・また、Q&Aでは、「原子力発電所の事故に関して生ずる損害賠償等の各種の請求権（将来の請求権を含みます。）は、これが破産手続において自由財産とされる場合（自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる場合を含む。）を除き、弁済計画案において、対象債権者に対する弁済の原資となるものと考えられます。」とされています。

**（お問い合わせ先）** 一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営  
委員会 連絡先  
個人版私的整理ガイドラインコールセンター  
0120-380-883（平日9時から17時）

**(質問) 5-10**

個人債務者の私的整理に関するガイドラインを、法人も、利用できますか。

**(回答)**

利用できません。

**(説明)**

- ・名称からも明らかなおおり、法人については、ガイドラインは利用できません。法人については、すでに「私的整理に関するガイドライン」が平成13年9月に策定されており、この手続や、事業再生ADR等を利用することが想定されます。
- ・さらに、中小の法人企業については、国、自治体、金融機関等が出資して設立する機構が債権を買い取り、元本や金利の返済を凍結したり、債権の一部の放棄したりなどをする方策も検討されています。

**(お問い合わせ先)** 一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会 連絡先  
個人版私的整理ガイドラインコールセンター  
0120-380-883 (平日9時から17時)

**(質問)** 5 - 1 1

住宅ローンのほかに、銀行のいわゆるフリーローンの借り入れがあります。

フリーローンで借りた金はギャンブルに充てていました。

ギャンブルのための借り入れがある場合、個人債務者の私的整理に関するガイドラインの利用ができないと聞きました。

本当なのでしょうか。

**(回答)**

破産手続における免責不許可事由がある場合でも、ガイドラインの利用ができないとは、現時点で断定はできません。運用がまだ固まっていませんので、早めに専門家に相談されることをおすすめします。

**(説明)**

- ・破産法 252 条 1 項 4 号では、浪費・ギャンブル等の射幸行為によって著しく財産を減少させたり、過大な債務を負担した場合、免責不許可とされています。

そして、ガイドラインによる債務整理の申出要件には、破産法に規定する免責不許可事由がないことがあります。そうすると、一見、ガイドラインの利用はできないようにも思えます。

- ・しかし、破産法においては、免責不許可事由があっても、破産者の事情（反省等）や不許可事由の程度（収入に比して多額のお金をギャンブルに使ったか否か等）を斟酌して、裁量免責を受けられ得ることが定められています。
- ・そこで、裁量免責が認められるような場合には、ガイドラインの利用を認めるべきとの意見があり、運用における検討課題となっているようです。

したがって、直ちにガイドラインの利用をあきらめるのではなく、専門家に相談されることをおすすめします。



**(お問い合わせ先)** 一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営  
委員会 連絡先  
個人版私的整理ガイドラインコールセンター  
0120-380-883 (平日 9時から 17時)

**(質問)** 5 - 1 2

個人債務者の私的整理に関するガイドラインの「対象債権者」とはすべての債権者のことでしょうか。

消費者金融からの借入だけですが利用できますか。

**(回答)**

対象債権者は主として金融機関を想定していますが、例えば清算型の場合は債権額が20万円以上の債権者すべてが対象債権者となります。

**(説明)**

- ・ガイドラインでは、「対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等）とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。」と規定されています。

したがって、対象債権者は主として金融機関を想定しています。

また、「貸金業者」も対象債権者の範囲とされていますので、消費者金融も対象債権者に含まれます。

- ・一方、例えば債務整理の申出の時点において保有する自由財産を除く全ての資産を換価・処分して弁済に充てる内容の弁済計画案を作成するいわゆる清算型弁済計画を提出している場合は、債権額が20万円以上の債権者についてすべて対象債権者としてとされています。
- ・ガイドラインにおいて、消費者金融だけの場合も利用ができますがガイドラインは、法的拘束力がないので、金融会社が、ガイドラインに従った処理に応じる法的義務はありません。  
特に中小規模の消費者金融がガイドラインに従った処理に応じるか

否かは不明です。

**(お問い合わせ先)** 一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営  
委員会 連絡先  
個人版私的整理ガイドラインコールセンター  
0120-380-883 (平日 9時から 17時)

**(質問)** 5 - 1 3

地震で家屋が倒壊、損傷しました。

家屋の建替資金、補修資金のための支援や、新規融資を受けられないでしょうか。

**(回答)**

被災者生活再建支援法による支援金の給付や災害復興住宅融資といった制度があります。

その他にも、金融機関や自治体において、個別に柔軟な対応をしている所もあります。

**(説明)**

- ・被災者生活再建支援法によって、上限300万円の支援金の給付がされる場合があります（返済の必要はありません）。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たしている場合には、一定の元金据置期間の認められた融資を受けることができます。

**(お問い合わせ先)** 独立行政法人住宅金融支援機構、各金融機関

**(質問)** 5 - 1 4

「振り込め詐欺」に遭い、お金を振り込んでしまいました。  
どうすればよいでしょうか。

**(回答)**

直ちに、警察に被害届を出し、振込先銀行にも通報（届出）して、振り込んだ預金口座等の取引の停止（凍結）を依頼して下さい。

**(説明)**

(1) まずは、直ちに警察に被害届を出し、振込先銀行にも通報（届出）をして、振り込んだ預金口座等の取引の停止を依頼してください（一般に「口座の凍結」と呼ばれています）。口座が凍結されれば払戻がされなくなるので、その口座に預金残高が残っていれば、この口座預金からの被害金の回収が可能となる場合があります。また、後に触れますいわゆる振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）による被害回復分配金の請求の端緒となります。

(2) 犯人への返還請求

犯人に対して振り込んだお金の返還請求をすることはできますが、一般に振り込め詐欺においては、犯人が判明しないことが多く（口座名義人＝犯人ではありません）、誰に対して手続を行うのかが不明なので、犯人への返還請求は現実的には困難です。

(3) 銀行、口座名義人への請求

口座に残高が残っていても、被害者本人固有の権利として直接払戻しを受けることはできません。そこで、「債権者代位訴訟」を提起することによって、銀行へ払戻請求をすることが考えられます。預金口座人にとっては理由無く口座にお金が振り込まれているのですから、被害者は、口座名義人に対して、振り込んだお金を返し

てもらう権利(不当利得返還請求権といいます。)を持っています。他方で、口座名義人は、金融機関に対して預金の払戻請求権をもっています。そこで、口座名義人に対して不当利得返還請求権という債権を有している被害者が、口座名義人に代わり(「債権者代位」といいます)、口座名義人の口座払戻請求権を行使することで、被害金の回復を図ることが考えられます。

次に、事情如何によっては、口座名義人に対して損害賠償責任を問うことができる場合もありえます。

裁判手続をとりたい場合は、弁護士や司法書士等の専門家に相談するとよいでしょう。

#### (4) 振り込め詐欺救済法による救済

一定期間内に被害回復分配金の請求を行うことで、被害金の回復ができる場合があります。

詳しくは、振込先の金融機関にお問い合わせ下さい。

#### (5) さらに、刑事裁判で、犯人から犯罪被害財産をはく奪(没収・追徴)する判決が出た場合には、犯罪被害財産支給手続により、被害の全部又は一部に相当する額が給付金として支給される可能性があります。

ただし、給付金は、自動的に支給されるのではなく、手続を行っている検察官に対する申請が必要となります。

また、犯罪被害財産をはく奪(没収・追徴)した場合でも、支給手続にかかる費用等を考慮して、十分な資金が確保できないと検察官が判断した場合には、犯罪被害財産支給手続は開始されません。

支給手続が開始されたことや、支給対象となる犯罪行為の範囲等は、官報に掲載されるほか、検察庁のホームページ

(<http://www.kensatsu.go.jp/>)でも公開されます。

また、検察官が、通知可能な被害者等を把握していれば、それらの方々へ個別に通知を出すことになっています。

**(お問い合わせ先)** 各金融機関、各地の弁護士会

**(質問)** 5 - 1 5

根抵当権の設定者（不動産所有者）が行方不明です。  
元本を確定させるにはどのようにすればよいでしょうか。

**(回答)**

元本確定期日の定めがなければ、根抵当権者は、不動産所有者に請求することで元本確定させることができます。請求の相手が行方不明である場合には、公示による意思表示の方法によります。

元本確定期日の定めがある場合は、元本確定期日の到来により確定する他、根抵当権を実行（競売など強制執行手続を行うこと）することでも確定します。

**(説明)**

- ・ 公示による意思表示の制度とは、伝える意思表示を記載した書面を受け取りにくれば交付する旨を裁判所の掲示場に掲示し、さらにその掲示があったことを官報に掲載又は裁判所が認めた場合市町村役場の掲示場へ掲示し、官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から2週間を経過すると意思表示が相手方に到達したものとみなされる制度です。
- ・ 公示による意思表示の制度は、現実には、相手方が認識しないにもかかわらず、意思表示がされたものとする制度ですので、表意者が相手方を知らないこと又はその存在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じません。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの法務局

## 6 契約関係

### (質問) 6-1

中古マンションを購入したところ、今回の地震により、毀損が生じてしまいました。

売買契約をし、手付金は払いましたが、引渡しや登記はまだ行っていない状況です。

どのように対応すればよいのでしょうか。

### (回答)

契約書の約定に従います。

契約書に特別の約定がない場合で、売主に責任がなく目的物である物件が毀損、滅失したときには、買主の負担となり、売主に対して売買代金を支払わなくてはなりません。

この場合でも、マンションの引渡前であれば、手付金を放棄して契約を解除することはできます。

### (説明)

- ・まずは、マンションの売買契約書の「危険負担」の項目を確認してみましょう。

「(天災など双方に責任がないような場合の)損失については、引渡しの前日までは売主、引渡日からは買主の負担とする」というような特約が締結されていれば、売主に対して毀損部分の補修や、毀損の程度によっては解除を求めることができます。

- ・上記のような特約がないときには、民法の原則にしたがい、双方の責任ではない事情によってマンションが滅失・毀損した場合は、買主がその危険を負担することになります。
- ・今回の地震による損壊については、通常地震であれば壊れることがないような建物であれば、売主に責任があるとはいえ、買主が負担を負うことになり、売買代金を支払わなくてはなりませんし、補修費用も負担するということになります。



この場合でも、引渡前であれば、手付金を放棄して契約を解除することはできます。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 6 - 2

地震がおこる直前に、新築マンションの売買契約をし、手付金を払いました。

ところが、マンションそのものには地震の影響はなかったのですが、周辺の地域は液状化や地割れが起きており、安心して住む気になれません。

解約することはできるでしょうか。その際、手付金は返してもらえますか。

**(回答)**

原則的には、手付金を放棄して解約することになるでしょう。手付金を返還してもらうためには、売主側に契約違反といえるような事情が必要です。

**(説明)**

- ・ 土地や家屋など不動産の売買契約を解除する手段としては、一般に次の方法が考えられます。

(1) 契約違反の場合など法律の規定に基づいた解除

(2) 手付放棄による解除

(3) 合意による解除

- ・ (1) 契約違反による解除

例えば、代金を支払ったのに、相手方が土地・家屋の引渡しや登記をしないというような場合が考えられます。この場合、相当な期間を定めて引渡し・登記の催告をした上で、契約を解除することができます。

(2) 手付放棄による解除

手付金を支払っている場合には、相手方が土地・家屋の引渡しや登記をするまでの間であれば、手付金を放棄することによって、いつでも契約を解除することができます。

(3) 合意による解除

相手方と交渉を行い、合意による解除をすることも可能です。

- 手付金を返還してもらうためには、売主側に落ち度があるなどが原因で、(1)の方法で解除することが必要と考えられます。今回の場合ですと、液状化の可能性や地割れが起こることが十分予測できたのにきちんと説明していない、などの事情があるかどうかにより、手付金の返還が認められるかどうかが変わると思われます。
- なお、マンションそのものが地震で倒壊したり、一部損傷したりした場合は、契約書に天災で建物が滅失、損壊した場合の約定があるはずですので、その約定に従います。天災についての約定がない場合は、手付金を放棄して解約することになるでしょう。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問) 6 - 3**

震災による津波で有料老人ホームが倒壊してしまいました。  
入居一時金は返してもらえるのでしょうか。

**(回答)**

有料老人ホームの入居一時金は、賃料相当額の前払などのいろいろな性質を有していますので、契約終了時に入居一時金が返還されるか否かは、ホームごとに取扱いが異なります。入居一時金の返還に関しては、契約書に明記されているはずですので、確認して下さい。

**(説明)**

- ・施設側は入居契約によって利用者に対して施設を利用させる義務などを負っています。しかし、施設が震災による津波によって倒壊したことにより、この義務の履行が不能となると、利用契約は終了します。
- ・利用契約が終了した場合に、入居一時金が返還されるか否かについては、入居一時金の性質や、入居一時金と毎月の利用料との関係などによって決まりますが、これはホームごとに取扱いが異なります。契約書の内容を確認してみてください。
- ・入居一時金を一切返還しないとホーム側から主張されることもありませんが、この主張が消費者契約法などの法律に照らして適正なものであるかについては、弁護士などの専門家に相談して下さい。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 6 - 4

3月下旬に旅行会社の募集旅行による旅行を計画していたのですが、東日本大震災があったので、キャンセルしました。旅行代金の支払義務（キャンセル料の支払義務）はあるのでしょうか。

**(回答)**

被災地への旅行をキャンセルしたような場合などでは、キャンセル料は発生しないものと思われます。

**(説明)**

国土交通省の「標準旅行業約款」では、旅行者は、天災地変が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいときには旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができるものと定められていますので、本件のような場合は、キャンセル料を支払わずにキャンセルすることができるでしょう。

**(質問)** 6 - 5

自宅の屋根に設置していたソーラーシステム（太陽光発電装置）が津波で流されてしまいました。

まだローン（クレジット）が残っていますが支払義務はあるのでしょうか。

**(回答)**

通常は支払を拒むことはできませんが、現状を説明し、ローンの減免や返済条件等につきローン会社と協議をしてみてもいかがでしょうか。

**(説明)**

ローン債務やクレジット債務は、震災で物が消滅した場合でも、残存するのが原則です。したがって、支払義務は残っていることとなります。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 6 - 6

3月25日の大学の卒業式に備え、はかまのレンタルをしましたが、震災の影響で卒業式が中止になりました。

そこで、3月12日、レンタル店にキャンセルの電話をしたところ、店は契約書に書いてあるとして、料金の50%のキャンセル料を請求してきました。

私はキャンセル料を払わなければならないのでしょうか。

**(回答)**

消費者契約法で、不当に高額なキャンセル料の定めは無効となります。

無効となるか否かは、種々の事情から判断されます。

**(説明)**

・消費者契約法は、消費者が事業者との間で行う様々な商品の購入やサービスについての契約(消費者契約)を全て適用対象としており、消費者にとって一方的に不利な契約条項があれば無効とすると定めています。

・契約の解除に伴う、損害賠償額の予定及び違約金を合算した額(キャンセル料)が、解除の事由、時期等の区分に応じて、同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生じると考えられる「平均的な損害」の額を超えるものは、超える部分につき無効となります(消費者契約法9条1号)。

無効となった場合、事業者は、消費者に対して平均的な損害の範囲でしか損害賠償を請求できなくなります。

「平均的損害」は、解除の事由・時期のほか、当該契約の特殊性、得べかりし利益・準備費用・利益率等損害の内容、契約の代替可能性・変更ないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性等の事情に照らし判断されます。

・このように、平均的損害を超えるか否か、すなわち消費者契約法で

無効となるか否かは、種々の事情により判断されることとなります。例えば、利用予定日の1年も前にキャンセルする場合にも契約金額の50%をキャンセル料として定める条項は通常無効になり、利用日前日のキャンセルについて契約金額の10%のキャンセル料を定める条項は通常有効と考えられます。あなたのケースでキャンセル料の定めが無効になるか否かは、一義的に明確ではありません。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会



**(質問)** 6 - 7

マンションの売買契約を結び、手付金を支払いました。

その後、震災が発生し、体調を崩してしまい、ローンを支払っていく自信がなくなったため、売買契約を解除したいと考えていますが、解除はできますか。

その際、手付金を返してもらうことはできますか。

**(回答)**

一般的には、手付金を放棄して解除することができます。

別段の合意がなければ、手付金を返還してもらうのは困難です。

**(説明)**

- ・手付とは、売買契約成立の際に買主から売主に渡される金銭で、(1) 解約手付、(2) 損害賠償額の予定としての手付、(3) 契約成立の証拠としての手付、(4) 違約罰（本来の損害賠償額とは別に支払う金銭）としての手付がありますが、当事者間で特に取り決めがなければ、解約手付であるものと推定されます。
- ・解約手付とは、売買契約当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主は、その手付けを放棄し、売主はその倍額を支払って契約を解除することができるとするものです。
- ・例えば、1億円の不動産の売買契約の場合、買主が売主に手付1000万円を交付すると、買主はその手付を放棄すれば契約を解除できます。売主は買主に2000万円を支払うと、契約を解除できます。ただし、当事者の一方が履行に着手した場合（買主が代金1億円全額をすぐ支払えるよう準備して売主に通知した場合など）には、手付による解除はできなくなります。
- ・なお、不動産の売買契約で売主が宅建業者の場合は、手付は売買代金の2割を超えることはできないとされています(宅建業法39条)。一般的には売買代金の1割程度のことが多いようです。

- ・ 契約成立前の「予約申込金」であれば、手付にはあたりませんので返還を請求することができます。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 6－8

今回の震災で、リース契約していたコピー機が壊れてしまいました。

この場合でも、リース料金を払わなければならないのでしょうか。

**(回答)**

リース契約では、一般的に、地震などでリース物件が壊れたり、なくなったりした場合でもリース料金を支払わなくてはならないという契約条項が入っています。

まず、契約内容を確認しましょう。

このような条項があった場合、契約上は、リース料を支払わなければならないこととなります。

リース料金の支払の猶予や契約期間の延長などを考慮してもらえないかなど、リース会社と相談をしてみるとよいでしょう。

**(説明)**

- ・リース契約では、ほとんどの場合、  
「地震などによる不可抗力によってリース物件が滅失した場合、ユーザーにリース料金の支払を免れない。」  
「リース契約で定められた規定損害金を即時に一括して支払う。」  
旨が記載されています。
- ・不動産などの賃貸借契約では、貸主がこのような損害負担を負いますが、リース契約では借主が負担することとなっています。
- ・リース契約において、借主がこのような負担を負うことについて、リース契約が金融（お金を融資すること）に近い性質もあることから、有効とされています。
- ・通常、リース物件にはリース会社によって動産総合保険がかけられておりますが、リース物件に地震保険がかけられていることはほと

んどありません。

したがって、地震によりリース物件が滅失・損壊した場合、ユーザーが損害を負担することになると考えられます。

- ・ 経済産業省は、リース会社で組織されている社団法人リース事業協会に対し、リース会社に対して、中小企業からリースに関する支払猶予や契約期間延長の申込みがあった場合には、柔軟かつ適切な対応をするよう、所属するリース会社に周知徹底することを要請していますので、リース会社とよく相談してみてください。
- ・ 社団法人リース事業協会では、
  - (1) 会員であるリース会社各社の相談窓口を案内しているほか
  - (2) 東日本大震災に係る会員相談窓口をホームページでご案内しています。

**(お問い合わせ先)** 社団法人リース事業協会 03-3595-2801

**(質問)** 6 - 9

地震に便乗した悪徳商法に気づかず、購入契約を結んでしまいました。

代金を支払わなければならないでしょうか。

また、契約は取りやめられますか。

**(回答)**

代金を支払う必要はないものと思われます。

配達証明付きの内容証明郵便で、クーリングオフによる解除、契約取消しの意思表示をして下さい。

**(説明)**

- ・クーリングオフとは、一定の期間内であれば、訪問販売等で商品やサービスを購入した消費者が、一方的に契約をキャンセル（申込みの撤回、解約）することができる制度です。
- ・クーリングオフの対象とならなくても、詐欺を理由とする取消や、消費者契約法にもとづく取消ができる場合があります。
- ・また、すでに代金を支払っている場合でも、上記クーリングオフ、契約の取消しなどができ得るので、このことを理由に、支払った代金の返還を請求することができると思われます。
- ・被害にあってしまった場合、まだ代金を払っていないが不審に思われる場合は、下記のお問い合わせ先にご相談するとよいでしょう。

**(お問い合わせ先)** 消費者ホットライン 0570-064-370

警察（全国共通の短縮ダイヤル「#9110」）

または最寄りの警察署

**(質問)** 6 - 1 0

専門学校とパソコン教室に通っていたのですが、地震でどちらも営業不能になってしまいました。

クレジットや月謝の支払はどうなるのでしょうか。

また、仮に再開しても避難生活をしており、到底通えないのですが、その場合はどうすればよいのでしょうか。

**(回答)**

災害による営業不能はあなたの責任ではありませんから、料金を支払う必要はありません。

クレジット会社に対しても営業不能であることを理由に支払いを拒絶することができます。

避難生活をしているため、通えなくなった場合は、クーリングオフ、または中途解約をすることになるでしょう。

**(説明)**

- ・ 契約当事者のいずれにも帰さない事由により、一方の債務が履行が不可能となった場合、他方の債務も消滅します。  
したがって、パソコン教室などが、営業不能になりサービス提供という債務の履行が不可能となった場合は、客側の代金支払債務も消滅します。
- ・ これに対し、営業はしているが、客側が通えないときは、代金支払義務があります。したがって、クーリングオフまたは中途解約をすることになります。
- ・ エステ、語学教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手照会サービスについては、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリングオフすることができます。
- ・ クーリングオフ期間を経過してしまった場合でも、中途解約することができます。ただし、この場合、違約金が発生することがあります。

すが、違約金の上限が決まっています。

- ・ 上記以外のサービスについては、クーリングオフや中途解約が法律上当然にできるわけではありませんが、書面で解約を申し出てみてください。なお、不当に高額な違約金の定めは消費者契約法で無効となります。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 6 - 1 1

自宅を新築中でしたが、地震で工期が予定よりも延びてしまうとのことでした。

自宅への引っ越しが予定より遅れる分、現在借りている家の賃料を余計に払わなければならなりません。

このような場合、建築業者に損害金を請求することはできるでしょうか。

**(回答)**

請負契約書の内容を確認してください。

天災等、注文者、請負人(建築業者)いずれの責めにも帰することができない工事遅延についての約定があれば、基本的にその約定にしたがいます。

一般的には、工期の遅れが請負人の責めに帰すべきものかどうかで、損害金の請求ができるかどうか異なります。

**(説明)**

- ・ 契約内容にもよりますが、真に震災の影響によるやむを得ない工事遅延の場合は、遅延損害金を請求することは難しいでしょう。
- ・ 標準的な工事請負約款では、不可抗力により工期内の完成ができない場合は、請負人側から工期延長を請求できるとされています。
- ・ 反対に、震災によるやむを得ないものとはいえない工事遅延(震災の影響とは無関係な遅延など)の場合は、損害金の請求が可能と思われます。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会



## 7 労働関係

### (質問) 7-1

会社が被災したため、自宅待機を命じられました。  
退職をしなくても、失業給付をもらうことはできますか。

### (回答)

東日本大震災に伴う雇用保険失業給付の特例措置により、退職していなくても失業給付の支給が認められる場合があります。

### (説明)

- ・失業給付を受け取るには、退職していることが前提となります。
- ・しかし、失業給付の特例措置が実施されており、被災により休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない場合には、退職していなくても、失業給付が支給されます。
- ・一般的には、会社が自宅待機を命じたとき、会社は休業手当を支払わなければならないとされていますが、被災等会社側に責任がない事情で休業した場合は、休業手当の支払義務はありません。
- ・特例措置により失業給付を受けるためには、①ハローワークに会社の休業証明書を提出することや、②雇用保険期間が6か月以上あることなどが必要となります。

(お問い合わせ先) 最寄りの労働局、ハローワーク

**(質問)** 7 - 2

会社が被災したため、自宅待機を命じられました。  
休業手当はもらえるのでしょうか。

**(回答)**

会社が、不可抗力によって休業を余儀なくされた場合には、その期間の休業手当を請求できません。

**(説明)**

- ・ 使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合、平均賃金の60%以上の休業手当を支払わなくてはなりません。
- ・ しかし、例えば工場が地震で損壊して全く操業できないといった不可抗力の場合には、「使用者の責めに帰すべき事由」とはいえないので、会社に、休業手当の支払義務は発生しません。
- ・ なお、特別措置により、一時帰休の場合でも失業保険の給付が行われる可能性があります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問)** 7-3

震災により会社が倒産し、未払給料を支払ってもらえそうにありません。

どうにもならないのでしょうか。

**(回答)**

倒産や事業停止のために使用者が給料を支払えない場合、中小企業については、政府が未払賃金の一部を立替払する制度があります。

**(説明)**

政府による未払賃金の一部立替制度については、厚生労働省が、平成23年3月23日付けで「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」(基発0323第3号)を出しており、被災地域の労働者の迅速な救済を図るために、申請書類の簡略化や迅速な処理を行うようにしています。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問) 7-4**

今回の震災により、夫が勤めていた会社が倒産し、賃金が未払となっているのですが、夫は死亡してしまいました。私が代わりに立替払の請求をすることは可能でしょうか。

**(回答)**

ご遺族がその方の名で申請することが可能です。  
なお、亡くなったことがわかる死亡診断書などの書類や、続柄がわかる戸籍謄本などの書類をご用意ください。

**(説明)**

- ・厚生労働省は、平成23年3月23日付けで「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」(基発0323第3号)を発出しており、未払賃金を政府から一部立替払を受けることができます。
- ・この制度は労働者本人が死亡した場合は、相続人が手続きすることができますので、妻による申請が可能です。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問)** 7 - 5

震災を理由に、賃金を引き下げられてしまいましたが、仕方ないのでしょうか。

**(回答)**

適法な変更ルールに従わない限り、震災が起きたからといって、一方的に賃金を引き下げることはできません。

**(説明)**

- ・労働者と使用者の個別の合意があれば賃金の引下げもできますが、労働者の個別の合意がない場合に、使用者が賃金の引下げを行うには、労働者の受ける不利益の程度、変更の必要性、変更後の内容の相当性、労働組合との交渉の状況等に照らして合理的であることなどの一定の条件を充たす必要があります。
- ・したがって、使用者が、そのような条件も満たさずに、一方的に賃金を引き下げることはできません。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問)** 7 - 6

工場は直接の震災被害を受けていないにもかかわらず、震災を理由に工場が休業になりました。この場合に、賃金や休業手当は支払われますか。

**(回答)**

工場が震災被害を受けていない場合は、原則として、賃金を支払わなければなりません。休業に至った理由によって、賃金や休業手当の支払義務が発生しない場合もあります。

**(説明)**

- ・工場が、直接の震災被害を受けている場合には、天災という不可抗力にあたるので、賃金だけでなく、休業手当の支払義務も発生しません。
- ・停電、断水、ガス供給停止等により操業が不可能となり休業せざるを得ない場合も、賃金や休業手当の支払義務はありません。
- ・しかし、工場が直接の震災被害を受けていない場合には、原則として、賃金を支払わなければなりません。例外として、使用者が十分な努力をしても、原材料や部品を入手できない場合には、賃金を支払う義務はありませんが、この場合にも、原則として、休業手当(平均賃金の6割)は支払わなければなりません。

ただし、使用者が最大限の努力をしても、原材料や部品を入手できず、休業せざるを得ないという例外的な場合には、休業手当の支払義務もないことになります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問)** 7-7

震災の後に、しばらく業務を離れており、連絡が取れない状態でした。

突然、解雇されましたが、解雇は仕方ないのでしょうか。

**(回答)**

大震災の混乱で、業務に就けなかったり連絡がとれなかったりした場合に、解雇をすることは、一般的には、社会通念上、相当とはいえず、無効といえます。

**(説明)**

- ・解雇については、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上、相当と認められない場合には、無効となります。
- ・したがって、大震災の混乱で、やむを得ず業務に就けなかったり連絡がとれなかったりした場合に、解雇をすることは、一般的には、社会通念上、相当とはいえず、無効と判断されることが多いでしょう。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問)** 7 - 8

震災後に解雇されましたが、何を理由に解雇されたのか分かりません。

どうしたらよいですか。

**(回答)**

労働基準法22条2項に基づき、解雇の理由についての証明書を請求することができます。

**(説明)**

- ・ 解雇をめぐるトラブル防止のため、退職時の証明(在職中の契約内容等についての証明書の交付)に加えて、労働者は、解雇の理由についての証明を請求できます。
- ・ ただし、使用者は、解雇の予告がされた日以後に労働者がその解雇以外の事由によって退職した場合は、この証明書を交付する義務はありません。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署



**(質問)** 7 - 9

勤務先に向かう途中に被災し、けがをしました。

会社からは、労災保険を支払っていないので、労災申請はできないと言われましたが、仕方ないのでしょうか。

**(回答)**

労災保険法に加入していない事業場で発生した労災であっても、労働基準監督署へ労災保険の給付請求をすることができます。

そして、労災と認定されれば保険給付を受けることができます。

**(説明)**

- ・ 労働者を1人でも雇っている事業主は、原則として労災保険の適用事業主となります。この場合、事業主は労働者を雇い入れた日から10日以内に所定の保険関係成立届を労働基準監督署等に提出することにより、労災保険の加入手続を行わなければなりません。
- ・ 事業主がこの加入手続を怠っていた期間中に事故が発生した場合であっても、労働者やその遺族には労災保険が給付されますが、その一方で、事業主からは、給付された労災保険の金額の全部又は一部が費用徴収されることとなります。
- ・ 通勤途中にけがをした場合は、特別な事情がない限り、通勤災害と認定されます。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問)** 7 - 1 0

今回の震災に伴い、事業活動が縮小しています。

来年度からの採用を予定している者について、内定を取り消すことはできますか。

**(回答)**

一般的には、内定取消しには、解雇と同様の厳しい条件が必要です。

採用内定取消しが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合は、権利を濫用したものとして無効となります。

**(説明)**

- ・ 文書による内定通知を出している等、採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定取消しは解雇にあたり、労働契約法第16条の解雇権の濫用についての規定が適用されます。したがって、採用内定取消しについても、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利を濫用したものとして無効となります。  
震災による事業縮小を理由とする場合、通常時よりは認められやすくなるとは思われますが、基本的には整理解雇と同様の事情が必要であり、安易な内定取消や便乗的な内定取消は認められません。
- ・ なお、採用内定により労働契約が成立したと認められる場合に、やむを得ない事情により採用内定取消しを行おうとする場合には、使用者は解雇予告等労働基準法に基づく解雇手続を適正に行う必要があります。また、採用内定者が採用内定取消しの理由について証明書を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する必要があります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署、ハローワーク

**(質問)** 7 - 1 1

外回りの営業に出ていた従業員が地震や津波で死亡した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

**(回答)**

その時に明らかに私的行為中でない限り業務災害と認められ、労災保険給付が受けられます。

**(説明)**

- ・給付の対象となる「業務災害」に該当するか否かの判断基準は、「業務遂行性」と「業務起因性」です。
- ・「業務遂行性」は、労働者が事業者（会社）の支配下・管理下にあること、「業務起因性」は、事業者（会社）の支配下にあることに伴う危険性が現実化したこととされています。
- ・外回りの営業は、開始から終了まで業務遂行性（業務命令に服している状態）があると考えられ、業務起因性も認められますので、明らかに私用を行っていたという事情のない限り、労災保険の対象となります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問)** 7-12

父親が会社を出て帰宅途中と思われる時間帯に、津波に遭い亡くなりました。

どのあたりで被災したかはわかりませんが、労災請求できますか。

**(回答)**

被災の状況が分からない場合であっても、明らかに通勤とは別の行為を行っているということでなければ、通勤災害として認定されます。

**(説明)**

- ・ 労災保険の保険給付は、業務災害だけでなく通勤災害についても対象になります。
- ・ 通勤災害での「通勤」とは、「就業に関し、(1)住居と就業場所との間の往復、(2)就業場所からほかの就業場所への移動、(3)(1)の往復に先行または後続する住居間の移動を、合理的な経路および方法により行うこと」をいいます。  
したがって、住居と就業場所との間の往復等合理的な経路上において被災した場合は、労災保険の給付を受けられます。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問)** 7-13

地震当日は電車が止まっていたため、近くのホテルに宿泊し、翌朝、そのホテルから出勤する途上で、けがをしました。  
この場合通勤災害になりますか。

**(回答)**

ホテルから会社に勤務のために向う行為は通勤と認められると考えられますので、通勤災害となります。

**(説明)**

- ・ 労災保険の保険給付は、業務災害だけでなく通勤災害についても認められます。
- ・ 通勤災害での「通勤」とは、「就業に関し、(1)住居と就業場所との間の往復、(2)就業場所からほかの就業場所への移動、(3)(1)の往復に先行または後続する住居間の移動を、合理的な経路および方法により行うこと」をいいます。
- ・ 地震によって電車が運休し、自宅に帰ることができなかつたため、やむを得ず会社の近くのホテルに泊まった場合は、ホテルがその時の「住居」となりますので、ホテルから会社へ向かう際の災害は、通勤災害に当たると考えられます。  
なお、この場合でも、途中で、通勤経路の逸脱や中断をした場合は、通勤ではなくなりますので、労災の適用はありません。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問)** 7-14

派遣社員ですが、震災で派遣先の業務がなくなったことを理由に、突然、派遣元と派遣先との派遣契約が解除され、仕事がなくなりました。

震災の影響なので仕方がないのでしょうか。

**(回答)**

派遣元(派遣会社)に、新たな派遣先を確保するよう請求できます。

**(説明)**

- ・派遣元(派遣会社)と派遣先企業との間に交わされる派遣契約と、派遣元と派遣労働者との間に交わされる労働契約は別の契約であり、派遣契約が解除されたからといって、労働契約が当然終了になるわけではありません。  
派遣契約が中途解除された場合、派遣元は派遣先と連携して新たな就職機会を確保することなどが厚生労働省の派遣元指針にも規定されています。したがって、労働者は、派遣元に新たな派遣先を確保するよう請求できます。
- ・仮に新たな派遣先が見つからなくても、もともと派遣先に労働者を派遣することを業とする派遣元が、派遣先を見つけられないことを「やむを得ない事由」とすることは原則として認められませんので、使用者の賃金支払義務がなくなるわけではありません。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署、ハローワーク

**(質問)** 7-15

震災で会社に出勤できません。

欠勤しても給料の支払をしてもらえるのでしょうか。

出勤しないことで、減給・降格などの処分を受けることはないのででしょうか。

**(回答)**

災害を理由とする欠勤によって、減給や降格など、ましてや解雇などを会社が勝手にすることはできません。

**(説明)**

- ・震災が原因で欠勤する場合、震災は不可抗力であり、労働者に過失はないので、労働者が労働契約上の債務不履行責任を負うことはありません。したがって、震災を原因とする欠勤を理由に解雇や、減給・降格などの処分をすることはできません。
- ・一方、労働者が勤務できないことについて、使用者にも帰責事由はないので、原則として、労働者には賃金請求権はありません。もちろん、就業規則等で天災などの不可抗力における賃金の支払を定めている場合は、その定めに従います。
- ・また、休業手当も「使用者の責に帰すべき事由による休業」の場合にしか支払義務はありません。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問)** 7-16

会社から震災を理由に一時帰休（レイオフ）を命じられ、その間は給料が出ないと言われました。

これに従わなければならないのでしょうか。

**(回答)**

一時帰休（レイオフ）がやむを得ないものであるならば、命令に従わなければなりません。

**(説明)**

- ・地震によって事業所が損壊して操業停止になるなど、やむを得ない事由がある場合には、使用者に帰責事由のない労務提供義務の履行不能となるので、労働者には賃金請求権がありません。  
もともと、災害救助法によって失業保険が支給される可能性があります。  
また、労働者を一時帰休させる会社に対して、雇用調整助成金が支給される可能性もあります。
- ・事業所は直接の震災被害を受けていないにもかかわらず、原料等を入手しにくいなどの理由で一時帰休を命じられた場合には、原則として、賃金を支払わなければなりません。例外として、使用者が十分な努力をしても、原材料や部品を入手できない場合には、賃金を支払う義務はありませんが、この場合にも、原則として、休業手当（平均賃金の6割）は支払わなければなりません。
- ・ただし、使用者が最大限の努力をしても、原材料や部品を入手できず、休業せざるを得ないという例外的な場合には、休業手当の支払義務もないことになります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署



**(質問)** 7-17

計画停電によって休業となった場合は、休業手当はもらえるのでしょうか。

**(回答)**

計画停電のために休業を余儀なくされた場合には、社員に休業手当を支払わなくてもよいとする厚労省の通達が出ています。

**(説明)**

- ・使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合、使用者は、平均賃金の60%以上の休業手当の支払義務があります。
- ・今回の震災に伴って、電力会社において実施することとされている地域ごとの計画停電に関し、事業場に電力が供給されないことを理由として、計画停電の時間帯、すなわち電力が供給されない時間帯を休業する場合は、原則として、使用者の責に帰すべき事由による休業には該当せず、休業手当を払わなくても労働基準法違反にはならないと考えられます。
- ・また、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不相当と認められる場合には、計画停電の時間帯以外の時間帯を含め、原則として、使用者の責に帰すべき事由による休業には該当せず、休業手当を支払わなくても労働基準法違反とはならないと考えられます。
- ・なお、上記にかかわらず、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、賃金・手当等を支払う企業ルールがあるような場合には、企業ルールに従うことになります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

**(質問)** 7 - 1 8

派遣先が被災し、派遣先での業務ができなくなったことや、派遣先と派遣元の労働者派遣契約が中途解約されたことにより、派遣元が派遣労働者を即時解雇することは許されるのでしょうか。

**(回答)**

そのような事情だけで、派遣元が派遣労働者を即時解雇することは許されません。

**(説明)**

- ・「派遣元と派遣先との間の労働者派遣契約」と「派遣元と派遣労働者との間の労働契約」は別のものです。
- ・派遣元と派遣労働者との間の労働契約は、契約期間の定めのない労働契約（無期労働契約）と、契約期間の定めのある労働契約（有期労働契約）があります。
- ・無期労働契約の場合、客観的で合理的な理由があり、社会通念上やむを得ない場合でなければ、解雇することはできません(労働契約法16条)。なお、派遣では有期契約の場合が多いと思われませんが、有期労働契約の解雇についても、「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」とされています（労働契約法第17条1項）。そして、解雇がやむを得ない場合にあたるかどうかについては、厳格に考えなければなりません。

したがって、派遣先での業務ができなくなったり、派遣先との間の労働者派遣契約が中途解除されたりした場合でも、そのことが直ちに「やむを得ない事由」に該当するものではありません。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署、ハローワーク

**(質問)** 7 - 1 9

今回の震災を理由に労働者を解雇・雇止めすることは、やむを得ない対応として認められるでしょうか。

**(回答)**

震災を理由とする無条件の解雇や雇止めは認められません。

**(説明)**

解雇については、法律で個別に解雇が禁止されている事由（労働基準法第19条など）以外の場合は、労働契約法の規定や裁判例における以下のようなルールに従って適切に対応する必要があります。震災時といっても例外ではありません。

- (1) 期間の定めのない労働契約の場合、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とされます（労働契約法第16条）。
- (2) 期間の定めのある労働契約の場合、使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができません（労働契約法第17条1項）。
- (3) 整理解雇（経営上の理由から余剰人員削減のためになされる解雇）については、裁判例において、解雇の有効性の判断にあたり、以下の4つの事項が考慮されます。
  - ① 人員整理の必要性（相当の経営上の必要性）、② 解雇回避の努力義務の履践、③ 被解雇者選定基準の合理性、④ 解雇手続の妥当性（説明、協議など）。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署、ハローワーク

**(質問)** 7-20

今回の震災により、事業場または関連事業場が被害を受け、当初の予定どおり1年単位の変形労働時間制を実施できなくなった場合、週を超えて休日の振替を行うことは可能でしょうか。

**(回答)**

今回の地震による被害は甚大かつ広範に及んでおり、当初の予定どおりに1年単位の変形労働時間制を実施することが企業の経営上著しく不相当と認められる場合には、労使でよく話し合った上で、1年単位の変形労働時間制の労使協定について、労使で合意解約をしたり、あるいは協定中の破棄条項に従って解約したり、改めて協定し直したりすることも可能と考えられます。

**(説明)**

- ・ 労使協定において、1年以内の変形期間を平均して1週当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内で、1週に1回の休日が確保される等の条件を満たしたうえで、労働日および労働時間を具体的に特定した場合、特定の週および日に1日8時間・1週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができるとされています（労働基準法第32条の4、1年単位の変形労働時間制）。
- ・ この1年単位の変形労働時間制を採用した場合、予期しない事情が生じ、やむを得ず休日の振り替えを行わなければならないときには、同一週内に限り休日の振り替えを行うことができるとされています。
- ・ なお、1年単位の変形労働時間制は、対象期間中の業務の繁閑に対応するために対象期間を単位として適用されるものですので、労使の合意によって対象期間の途中でその適用を中止することはできないと解されています。
- ・ しかし、今回の地震による被害は甚大かつ広範に及んでいることか

ら、上記回答のような対応も可能と考えられます。

その場合でも、解約までの期間を平均し1週40時間を超えて労働させた時間について割増賃金を支払うなど、協定の解約が労働者にとって不利になることがないように留意が必要です。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署、ハローワーク

**(質問)** 7-21

勤務中に地震が発生し、職場が一部倒壊してけがをしました。  
労災で治療を受けたいと思いますが、労災指定されている医療機関はどこで確認すればよいですか。

**(回答)**

労働局は、今回の震災で、労使保険に関する総合的な出張相談を実施しています。

この相談窓口で労災指定医療機関の場所や名前がわかります。

**(説明)**

- ・勤務中や通勤途中の事故など労災保険の適用される疾病を労災指定医療機関での受診する場合は、ご本人の費用負担はありませんが、労災指定医療機関以外の医療機関で受診した場合、その費用はいったん自己負担となります。
- ・なお、厚生労働省によれば、労災指定になっていない医療機関についても、ケガをされた労働者に一時的な自己負担が生じないよう、積極的に労災指定医療機関になるよう依頼中とのこと。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、労働基準監督署

## 8 損害賠償関係（原発問題を除く）

### （質問） 8 - 1

地震で自宅の屋根瓦が落ちて、隣家の車を傷つけてしまいました。私に責任がありますか。

### （回答）

基本的には、屋根瓦が落ちたことによって生じた損害（車の修理費など）を賠償する責任を負います。

ただし、屋根瓦が本来備えるべき安全性があったことを立証できれば、責任を免れる場合もあります。

### （説明）

- ・ 屋根瓦は建物の一部として、工作物責任（民法717条）という民法上の特別の責任の対象となります。
- ・ 工作物責任とは、土地の工作物（塀、屋根瓦、看板など土地上に人工的に設置された物）が壊れて他人や物を傷つけた場合には、その工作物の「設置または保存」に瑕疵（欠陥）がない限り、持ち主（所有者）やそれを管理していた人（占有者）に損害賠償責任が発生するという、法律上の特別な責任です。これには、地震が起きた場合に責任が免除されるという規定はありません。
- ・ 強風・豪雨、地震などが発生したときに、工作物の瑕疵（本来備えるべき安全性を欠いていること）によって損害が発生または拡大した場合には、所有者や占有者は、その瑕疵が損害発生または拡大に影響を及ぼした程度に応じて責任を負うこととなります。
- ・ ただし、当該屋根瓦が本来備えるべき安全性を有していたことが立証できた場合には、工作物に瑕疵が認められず、占有者ないし所有者は、その責任を免れます。瑕疵の有無の判断は、所有者の故意・過失に関わらず、客観的に判断されます。
- ・ 例えば、地震により周囲の建物全部の瓦が落ちている状況であれば免責されるでしょう。しかし、自分の建物だけ瓦が落ちたというこ

とになれば、瓦の設置・管理に欠陥があったと考えられるでしょう。

- ・なお、第1次的に責任を負うのは占有者ですが、占有者が工作物の設置および保存について、損害発生を防止するのに必要な注意を払っていた場合は、その責任を免れます。
- ・占有者が責任を免れたときには、所有者が第二次的に責任を負います。所有者の責任は無過失責任といわれていますので、所有者自身に故意・過失がなくても、客観的に工作物に瑕疵があれば、瑕疵を原因として発生した損害について賠償する責任を負います。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会



**(質問) 8-2**

分譲マンションに住んでいますが、地震で私の部屋のパイプが折れて水があふれ出し、下の階の家財道具が水浸しになってしまいました。

私に賠償責任があるのでしょうか。

**(回答)**

地震直後のことであれば賠償責任が発生しない可能性があります。ケースによっては責任が問われることもあります。

**(説明)**

- ・ 従前から老朽化していたものを放置しており、地震が引き金になって破損したというような場合などは、瑕疵（その物が本来有すべき安全性を欠いていること）があるとして責任を問われます。一方、本来有すべき安全性を備えていたことが立証されれば、瑕疵がなかったとして責任を免れることもあります。
- ・ 事故の原因が区分所有者の過失である場合には、その区分所有者が被害を受けた人に対して、損害賠償責任を負います。
- ・ 水漏れがマンションの配水管の老朽化等が原因である場合には、建物の占有者または所有者が損害賠償責任を負います。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 8 - 3

会社に駐車していた車が津波で流されました。  
会社に補償してもらえるでしょうか。

**(回答)**

補償は難しいでしょう。

**(説明)**

- ・ 会社に車を駐車する場合は、さまざまなケースがありえます。例えば、取引先に商談に車で行き、取引先の会社の駐車場に駐車する場合や、自家用車で会社へ通勤する場合などがあるでしょう。
- ・ もっとも、通常は、会社が無償で駐車スペースを提供しているにすぎないのですから、会社が、車に対して、いわゆる「善管注意義務」（善良なる管理者としての注意義務。その人の職業や社会的地位などに応じて一般的・平均的に要求される程度の義務のことを言います。）を負っているとは考えられませんし、ましてや今回の大震災においては、仮に善管注意義務があるとしても、その違反が認められないものと解されますので、補償（賠償）が認められることは困難と思われます。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問)** 8 - 4

車検で預けていた車が流されました。  
車検会社に補償してもらえるでしょうか。

**(回答)**

補償は難しいでしょう。

**(説明)**

- ・ 車検会社との間には、車検についての請負契約（車を整備して車検をとらす）と車についての寄託契約（預かった車をきちんと返す）の混合契約が成立していると考えられます。
- ・ 有償寄託契約の場合、預かった側（車検会社）は、「善管注意義務」（善良なる管理者としての注意義務）を負いますので（無償の場合注意義務は軽減されています。ただし、会社やお店が営業の範囲内で寄託を受けた場合は、無償でも善管注意義務を負います。）、車検会社の不注意等で車が壊れたり無くなったりした場合は、車検会社に補償を求めることができます。
- ・ もっとも、今回の大震災において、車が津波で流されて損壊・滅失等したことについて、善管注意義務違反は認められないでしょうから、補償は困難と思われます。

**(お問い合わせ先)** お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

**(質問) 8 - 5**

倉庫業者に荷物を預けていたところ、大地震があつて倉庫が全壊、預けていた商品も壊れてしまいました。

倉庫業者に対して何らかの請求ができるでしょうか。

**(回答)**

基本的に地震によって生じた損害は倉庫業者に請求できませんが、商品に地震保険がかけられていたのなら、保険金を請求できます。

**(説明)**

- ・「標準倉庫約款」では、地震によって生じた損害については、倉庫業者は責任を負わないとされています。  
したがって、倉庫業者に対して破損した商品について損害賠償を請求することはできません。
- ・もっとも、地震発生の前から、倉庫業者の保管・管理状況が悪かったために商品が破損したというのであれば、倉庫業者に損害賠償を求めることが可能です。この場合、倉庫業者は自らに落ち度がなかったことを立証しない限り、損害賠償義務を負います。
- ・なお、地震保険が掛けられている場合があります。契約内容、約款などを確認するとよいでしょう。

**(お問い合わせ先)** 各損害保険会社

## 9 税金関係

### (質問) 9-1

津波で家財道具が流されてしまいました。

この損害を税金で控除する制度があると聞きました。

雑損控除について教えてください。

### (回答)

納税者本人、または、納税者と生計を一つにする配偶者やその他の親族でその年の総所得金額が38万円以下の人が、災害や盗難、横領によって、所有する住宅や家財など生活に通常必要な資産に損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に、一定の金額の所得控除を受けることをいいます。

### (説明)

- ・「住宅や家財」とは、納税者本人、または、納税者と生計を一つにする配偶者やその他の親族でその年の総所得金額が38万円以下の人が所有する、常時生活する住宅又は日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます。
- ・雑損控除額は、次の(1)と(2)のいずれか多い方の金額になります。

(1) (損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金等で補てんされる金額) - (総所得金額 × 10%)

(2) 災害関連支出の金額 - 5万円 (5万円以下のときは零)

「損害金額」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基準にして計算した損害額のことです。

「災害関連支出」の金額とは、災害により滅失した住宅、家財などを取り壊したり、除去したりするために支出した金額等のことです。

- ・「保険金等で補てんされる金額」とは、災害等に関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額のことです。

- ・ 損失が大きく、その年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます（3年間が限度です。）。
- ・ 別荘、貴金属類、書画、骨とう、美術工芸品等の損失については、雑損控除の対象にはなりません。総合課税の譲渡所得から差し引くことができます。

**（お問い合わせ先）** 最寄りの税務署

**(質問) 9 - 2**

私は、サラリーマン（または年金受給者）なのですが、震災による被害を受けた場合、支給される給与（または年金）について、源泉徴収の猶予や源泉所得税の還付を受けられますか。

**(回答)**

災害で住宅や家財道具などに損害が生じた場合に、損害金額と所得金額に応じて、源泉所得税額の全部または一部について徴収猶予や還付を受けることができます。

**(説明)**

- ・サラリーマンや公的年金受給者が、災害により、住宅や家財など（生計を一つにする扶養親族が所有する場合も含みます。）について受けた損害金額が、住宅または家財の価額の2分の1以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が1000万円以下である場合は、所得金額の見積額に応じて、源泉所得税額の全部または一部について徴収猶予や還付を受けることができます。
- ・「住宅や家財」とは、常時起居する住宅又は日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいますが、別荘や貴金属類、書画、骨とう、美術工芸品等で1個又は1組の価格が30万円を超えるものは含まれません。
- ・災害による住宅や家財の損害金額が、住宅または家財の価額の2分の1未満、または、その年分の合計所得金額の見積額が1000万円を超える場合にも、災害による損害金額について雑損控除の適用が受けられると認められるときは、源泉所得税の徴収猶予を受けることができます。
- ・これらの制度の適用を受けるためには、給与や年金の支払者（勤務先、年金事務所等）を経由して、還付を受けようとする場合は直接、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長に申請を行う必要があります。

す。

- ・サラリーマンが、これらの制度の適用を受けた場合は、年末調整がされないので、確定申告により所得税を精算する必要があります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの税務署



**(質問) 9 - 3**

私は個人で事業を行っているのですが、震災により、事業用資産が損害を受けました。

この場合の所得税の取扱いはどうなりますか。

**(回答)**

損害金額を必要経費として所得金額から減算することができます。

**(説明)**

- ・災害によって事業用の資産が損害を受けた場合は（滅失した場合だけでなく、減価があった場合も含みます。）、事業所得の計算上、その損害金額の全額が必要経費となり、所得金額から減算することができます。
- ・この場合に、平成21年分から青色申告をしている方は、平成22年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の震災による損失も含めて、平成21年分の所得に繰り戻して所得税の還付を受けることができます。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの税務署

**(質問)** 9 - 4

私は個人で事業を行っているのですが、震災により、業績が落ち込んでいます。

所得税の予定納税について減免を受けられますか。

**(回答)**

所得税の予定納税をする方が、震災により損失を受けたときは、7月15日までに減額申請をすることで、予定納税額の減免を受けることができます。

**(説明)**

災害を受けた方で、6月30日現在の状況において見積もったその年分の所得税の額が予定納税基準額に満たない場合は、7月15日までに予定納税の減額申請をすることで、第1期および第2期分の予定納税額が減免されます。この制度の適用を受けるためには、6月30日以降、速やかにその年分の所得税額を見積もり、7月15日までに申請を行う必要があります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの税務署

**(質問)** 9 - 5

私は、被災して、勤務先から災害見舞金をもらいました。

災害見舞金について所得税は課税されるのでしょうか。

また、勤務先から、生活の資金として、無利息で貸付を受けていますが、税金が発生することはありませんか。

**(回答)**

通常は課税されません。

**(説明)**

- ・ 個人が支払を受ける災害見舞金で、その金額が、受贈者（災害見舞金をもらった人）の社会的地位、贈与者（勤務先）との関係に照らして社会通念上相当と認められる場合は、所得税は課税されません。
- ・ また、災害により臨時に多額の生活資金が必要となった使用人（従業員）が使用者（勤務先）から、生活資金に充てるために低利又は無利息で貸付を受けた場合、その返済に要する合理的な期間内であれば、通常の利息相当額について課税しなくてよいこととされています。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの税務署

**(質問)** 9 - 6

私（又は当社）は、震災により、自宅建物（又は工場、事務所等）に被害を受けたので、これを取り壊して新たに建物を建築しようと思っているのですが、新しい建物を登記する際にかかる登録免許税に関して、何か特例措置はないのでしょうか。

**(回答)**

一定要件の下、登録免許税が免除されます。

新築した場合だけでなく既存の建物を取得する場合も同様です。

建物の新築や取得にかかる費用を借り入れ、不動産に抵当権を設定する場合の抵当権設定登記についても一定要件の下、登録免許税が免除されます。

**(説明)**

- ・登録免許税の免除の特例を受けるためには、下記(1)～(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) 震災により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物に代わるものとして新築又は取得をした建物の所有権の保存又は移転の登記で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に行うものであること。

(2) 建物に被害を受けたことについて、建物の所在地の市町村長からり災証明書の交付を受けること。なお、建物所有者が亡くなっている場合や法人が合併等によって消滅している場合には、相続人や合併法人がり災証明書の交付を受ける必要があります。

(3) 被災者生活再建支援法（支援法）適用区域内の建物であること。または、支援法適用区域外の建物で、下記アまたはイに該当するもの。

ア 個人が新築又は取得をした住宅用の建物（登記簿表題部の「建物の種類」が居宅、寄宿舍又は共同住宅（他の種類が

ともに記載されている場合も含みます。) とされているもの  
イ ア以外の建物で、被災者が行う事業のうち主たるものを所  
管する主務大臣から被災代替建物であることの証明を受け  
たもの

- ・ なお、支援法適用区域とは下記の市町村を指します。

青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県の全市  
町村、新潟県十日町市・中魚沼郡津南町、長野県下水内郡栄村、埼  
玉県久喜市・加須市、東京都板橋区

※ 適用区域の追加状況は、内閣府ホームページ

([http://www.bousai.go.jp/shien\\_dantai.html](http://www.bousai.go.jp/shien_dantai.html)) で、ご確認ください。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの法務局

**(質問)** 9 - 7

私は、個人として、日本赤十字社に義援金を寄付しました。

この場合、所得税の取扱いはどうなりますか。

また、被災地で活動している NPO にも義援金を寄付しようと思っていますが、この場合は所得税の取扱いはどうなりますか。

**(回答)**

日本赤十字社等の公共性の高い団体への寄付金については、寄付金控除として、その年分の所得金額から控除することができます。

NPO 法人の場合は、寄付金の募集に際して国税局長の確認を受けた認定 NPO 法人であることが必要です。

**(説明)**

- ・ 個人が国や地方公共団体、日本赤十字社、中央共同募金会などの団体に義援金を寄付した場合は、その寄付した金額から 2000 円を差し引いた金額を、寄付金控除としてその年分の所得金額から控除することができます。ただし、控除額は、所得金額の 40%相当額が上限となります。
- ・ NPO については、国税庁から認定を受けた NPO 法人（認定特定非営利活動法人）であり、さらに、寄付金の募集に際して国税局長の確認を受けた団体であることが必要です。
- ・ 寄付金控除をするためには、来年度分の確定申告において、義援金を寄付したことが確認できる書類（領収書、振込票等）が必要となります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの税務署

**(質問)** 9 - 8

当社は、法人として、義援金を寄付しました。

この場合、法人税の取扱いはどうなりますか。

また、被災地で活動している NPO 法人にも義援金を寄付しようと思っておりますが、この場合は所得税の取扱いはどうなりますか。

**(回答)**

日本赤十字社等の公共性の高い団体への寄付金については、寄付した金額の全額を損金の額に算入することができます。

NPO 法人の場合は、寄付金の募集に際して国税局長の確認を受けた認定 NPO 法人であることが必要です。

**(説明)**

- ・ 法人が国や地方公共団体、日本赤十字社、中央共同募金会などの団体に義援金を寄付した場合は、その寄付した金額の全額を損金の額に算入することができます。なお、金銭による寄付だけでなく、自社商品や自社製品などの現物資産による場合も同様です。
- ・ NPO 法人については、国税庁から認定を受けた NPO 法人（認定特定非営利活動法人）であり、さらに、寄付金の募集に際して国税局長の確認を受けた団体であることが必要です。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの税務署

**(質問)** 9 - 9

地震で自宅が全壊しました。所得税の減免はありますか。

**(回答)**

災害で住宅や家財道具などに損害が生じた場合に、所得税の軽減や免除を受ける方法として、所得税法に定める雑損控除の方法と、災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）に定める所得税の軽減免除の方法があり、どちらか有利な方を選ぶこととなります。

**(説明)**

- ・ 災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等には、雑損控除として一定の金額の所得控除を受けることができます。
- ・ 災害によって受けた住宅や家財の損害金額（保険により補てんされる金額を除く）が、その時価の2分の1以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1000万円以下のときにおいて、その災害による損失額について、雑損控除を受けない場合は、災害減免法により、所得金額の合計額に応じて、所得税が軽減または免除されます。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの税務署



**(質問)** 9 - 1 0

不動産を相続しましたが、申告期限前に地震で建物に亀裂が入ってしまい価値が激減してしまいました。

相続税は相続した時点の価値で申告しないといけないのでしょうか。

申告期限後に災害が発生した場合はどうなりますか。

**(回答)**

相続や贈与により取得した財産が、災害により、課税価格の計算の基礎となった価額の10%以上の被害を受けたときは、相続税・贈与税が軽減されます。

**(説明)**

- ・ 相続税の課税価格の基礎となった財産の価額（債務控除後の価額）のうち、被害を受けた部分の価額（保険金等により補填された金額を除きます。）の占める割合が10%以上である場合には、相続税が軽減されます。
- ・ 申告期限前に災害があった場合、相続等により取得した財産の価額から、被害を受けた部分の価額を控除して課税価額を計算することになります。
- ・ 申告期限後に災害があった場合、災害のあった日以後に納付すべき相続税額で、課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち、被害を受けた部分の価額に対応する金額が免除されることになります。ただし、災害があった日以後に納付すべき相続税額には、延滞税や災害があった日現在において滞納中の税額等は、免除の対象には含まれません。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの税務署

**(質問)** 9 - 1 1

法人（又は個人事業主）が災害に関して費用を支出したのですが、税務上はどのような取扱いになりますか。

**(回答)**

災害に関して法人や個人事業主が支出する費用などの主な税務上の取扱いは、次のとおりとなっています。

詳しくは、国税庁ホームページ等で、ご確認ください。

**(説明)**

・法人税及び所得税共通

(1)災害により滅失・損壊した資産等

法人（又は個人事業主）の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合、損失又は費用の額は損金に算入することができます。

(2)復旧のために支出する費用

法人（又は個人事業主）が、災害により被害を受けた固定資産について、その原状を回復するための費用は修繕費となります。

(3)従業員等に支給する災害見舞金品

法人（又は個人事業主）が、被災した従業員又はその親族等に対して支給する災害見舞金品は、それが公平に支給されるものであり、かつ、従業員の地位等に照らして、その金額が社会通念上相当なものであれば、福利厚生費として損金に算入することができます。なお、災害見舞金を受けた従業員等には所得税が課税されませんので、源泉徴収をする必要もありません。

(4)災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

法人（又は個人事業主）が、所属する同業団体等の構成員について、災害により損失が生じた場合に、同業団体に拠出する分担金等は、その支出する事業年度の損金に算入することができます。

・法人税関係

(1)取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持・回復のために、被災した取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等に要した費用は、損金に算入することができます。

(2)取引先に対する売掛金の免除等

法人が、被災した取引先の復旧支援を目的として売掛金、貸付金等を免除する場合には、免除額を損金に算入することができます。

(3)自社製品等の被災者に対する提供

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、損金に算入することができます。

(4)災害損失金の繰越控除

法人のある事業年度開始の前日 7 年以内に開始した各事業年度において、災害により棚卸資産、固定資産等に生じた損失がある場合には、その事業年度において損金に算入することができます。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの税務署

**(質問)** 9 - 1 2

震災によって、事務処理が困難になったため、消費税の課税制度を、一般課税から簡易課税に変更したいのですが、認められますか。

**(回答)**

震災により被害を受けた事業者が、その被害を受けたことによって、簡易課税制度の適用を受ける必要が生じた場合（簡易課税制度の適用を受ける必要がなくなった場合も同様です。）、所轄税務署長の承認を受けることにより、震災の日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受ける（または適用をやめる）ことができます。

**(説明)**

- ・ この特例は、例えば次のような場合に適用されます。
  - (1) 震災により、事業者の事務処理能力が低下したため、一般課税制度では事務処理が困難になり、簡易課税制度の適用を受けて申告する必要が生じた場合
  - (2) 震災により、業務用資産に損害を受け、緊急な設備投資等が必要となり、簡易課税制度の適用をやめる必要が生じた場合
- ・ 承認を受けようとする事業者は、災害のやんだ日から2か月以内に災害によりこの特例の適用を受けることが必要となった事情等を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの税務署

**(質問)** 9 - 1 3

酒類（またはたばこ、ガソリン等）店を経営しています。  
在庫の酒類（またはたばこ、ガソリン等）が津波で流されて無くなったり、売り物にならなくなったりしましたが、課税済みの酒税（タバコ税、揮発油税等）について救済は受けられますか。

**(回答)**

酒類、たばこ、ガソリン等が、震災により滅失したり、本来の用途に利用できなくなったりした場合には、被害を受けた酒類等に課税された額を、震災以後に課税される酒税等から控除することが認められています。

**(説明)**

- ・酒類、製造たばこ、揮発油、石油ガス、原油等の製造者または販売業者の方が販売のため所持していた課税済みの酒類、たばこ、揮発油等が災害により、滅失または本来の用途に供することができなくなった場合には、被害を受けた酒類等に係る税相当額について、災害発生後に課税される税額から控除することが認められています。
- ・この救済措置を受けるためには、被災酒類等を所持していた販売業者の方が、「被災確認申請書」を災害のやんだ日から1か月以内に被災地の所轄税務署長に提出し、確認書の交付を受け、これを酒類等の納税義務者に提出する必要があります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの税務署

## 10 保険関係

### (質問) 10-1

今回の震災で、夫とその父（義父）が亡くなりました。  
夫が受取人となっている義父の生命保険金の受取人は誰になりますか。  
義母と私と息子がいます。

### (回答)

生命保険の約款に規定がある場合がありますので、まずは、そちらを確認してください。  
約款に規定がない場合、死亡保険金受取人の法定相続人（あなたと息子さん）が受取人となると考えられています。  
簡易保険やかんぽ生命については、「遺族」（義母）が受取人となります。

### (説明)

- ・ 生命保険の被保険者と死亡保険金の受取人が同時に死亡した場合に誰が受取人になるかについて、直接これを定める法律の規定はありません。
- ・ 保険の約款に規定されている場合がありますので、まず、約款を確認してください。
- ・ 約款がない場合は、死亡保険金受取人の法定相続人が受取人になると解釈されています。今回のケースでは、受取人（夫）の法定相続人であるあなたと息子さんが受取人となります。
- ・ 簡易保険・かんぽ生命については、「遺族」が受取人になります。「遺族」とは、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によつて生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者で、この記載の順番（配偶者→子→父母→孫・・・）で、先順位にある方が受取人とな

ります。今回のケースでは被保険者（義父）の配偶者である義母が受取人となります。

**（お問い合わせ先）** 各生命保険会社

**(質問)** 10-2

生命保険金を請求したいのですが、どういう資料を準備すればよいのでしょうか。

災害の場合にも保険金が支払われるか心配ですが、大丈夫でしょうか。

**(回答)**

まず、主な必要書類としては、保険証券、死亡保険金請求書、保険金受取人の戸籍謄本(抄本)、保険金受取人の印鑑証明書、被保険者の住民票、死亡診断書(死体検案書)等が必要となりますが、今回の東日本大震災の際には、すべての書類が整っていなくても請求に応じるなど、柔軟な対応をしているようです。

**(説明)**

一般的に、災害関係特約については約款上に、地震等による災害関係保険金・給付金を削減したり、支払わない場合がある旨規定されていますが、今回の東日本大震災で被災された方の契約についてはこれを適用せず、災害関係保険金・給付金を全額支払することを全ての生命保険会社が決定しています。

**(お問い合わせ先)** 各生命保険会社



**(質問)** 10-3

今回の東日本大震災で保険証券が無くなってしまいました。  
どのようにして保険金請求をすればよいのでしょうか。

**(回答)**

今回の東日本大震災で、保険証券を失った場合でも、本人確認ができれば、保険金の請求手続きをとることができます。

**(説明)**

- ・通常、保険証券を喪失した場合、保険証券を再発行するなどして、保険金請求をすることになります。しかし、今回の東日本大震災では、被災された方への迅速な保険金の支払を目的として、保険証券がなくても、本人確認ができれば保険金請求ができるものとされました。
- ・保険会社が分かっている場合は、各保険会社にご連絡下さい。
- ・また、どの保険会社に入っていたかわからない場合には、生命保険については、「災害地域生保照会制度」（生命保険協会に加盟するすべての生命保険会社47社に対して契約の有無の調査を依頼する照会制度）が、4月1日より開始していますので、社団法人生命保険協会でご確認ください。  
同様に、損害保険全般については、社団法人日本損害保険協会でご確認ください。

**(お問い合わせ先)** 社団法人生命保険協会災害地域生保契約照会

センター 0120-001731

月～金曜日（祝日を除く）9時から17時

社団法人日本損害保険協会地震保険契約会社

照会センター 0120-501331

月～金曜日（祝日は除く）9時から17時

**(質問)** 10-4

今回の東日本大震災の影響で収入が激減してしまい、生命保険料が払えません。

解約するしかありませんか。

**(回答)** あわてて解約する必要はありません。

- (1) 各生命保険会社は、保険料払込みの猶予措置を実施しています。
- (2) 契約内容によって、保険料が免除される場合もあります。
- (3) 保険料の自動振替貸付制度により、反対の申出をしていない限り、解約返戻金の範囲内で、自動的に立て替えてくれます。
- (4) 仮に保険料不払により、契約が失効したとしても、復活という制度があります。

**(説明)**

(1) 生命保険料払込の猶予

各生命保険会社は、災害救助法適用地域に居住する契約者について、契約者からの申出による保険料払込猶予を実施しています。

当初、最長6か月の猶予期間とする措置を実施していましたが、さらに猶予期間を3か月延長する措置も実施しています(最長で平成23年12月末日までの猶予となります)。

また、猶予された保険料の支払について、本来は、猶予期間の末日までに支払わなければならないところを、平成24年10月末日まで支払期日を延長しています。

(2) 払込免除

被保険者が不慮の事故が原因で身体障害状態なった場合、保険料の払込みが免除される場合があります。

(3) 保険料の立替払について

保険料の自動振替貸付(保険料の立替え)という制度があります。

これは、解約返戻金の範囲内で、保険料を自動的に生命保険会社が立て替え、契約を有効に存続させるというものです。

立て替えられた保険料には、所定の利息がつきますので、ご注意ください。

#### (4)失効と復活

猶予期間後、通常の保険料や猶予されていた保険料が、所定の期日までに支払われず、自動振替貸付が行われない場合には、保険契約は失効します。

契約が失効すると、保険契約の効力が停止し、保険事故が発生しても保険金・給付金は支払われません。

もともと、失効後3年など一定期間以内に復活の申出をし、保険会社が承諾した場合には、契約の効力をよみがえらせることができます。ただし、失効期間中の保険事故については、保険会社は責任を負いませんので、ご注意ください。

以上、(1)～(4)について、詳しくは契約している保険会社にお問い合わせください。

**(お問い合わせ先)** 各生命保険会社

**(質問)** 10-5

地震で建物が倒壊しました。

地震保険で支払われる保険金はどのようにして決まるのですか。

**(回答)**

地震保険で支払われる保険金の額は、保険会社との間で締結した地震保険契約の保険金額と、建物・家財の損害の程度、時価によって決まります。

損害の程度は、全損、半損、一部損の各区分があります。

**(説明)**

(1) 建物について (5000万円が保険金の上限)

- ① 全損の場合、建物の時価を限度として、建物の保険金額の全額が支払われます。
- ② 半損の場合、建物の時価の50%を限度として、建物の保険金額の50%が支払われます。
- ③ 一部損の場合、建物の時価の5%を限度として、建物の保険金額の5%が支払われます。

ただし、いずれの場合も、5000万円が限度額です。

(2) 家財について (1000万円が保険金の上限)

- ① 全損の場合、家財の時価を限度として、家財の保険金額の全額が支払われます。
- ② 半損の場合、家財の時価の50%を限度として、家財の保険金額の50%が支払われます。
- ③ 一部損の場合、家財の時価の5%を限度として、家財の保険金額の5%が支払われます。

ただし、いずれの場合も、1000万円が限度額です。

**(お問い合わせ先)** 各損害保険会社

**(質問) 10-6**

地震で自宅が損壊しました。地震保険には入っています。  
損害の程度（全損、半損、一部損）により支払われる保険金が変わるとききました。  
全損・半損・一部損はどのように判断されるのでしょうか。

**(回答)**

地震保険に関する法律施行令1条1項などで、全損、半損、一部損の基準が定められています。

**(説明)**

(1)全損

- ①「建物の延床面積の70%以上が焼失・流失」、または、
  - ②「主要構造部（基礎、柱、壁、屋根など）の損害額が時価の50%以上」の場合です。
- 全損の場合、建物の時価を限度として、保険金額の全額が支払われます。

(2)半損

- ①「建物の延床面積の20%以上70%未満が焼失・流失」または、
  - ②「主要構造部（基礎、柱、壁、屋根など）の損害額が時価の20%以上50%未満」の場合です。
- 半損の場合、建物の時価の50%を限度として、保険金額の50%が支払われます。

(3)一部損

- ①「主要構造部（基礎、柱、壁、屋根など）の損害額が時価の3%以上20%未満」の場合か、
  - ②「床上浸水や建物の直下の地面から45センチメートルを超える浸水を受けた」場合です。
- 一部損の場合、建物の時価の5%を限度として、保険金額の5%が支払われます。

なお、家財については、以下のとおりとなります。

(1)全損

損害額が家財の時価の80%以上の場合です。

全損の場合、家財の時価を限度として、家財に対する保険金額の全額が支払われます。

(2)半損

損害額が家財の時価の30%以上80%未満の場合です。

半損の場合、家財の時価の50%を限度として、家財に対する保険金額の50%が支払われます。

(3)一部損

損害額が家財の時価の10%以上30%未満の場合です。

一部損の場合、家財の時価の5%を限度として、家財に対する保険金額の5%が支払われます。

**(お問い合わせ先)** 各損害保険会社

**(質問)** 10-7

自動車が津波で流されてしまいました。

自動車保険の保険金はおりますか。

**(回答)**

地震や津波による損害の場合、自動車保険の保険金は原則支払われませんが、特約があれば保険金があります。

**(説明)**

- ・自動車保険（任意保険）では、地震・津波によって生じた損害について、保険会社は免責され、保険金を支払わないとされているのが一般的です（地震免責条項といいます。）。
- ・したがって、自動車が津波で流されてしまった場合には、通常、自動車保険の保険金は支払われません。
- ・ただし、地震や津波の場合の損害も補償する特約を付帯している場合には、保険金が支払われます。

**(お問い合わせ先)** 各損害保険会社

**(質問)** 10-8

原子力発電所の事故により、避難区域内に駐車していた自動車が被曝し、廃車せざるを得なくなりました。  
車両保険金はもらえますか。

**(回答)**

保険契約に規定されている免責事由に該当するので、支払われないものと思われます。

**(説明)**

- ・自動車保険では、通常、核燃料物質（使用済核燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故を免責事由としています。したがって、保険金の支払いはされません。
- ・このような損害については、事故を起こした電力会社との間の問題になると思われます。



**(質問)** 10-9

地震が起きたので、車で避難していたところ、交通事故を起こしてしまいました。

保険金は出るのでしょうか。

**(回答)**

交通事故の原因が何かにより、保険金が出るか否かが決まります。

**(説明)**

- ・自動車保険では、地震・津波による事故、これらに随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故については、免責とされ、保険金が支払われません。
- ・他方で、事故の原因が、運転者の不注意にある場合には、保険金は支払われることになります。
- ・もっとも、その判断はかなり難しい場合もありますので、専門家に相談されることをおすすめします。

**(お問い合わせ先)** 各損害保険会社

**(質問) 10-10**

被災して生活が苦しくなり、健康保険、介護保険の保険料が  
支払えません。

減免や猶予をされることはありますか。

**(回答)**

健康保険については、減免となる場合がありますので、市町村等  
ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

介護保険についても、介護保険サービス利用料及び保険料が  
減免となる場合があります。

**(お問い合わせ先) 市町村等**

**(質問) 10-11**

震災による津波のため家が流されたので、現在、従前の住所  
地を離れて、隣の市にある避難所で生活しています。  
従前どおり介護保険の給付を受けることができますか。

**(回答)**

避難所での生活が一時的なもので、住民票を移さない場合には、従前の住所地において介護保険の給付を受けることができます。

これに対して、従前の住所地には戻らず他の市町村に住民票を移す場合には、転入先の市町村に転入届を提出して、転入先の市町村において介護保険の給付を受けます。

**(説明)**

- ・ 介護保険の保険者は市町村ですが、どこの市区町村が保険者になるかは、住民票を基準に決定します。
- ・ 従前の住所地を離れて、住民票を他の市区町村に移す場合には、転入先の市町村に転入届を提出することによって、当該地域において介護保険の受給資格を取得します。
- ・ 従前の住所地での要介護認定は、転入先でもそのまま移行しますから、改めて要介護認定を受ける必要はありません。
- ・ これに対して避難所での生活が一時的なもので、従前の住所地に戻ることが予定されている場合には、住民票を移さずに、従前どおり介護保険の給付を受けることになります。

**(お問い合わせ先) 市町村**

**(質問)** 10-12

地震により隣家が火事となり、その消火作業のため、我が家の家財が水浸しになってしまいました。

火災保険で補償されますか。

**(回答)**

自分が地震保険付きの火災保険に入っていた場合には、その保険から補償される可能性があります。

隣家の加入している火災保険では、原則として補償を受けられません。

**(説明)**

- ・火災保険は、火災の際の消防や避難に必要な処分によって保険の目的物について生じた損害も補償しなければならないとされています。隣家の火事による放水被害も火災事故として火災保険の対象ですが、補償の対象はその保険がかけられている建物に限られます。
- ・もっとも最近では、近所への類焼を補償する特約（類焼損害担保特約）がついている場合もありますので、隣家の火災保険にこの特約がついていれば、隣家の保険の補償対象となる可能性があります。
- ・ただし、今回は地震による火災ですので、通常の火災保険だけではなく地震保険に加入していないと、いずれにしても補償はされません。
- ・まずはご自身の加入している保険会社に確認をしてみてください。
- ・なお、火災によって被害が生じた場合には、失火法という特別な法律によって、火災を起こした側に重大な過失がない限り、法的責任（不法行為責任）を問うことはできません。地震による火災の場合「重大な過失」があるとは言えないことが多いでしょう。

**(お問い合わせ先)** 各損害保険会社

お近くの法テラス、各地の弁護士会・司法書士会

## 1 1 各種支援制度関係

**(質問)** 1 1 - 1

災害弔慰金の支給内容について教えてください。

**(回答)**

東日本大震災で死亡された方の遺族には、災害弔慰金が支給されます。

支給額は、生計維持者の方が死亡した場合 5 0 0 万円、その他の方が死亡した場合 2 5 0 万円です。

**(説明)**

- ・災害弔慰金の支給対象はこれまで、配偶者や子、父母、孫、祖父母に限られており、兄弟姉妹が除かれていましたが、震災後に行われた法改正により、一定の条件のもと兄弟姉妹も支給対象に含まれることになりました。同改正は、東日本大震災が発生した3月11日までさかのぼって適用されます。
- ・支給の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、兄弟姉妹は死亡された方と生計を同じにしていたか、同居していた場合に限ります。
- ・支給は、市町村が条例に基づいて行うこととなります。
- ・申請は、死亡された方の被災時の住所地であった市町村に対して行います。

**(お問い合わせ先)** 被災地の住所地の市町村

**(質問)** 11-2

東日本大震災で避難していますが、避難先で生活保護の申請をすることができますか。

もともと住んでいた所には資産があるのですが、大丈夫でしょうか。

**(回答)**

避難先の市区町村(福祉事務所)で生活保護の申請をすることができます。

地元には資産があっても、処分が困難であることなどを説明すれば、生活保護を受けることが可能な場合があります。

**(説明)**

- ・厚生労働省の平成23年3月17日付け通知「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」は、「本来の居住地に帰来できない等被災者の特別な事情に配慮し、避難先の保護の実施機関が実施責任を負い現在地保護を行うものとする」と定めています。
- ・通帳など資産を証明する書類が手元になかったり、地元に残した自動車や自宅がどうなっているかが分からなかったりする場合でも、申請に対しては柔軟に対応することになっていますから、避難先の市区町村(福祉事務所)に相談してみてください。
- ・ただし、被災地に残した資産について、後日、処分可能となった場合には、それまでに受給した保護費の返還が必要になる場合がありますので、申請にあたっては、市区町村(福祉事務所)からよく説明を受けてください。

**(お問い合わせ先)** 避難先の市区町村(福祉事務所)

**(質問)** 11-3

東日本大震災に係る義援金などを受領した場合、生活保護を打ち切られてしまいますか。

**(回答)**

被災した生活保護受給世帯が義援金を受けた場合、その世帯の自立更生のために当てられる額は収入認定されません。また、第一次義援金のように、震災後、緊急的に配分（支給）されるものについては、地方自治体の判断により、包括的に一定額を収入認定除外とするなど、被災者の事情に配慮した弾力的な取扱いができています。

**(説明)**

厚生労働省の平成23年5月2日付け通知「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて(その3)」によれば、義援金等について、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定することとしています。

**(お問い合わせ先)** 各自治体の福祉事務所

**(質問)** 11-4

仮設住宅に入居することになりました。

生活家電等をそろえるための支援制度はありますか。

**(回答)**

日本赤十字社の行っている、生活家電セットの寄贈事業があります。

**(説明)**

- ・これは、海外の赤十字社等からの海外救援金を財源として、被災県内に設置される応急仮設住宅および被災県が応急仮設住宅と同様に活用する公営団地、民間賃貸住宅等（みなし仮設）を対象として、生活家電セット（洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）の寄贈がされる支援制度です。
- ・対象となる方は、各自治体が決定しますので、詳細については、入居先の県または市町村などにお問い合わせ下さい。

**(お問い合わせ先)** 入居先の県または市町村など



**(質問)** 1 1 - 5

震災により被害を受けた場合、住宅の再建・補修のための援助制度には、どのようなものがありますか。

**(回答)**

以下のような制度があります。

- (1)被災者生活再建支援法に基づく支援制度
- (2)災害救助法に基づく応急修理制度
- (3)自治体による融資制度

**(説明)**

(1)被災者生活再建支援法に基づく支援制度

震災により住宅が全壊もしくは大規模半壊の被害を受けた場合に、経済的理由等により生活再建困難と認められると、住宅の再築や補修のため最大300万円(基礎支援金100万円と加算支援金200万円)、借家の場合は最大150万円が支給されるという制度です。

基礎支援金の申請期間は災害発生日から13か月間、加算支援金の申請期間は同じく37か月間となりますので注意しましょう。

申請窓口は市町村となります。

(2)災害救助法に基づく応急修理制度

住宅が半壊し(「全壊」でも応急修理をすれば居住可能な場合は対象)、自ら修理する資力のない世帯について、これを修理することにより被災者が仮設住宅等に入居しなくなると見込まれるに場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行うものです。

条件、申請方法、申請期間等は市町村にお問い合わせ下さい。

(3)自治体による融資制度

自治体によっては、震災時に住宅再建支援のための融資等を行っていますので、都道府県または市町村にお問い合わせください。

**(お問い合わせ先)** 市町村

**(質問)** 1 1 - 6

震災で仕事と財産を失った外国人も生活保護を受けられますか。

**(回答)**

永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等といった在留資格等を有する外国人であれば、生活保護の対象者になり得ます。

**(説明)**

- ・外国人が生活保護を受ける権利は、法律上の権利として保障されているわけではありません。
- ・しかし、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格をもつ外国人については、生活保護法を準用し、生活保護の認定を受けることが可能となっています。

**(お問い合わせ先)** 各自治体の福祉事務所

**(質問)** 11-7

外国人でも、災害により死亡、または障がい者になってしまった場合などには、見舞金や弔慰金をもらうことができますか。

**(回答)**

外国人でも、在留資格があって日本国内に住所を有している方については、見舞金や弔慰金を受け取ることができます。

**(説明)**

- ・災害弔慰金や災害障害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給対象となる「住民」、「世帯」等の意味については、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている外国人も含むものとされています。
- ・ただし、いずれも日本国内に住所を有していることが要件とされているため、在留資格のない外国人には支払われないことになります。

**(お問い合わせ先)** 被災時の住所地の市町村

**(質問)** 11-8

津波で父が亡くなり、お葬式をしました。

その費用について、補助してもらえる制度はありますか。

**(回答)**

震災で亡くなられた方の火葬等にかかった費用の一部について、災害救助法の規定により給付を受けることができます。

**(説明)**

葬祭業者等へ支払った領収書、明細書等をお持ちのうえ、亡くなられた方の住所地の市町村へ給付申請することになります。火葬、棺費等が対象となり、告別式の式典費用は対象となりません。

**(お問い合わせ先)** 亡くなられた方の住所地の市町村

## 1 2 原発損害賠償関係

**(質問)** 1 2 - 1

原子力発電所（原発）事故による避難指示はどのような根拠に基づいて出されているのですか。

**(回答)**

原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき、政府が各地方公共団体の長に対して行う指示に基づきます。

**(説明)**

- ・平成23年3月15日より4月21日までは、原子力災害対策特別措置法15条3項で、内閣総理大臣は、原子力緊急事態が発生した時は、市町村長及び都道府県知事に対し、「避難の為の立退き又は屋内への避難の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示する」と規定され、これに基づき避難指示及び屋内退避指示がされていました。
- ・同年4月22日、これが解除され、居住者の生命身体に対する危険を防止するため、原子力災害対策特別措置法20条3項に基づき、警戒区域（設定は21日）、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点が設定されました。
- ・同年9月30日、緊急時避難準備区域が一括解除されましたが、その他の設定区域の解除については、同日現在未定です。

**(質問)** 12-2

東京電力福島第一原子力発電所（福島第一原発）で発生した事故に関し、現在居住者に対してどのような指示がされていますか。指示に違反した場合、罰則はありますか。

**(回答)**

福島第一原発から

- (1)半径20キロ圏内は警戒区域に設定され、立入りを制限（禁止）されています。違反した場合、10万円以下の罰金または拘留となります。
- (2)半径20キロから30キロのうち、いわき市を除く区域及び30キロ圏外でも飯舘村や川俣町の一部が、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域となっています。
- (3)事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される特定への地点について、特定避難勧奨地点が設定されています（平成23年9月末現在）。

**(説明)**

- (1)警戒区域では、緊急事態応急対策に従事する者以外の立ち入りが制限され、違反する場合、災害対策基本法116条（原子力災害対策特別措置法28条1項）により、10万円以下の罰金又は拘留となります。
- (2)計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関しては、指示に違反した場合の罰則はありません。なお、区域設定は、原発事故の状況で環境モニタリングの上、見直しをするとされており、緊急時避難準備区域は、平成23年9月30日、一括解除されました。詳細は、最新の政府の発表をご確認ください。
- (3)特定避難勧奨地点は、国及び県において環境モニタリングを行い、その結果積算線量を推定し、設定がなされます。設定は住居単位で特定されます。

**(質問)** 1 2 - 3

原発事故による警戒区域内の借家に住んでいました。  
避難後も賃料は支払わなければなりませんか。

**(回答)**

賃料を支払う必要はありません。

**(説明)**

- ・ 警戒区域内は、居住者の立入りが制限され、借家の使用ができず居住ができませんので、借主は賃料を支払う必要はありません。
- ・ 住めなくなった理由（原発事故）について、賃借人に責任がないのと同様貸貸人にも責任がある訳ではありませんが、このような場合、法律では貸主側がリスクを負う（危険負担）とされています。

**(質問)** 12-4

福島原発事故による避難指示区域（警戒区域も含む）に自宅を建て住宅ローンを組んでいます。現在区域外の仮設住宅にいます。ローンの返済は続けなければならないのでしょうか。

**(回答)**

原則的には支払う必要があります。

返済猶予などの制度について、金融機関等に相談をされるとよいでしょう。

**(説明)**

- ・まず、福島原発事故が生じ避難せざるを得なくなったことを理由に住宅ローンが無くなるわけではありませんので、当然に支払わなくていいことにはなりません。
- ・しかし、政府と日本銀行は、東日本大震災直後に、全金融機関に対し、被災者に対する返済猶予などの措置を講じるよう要請していますので、まずはローンを組んだ金融機関に、支払猶予などの制度について問い合わせください。
- ・また、本年7月、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が制定されました。制定の目的は、東日本大震災によって、震災前に組んでいたローンの支払が困難な方の生活再建です。内容は、金融機関の協力のもと、一定の要件を満たせば、ローン債務の減額や免除が受けられる制度です。
- ・福島原発事故によりローンの返済が困難になった被災者の方については、東京電力から受ける損害賠償により本ガイドラインを適用するかどうか、検討がされているところです（平成23年9月現在）。

**(お問い合わせ先)** 各金融機関

個人版私的整理ガイドラインコールセンター

0120-380-883（平日9時から17時）



**(質問)** 12-5

原発事故に伴う避難についても、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けられますか。

**(回答)**

今回の原発事故に伴い避難した世帯への、被災者生活再建支援法に規定する支援金の給付は現在のところ認められていません。

**(説明)**

- ・被災者生活再建支援法は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建のための支援金を支給する制度です。
- ・今回の原発事故に伴い避難した世帯が同法に規定する「被災世帯」すなわち「自然災害により・・・居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」に該当するかが問題となりますが、現在のところは認められていません。
- ・なお、政府の方針を受け、東京電力が、今回の原発事故の避難に伴う損害につき行ってきた賠償金の仮払金の額は、被災者生活再建支援法における支援金と同等のものとなっておりましたが、一部を除いて、仮払金の支払はすでに終了し、本賠償の手続が始まっています。

**(質問)** 12-6

福島原発事故によって負った損害について、誰に損害賠償請求ができますか。

**(回答)**

原子力事業者である東京電力に対し、原子力損害の賠償に関する法律(原賠法・げんばいほう)に基づき、請求できます。原子力事業者が賠償すべき額が原賠法7条1項で定められた賠償措置額(1事業所あたり1200億円)を超える場合は、政府が援助します(同法16条1項)。

福島原発事故による損害に関しては、賠償措置額を超える損害についても適切に賠償がなされるよう、政府により原子力損害賠償支援機構が設置されました。今後は、同機構が東京電力に資金提供することで、賠償の財源が確保されることとなります。

**(説明)**

- ・原子力事故による被害者の救済等を目的として「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づく原子力損害賠償制度が設けられています。
- ・この法律は、
  - (1)原子力事業者は無過失・無限の賠償責任を課すとともに、その責任を原子力事業者に集中し、
  - (2)賠償責任の履行を迅速かつ確実にするため、原子力事業者に対して原子力損害賠償責任保険及び原子力損害賠償補償契約への加入等の損害賠償措置を講じることを義務づけ(賠償措置額は原子炉の運転等の種類により異なりますが、通常商業規模の原子炉の場合の賠償措置額は現在1200億円)、
  - (3)賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合に、政府が原子力事業者の損害賠償に必要な援助を行うことが可能とすることに

より、被害者救済に遺漏がないよう措置する等について定めるものです。

**(質問) 12-7**

どのような方法で、福島原発事故の損害賠償の請求をすればよいでしょうか。

**(回答)**

本賠償の請求方法としては、

- (1) 東京電力に直接請求する
- (2) 原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介を求める
- (3) 裁判所に訴訟を提起する

方法があります。

各請求方法の特徴と選び方は、本冊子でご説明します。

具体的な手続は、問い合わせ先にご連絡ください。

**(お問い合わせ先) (1)について**

東京電力株式会社福島原子力補償相談室  
0120-926-404 (9時から21時)

**(2)について**

原子力損害賠償紛争解決センター  
0120-377-155(平日10時から17時)

**(3)について**

福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター 024-533-7770(平日10時から15時)  
各弁護士会の震災相談

**(質問)** 12-8

福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針とは、どのようなものですか。

**(回答)**

福島原発事故によって生じた損害の賠償について、原子力損害賠償紛争審査会が、紛争の当事者による自主的な解決に資する原子力損害の範囲の判定等のための指針です。

原賠法に基づき、被害者の方と原子力事業者の間の原子力損害賠償に関する紛争の円滑かつ適切な処理を図るため、策定されています。

東京電力福島第一第二原発事故による原子力損害については、平成23年8月5日に、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(以下、本書では「中間指針」といいます。)」が作られました。

**(説明)**

- 原賠法により原子力事業者が負うべき責任の範囲は、原子炉の運転等により与えた「原子力損害」ですが(同法3条)、その損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なって扱う理由はありません。
- したがって、指針の策定に当たっても、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上原発事故からその損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考え、この考えに基づいて、指針における賠償範囲がまとめられています。
- なお、原子力損害賠償紛争審査会では「中間指針に関するQ&A集」も合わせて公開し、中間指針の解説をしています。

「中間指針に関するQ & A集」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/baisho/1310610.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1310610.htm)

**(質問)** 12-9

中間指針に含まれない損害は、賠償されないということですか。

**(回答)**

必ずしも、そういう意味ではありません。

中間指針の中に具体的に記載されていない損害でも、原発事故により生じる損害に関して、事故との間に、社会通念上相当といえる因果関係（相当因果関係）が認められるものについては、賠償の対象となり得ます。

**(説明)**

- ・ 中間指針は、福島原発事故による原子力損害の当面の全体像を示すものです。
- ・ 被害者の方と原子力事業者の間の原子力損害賠償に関する紛争の円滑かつ適切な処理を図るために作られたものですから、中間指針に記載されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあります。

**(質問) 12-10**

福島原発事故で避難を強いられていることによって、精神的苦痛を感じています。

慰謝料請求をすることはできますか。

**(回答)**

対象区域からの避難を余儀なくされた方や、屋内退避区域内で屋内退避を余儀なくされた方については、慰謝料の基準が中間指針に記載されています。

**(説明)**

- ・ 中間指針に記載がない場合には、慰謝料が認められないということではありません。
- ・ 対象区域外の地域からの避難者（いわゆる自主避難者）の方に関しては、この冊子の自主避難に関する質問12-25をご参照ください。



**(質問)** 12-11

福島原発事故による避難指示区域内の会社に勤務していましたが、事故後、会社が休業となりました。

休業中は雇用保険の失業給付を受け取れますか。

事業再開の際、再雇用すると言われていた場合も受け取れますか。

東京電力への損害賠償の際には、受け取った分を差し引いて請求しなければならないのですか。

**(回答)**

いずれの場合も、失業給付が受け取れます。

また、東京電力への賠償請求の際には差し引く必要はありません。

**(説明)**

- ・災害時における雇用保険の特例措置として、福島原発事故による避難指示区域（計画的避難準備区域・緊急時避難準備区域を含む）の設定を受けたために事業所が休業を余儀なくされ、労働者が賃金や休業手当を受けることができない場合、労働者は、実際に離職していなくとも、失業給付を受け取ることができます。また、事業再開後の再雇用が予定されている場合でも、受け取ることができます。
- ・また、会社の休業により、就労ができなくなった場合、東京電力に対して給与の減収分を損害賠償できますが、その減収を算定する際に、先の失業給付は給与と同じ性質のものではありませんので、差し引く（控除する）必要はありません。この点は、中間指針及び原賠審が公表しているQ&A集にも明示されています。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの労働局、ハローワーク

**(質問)** 12-12

地震で自宅が雨漏りしましたが、原発事故による避難指示が出たので、修理できないまま避難しました。

警戒区域の自宅に一時帰宅したところ、雨漏りにより、家財道具が腐って使い物にならなくなっていました。

この損害は賠償されるのですか。

また、その廃棄処分の費用や、修理すれば使えるようなものの修理費用も、賠償されますか。

**(回答)**

いずれも賠償されるでしょう。

**(説明)**

- ・ 中間指針では、避難指示により避難を余儀なくされて、財物の管理ができなくなったことにより、その財物の価値が失われた場合には、その価値喪失分は賠償されるべき損害であるとしています。価値の基準は、原発事故時における時価や簿価とされています。
- ・ また、廃棄費用、修理費用などの追加的費用も、原則としてその財物の価値の範囲内で、損害に含まれるとしています。

**(質問) 12-13**

緊急時避難準備区域にある土地の売却を予定していましたが、福島原発事故が起こり、売れなくなってしまいました。

どうすればいいですか。

また、原発事故のため地価が下がり、当初予定していた価格よりも安く売却せざるをえなくなった場合はどうですか。

**(回答)**

原発事故がなければ、予定の価格で売買契約が成立していたことの確実性がある場合は、一定の範囲で損害賠償が認められるでしょう。

**(説明)**

- ・ 中間指針では、当該区域内の不動産について、福島原発事故により契約の締結自体を拒絶された場合、事故がなければ契約が成立していた確実性がある場合は、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしています。
- ・ また、原発事故によって売買契約価格が下落したことで生じた損害は、福島原発事故がなければ当初の予定価格で契約が成立していたことの確実性がある場合は、予定価格と現実の契約価格の差額が賠償すべき損害と認められるとしています。

**(お問い合わせ先)** 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター 024-533-7770(平日10時から15時)  
各弁護士会の震災相談

**(質問)** 12-14

避難区域内で事業を営んでいました。

営業損害については賠償されると聞いてはいますが、どのように算定すればよいのですか。

**(回答)**

営業損害とは、福島原発事故による減収分であり、減収分は、事故がなければ得られたであろう利益（逸失利益）として算定することになります。

**(説明)**

- ・ 中間指針では、原則として、福島原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故により負担を免れた費用（本件事故がなければ負担していたであろう費用等と実際に負担した費用等との差額）を控除した金額が、逸失利益として営業損害になるとしています。
- ・ 具体的な算定は、個々の事業内容によって異なりますので、専門家へのご相談をお勧めします。

**(お問い合わせ先)** 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター 024-533-7770(平日10時から15時)  
各弁護士会の震災相談

**(質問)** 12-15

避難区域内で事業を営んでいましたが、運転資金がなくなり、廃業を決意しました。

どのような損害賠償を求めることができるのですか。

また、事業拠点の移転をした場合はどうですか。

**(回答)**

倒産や廃業した場合は、一定期間の逸失利益に加え、倒産や廃業に伴う追加的費用なども賠償の対象になると考えられます。

移転の場合は、移転までや移転後一定期間の逸失利益、移転費用なども賠償の対象になると考えられます。

**(説明)**

- ・ 中間指針では、倒産や廃業した場合は、一定期間の逸失利益に加え倒産や廃業に伴う追加的費用なども、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしています。移転の場合は、移転までや移転後一定期間の逸失利益、移転費用なども、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしています。
- ・ 廃業・移転についての損害賠償については、どのような営業損害がどの時点まで賠償されるか（終期はいつになるのか）が問題となります。
- ・ 営業損害の終期については、事業者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能になった日としたうえ、福島原発事故においては、とくに避難指示がいまだ続いている状態であるため現時点で終期を示すことは困難であり、改めて検討するとされています。

**(質問)** 12-16

自宅や事業所の拠点は避難区域外ですが、避難区域内を販売先とする仕事をしていました。

原発事故で売り上げが無くなりましたが、損害賠償されますか。

また、避難区域内に仕入先があり、納品が間に合わず他から急ぎよ、仕入れたため損害が生じた場合はどうですか。

**(回答)**

原発事故との相当因果関係が認められる場合は、損害賠償が認められるでしょう。

**(説明)**

- ・このような被害は、いわゆる間接被害に該当します。
- ・中間指針では、福島原発事故により政府などによる避難指示や出荷制限指示による損害によって被害を受けた者（第一次被害者）と、一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を間接被害としたうえ、事業の性格上、第一次被害者との取引に代替性のない場合には、事故との間に相当因果関係があり、損害賠償の対象になるとしていただきます。
- ・事業の性格上、販売先や調達先が地域的に限られ、販売先や調達先が避難区域内であったため、その販売先や調達先の避難や事業休止によって損害が生じた場合、営業損害が賠償されることになるでしょう。

**(質問)** 12-17

原発事故により、自主的に農作物の出荷をやめましたが、その後、政府の出荷制限指示がありました。

指示前に出荷を自粛した分の損害は賠償されますか。

**(回答)**

特別な事情がない限り、賠償されるでしょう。

**(説明)**

中間指針では、政府による出荷制限指示前でも、原発事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、減収分等は賠償すべき損害と認められるとしています。

**(質問)** 12-18

原発事故により出荷制限を受けた農作物を廃棄せざるを得ませんでした。

廃棄にかかった費用は賠償されますか。

作付制限を受けた農作物の苗の廃棄費用はどうですか。

**(回答)**

いずれも賠償されるでしょう。

**(説明)**

中間指針では、政府等による出荷、作付制限指示等により生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしています。出荷制限を受けた農作物や作付制限を受けた苗の廃棄費用は、この範囲に含まれると考えられます。



**(質問)** 12-19

原発事故により漁協から操業の自粛要請を受け、操業を停止したため、魚を出荷できません。

その損害は賠償されますか。

**(回答)**

操業場所、自粛要請の決定過程等によることになるでしょう。

**(説明)**

- ・ 中間指針では、農協や漁協などの生産者団体が政府や地方公共団体の関与の下、合理的な理由によって各生産者に自粛要請をしたことに伴う減収分は、賠償すべき損害と認められるとしています。
- ・ 例えば、福島県沖における航行危険区域等の設定、汚染水の排出等の事情を踏まえ、同県の漁業者団体が県との協議に基づき行った操業自粛要請による場合は、上記に含まれるとしています。

**(質問)** 12-20

畜産農家です。

肉牛・乳牛に与える牧草・稲わらが汚染の恐れがあるとして、原発事故後の収穫分を牛に与えることや、牛の放牧について、政府の通知に基づいて県から自粛要請を受けています。

そのため、代替りの飼料を買わざるを得ませんでした。

この費用は賠償されますか。

**(回答)**

賠償されるでしょう。

**(説明)**

- ご質問のような政府の通知は「放牧及び牧草などの給与制限指導」であり、中間指針における「政府が本件事故に関し行う指示」に該当します。
- 中間指針によれば、このような場合、代替飼料の購入費用は、この指示に伴い「事業を変更したために生じた追加的費用」として、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしています。

**(質問)** 1 2 - 2 1

風評被害とはどのようなものですか。

中間指針では、どのように定めていますか。

**(回答)**

一般的には、物やサービスにまったく問題がないのに、問題があるとの情報が流れた結果、消費者に問題があると認識されてその価格が落ちたり価値がなくなったりする被害を指しますが、中間指針では、「『風評被害』とは、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念し、消費者又は取引先が当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等を行ったために生じた被害を意味する。」とされています。

**(説明)**

中間指針では、「いわゆる風評被害という表現は、放射性物質等による危険が全くないのに消費者や取引先が危険性を心配して商品やサービスの購入・取引を回避する不安心理に起因する損害という意味で使われることもある。しかしながら、少なくとも本件事故のような原子力事故に関していえば、むしろ必ずしも科学的に明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応によるものと考えべきであり、したがって、このような回避行動が合理的といえる場合には、原子力損害として賠償の対象となる。このような理解をするならば、そもそも風評被害という表現自体を避けることが本来望ましいが、現時点でこれに代わる適切な表現は、裁判実務上もいまだ示されていない。また、この種の被害は、避難等に伴い営業を断念した場合の営業損害とは異なり、報道機関や消費者・取引先等の第三者の意思・判断・行動等が介在するという点に特徴があり、一定の特殊な類型の被害であることは否定できない。したがって、上記のような誤解を招きかねない点に注意しつつ、「風評被害」という表現

を用いることとする。」とされています。

**(質問)** 12-22

東京電力が、原発事故の被害者に対し、本払いを始めたと聞きました。内容を教えてください。

**(回答)**

本払いは、被害者の方に対する、同社からの確定した支払いです。

福島原発事故後、東京電力は損害の仮払いを行ってきましたが、仮払金請求の受付を終了させ、本払いの請求受付を開始しました。同社では仮払いを請求した個人、法人、個人事業主の方々に対し、平成23年9月中旬から本払いのための請求書と案内冊子の発送を始めています。

仮払い請求を行っていない方や郵送先に変更のある方は、同社に対し、本払いの請求書用紙の申し込みをする必要があります。

**(説明)**

- ・同社では、原子力損害賠償紛争審査会が発表した中間指針を踏まえた独自の算定基準を提示して、基本的には、この基準による損害項目及び損害額について、速やかに本払いを行うとしています。いまだ事故が収束せず、損害の終期が不明なことから、初回は3月11日から8月末までの損害額を算定し、請求に応じて10月より支払いが行われ(平成23年9月現在)、その後3か月毎に支払いが繰り返されることとなります。
- ・なお、東京電力は本払いについて「本補償」という表現を使用してきましたが、東京電力より支払われる金銭の性質は、原子力損害の賠償に関する法律に基づく「損害賠償」であり、東京電力も8月30日付けプレスリリースにおいて、「原子力損害賠償制度の枠組みの下で」の「損害に対する」支払であることを明示しています。同社ホームページ上の表示も「賠償金のご請求について(本賠償の流れ)」

- とされており、東京電力によれば「本補償は本賠償と同義であり、  
今後は本補償という言葉を使用せず、本賠償に切り替えていく」と  
のことですので、本冊子では「本賠償」という言葉を使用します。
- 本賠償の内容と手続の流れは、東京電力ホームページにも示されて  
います (<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11083005-j.html>)。

**(お問い合わせ先)** 東京電力株式会社福島原子力補償相談室  
0120-926-404 (9時から21時)

**(質問)** 12-23

東京電力による初回の本払いは、事故発生日の3月11日から8月末までに生じた損害の分とのことですが、請求の締切りはあるのですか。

また、合意してしまったら、この期間の追加請求は一切できなくなるということですか。

**(回答)**

「締切り」はありませんが、東京電力は「2か月程度を目処に」としています。

追加請求が一切できなくなるということにはならないと思われませんが、合意をする際には注意が必要です。

**(説明)**

- ・東京電力作成の「補償金ご請求のご案内」の「Q & A」によれば、請求は受付開始日より「2か月程度を目処に」と記載されています。  
「2か月」を過ぎても支払は行われますが、「通常のお手続きよりも時間を要する場合がございます。」とされています。
- ・追加請求については、東京電力送付の本賠償「合意書」（見本）には「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません。」との記載がありますが、平成23年9月27日、東京電力は「実際に送付する合意書につきましては、当該表記はございません。」と発表しています。したがって、東京電力送付の本賠償「合意書」には、「両者はその他の請求を放棄する。」「両者の間には何ら債権債務がないことを確認する。」といった趣旨の、いわゆる清算条項の記載はないと思われしますので、合意書にサインをしたとしても、当該期間の追加請求は妨げられないでしょう。
- ・しかし、同時に送付されている「補償金請求書」の「確認事項」には、「同一補償対象期間における、各補償項目の請求は1回限りとする」との記載があるため、東京電力は追加支払いについて、後

日の直接交渉には応じないことも予想されます。合意をする場合には、こういった点に留意する必要があると考えられます。

**(お問い合わせ先)** 東京電力株式会社福島原子力補償相談室  
0120-926-404 (9時から21時)



**(質問)** 12-24

東京電力から送られてきた損害賠償に関する書類には「すでにお支払いした仮払補償金については、ご請求に伴いお支払いする補償金額から控除させていただきます。」とありますが、仮払いを受けた金額が、本払い基準での請求金額を上回る場合は、どうすればよいのですか。

**(回答)**

原発事故はいまだ収束せず、損害の終期が確定していません。今後原発事故に伴う損害が継続して発生する可能性がある限り、「控除」の基準となる金額が確定できませんので、その間は返還の必要はありません。

**(説明)**

- ・東京電力作成の「補償金ご請求のご案内」においても、「ご請求対象期間について精算の結果、仮払補償金でお支払いした金額が補償金のご請求の金額を上回る場合は、当該対象期間のお支払はゼロとさせていただきます。」とされ、直ちに上回った分の返還を求めています。今後、3か月ごとに請求により行われる本払いに対して、仮払金を充当していくこととなります。
- ・一方、損害が確定してもなお、仮払いを受けた金額が本払い請求金額を上回る場合は、先に記載の「ご案内」同封の同意書には、「東京電力より支払われた仮払補償金と補償金（本賠償金）の合計金額が最終的な補償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること」との記載があります。これは、同意書にサインをした場合、仮払金を返還することに同意することとなりますので、該当が見込まれる方は、ご注意ください。

**(お問い合わせ先)** 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援  
センター 024-533-7770(平日 10時から15時)  
各弁護士会の震災相談

**(質問)** 12-25

福島第一原発から60キロ地点に住んでいますが、放射線量が高いことがわかり、避難しました。

知り合いは、35キロ地点に住んでいて、事故直後に避難しました。

避難費用の仮払いを請求したのですが、私にも知り合いにも指針の対象区域外のため支払えないとの回答が来ました。

東京電力の本払い基準では、私たちのような、いわゆる自主避難者に関する損害賠償は挙げられていません。

今後も避難費用や慰謝料は支払われないのでしょうか。

**(回答)**

東京電力の本払い基準や中間指針に明記されていないからといって、絶対に支払われないということではありません。

今後の報道等に注意しましょう。

**(説明)**

- ・平成23年9月現在、東京電力が避難費用の賠償に応じているのは政府や自治体の各種避難指示等に基づいて避難した住民の方のみの方です。中間指針にも、各種避難指示等の対象でない住民の方の避難については、賠償するとの記載はありません。
- ・しかし、原発事故により生じる損害については、事故との間に、社会通念上相当と言える因果関係が認められるものについては、適切な賠償が行われるのが原則ですので、記載がないので絶対に支払われないということではありません(12-9参照)。
- ・原子力損害賠償紛争審査会では、指針の策定にあたり、避難指示対象区域外の自主避難についても、損害を賠償すべきかどうかの議論を進めているようです。

**(お問い合わせ先)** 東京電力株式会社福島原子力補償相談室

0120-926-404 (9時から21時)

福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援  
センター 024-533-7770(平日10時から15時)

各弁護士会の震災相談

**(質問)** 12-26

東京電力に対する損害賠償額を決めるために、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てを行うことができると聞きました。

どのような機関なのですか。

また、申し立てるには証拠や資料としてどのようなものが必要なのですか。

**(回答)**

原子力損害賠償請求についての和解仲介手続を実施するため、政府により設けられた機関です。

必要書類としては、申立てを理由付ける証拠としての契約書や決算書類などのほか、会社の登記簿謄本などを提出することになります。

**(説明)**

- ・原子力損害賠償紛争解決センター（「原発ADR」と呼ばれることもあります）は、文部科学省のほか、法律専門家によって構成されています。同センターでは、中立公正な立場の仲介委員が申立人と相手方の双方から事情を聞き取って、検討を行い、双方の意見を調整しながら、和解案を提示するなどして当事者の合意による紛争解決を目指します。申立受理から解決までの標準期間は、3か月程度を予定しています。
- ・同センターで解決できるのは、原発事故を理由とする原子力事業者（東京電力）への損害賠償請求ですので、東京電力に対して、土地や車両や放射能汚染により廃棄せざるを得ない商品の買取りを求めたりすることはできません。開催場所は、基本的には東京と郡山ですが、今後は利用者の利便性を考え、被害者の方々が多く避難されている市町村でも開催することが予定されています。
- ・申し立てるには、所定の申立書に必要事項を記載し、必要書類を添

付の上、同センター東京事務所あてに郵送します。申立書用紙は、同センター各事務所に備え付け、また、文部科学省のホームページからダウンロードできるほか、被災地の県庁、市役所、弁護士会等にも備え付ける予定です。ただし、申立書は参考書式ですので、例えば、請求額の記載部分について、東京電力に提出した請求書のコピーを使うということも可能です。

事案により、証拠書類が異なりますので、詳細は同センターのホームページ

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/baisho/1310412.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1310412.htm)

や電話でお問い合わせをご確認ください。

**(お問い合わせ先)** 原子力損害賠償紛争解決センター

0120-377-155 (平日 10時から17時)

**(質問)** 12-27

原子力損害賠償紛争解決センターで示された和解案に納得がいきません。

その後どのような手続をとればよいのですか。

**(回答)**

和解案に納得がいけない場合は、和解に応じる必要はありません。

和解が成立しない場合は、同センターでの手続は終了し、裁判所に民事訴訟を起こすなどの手続を検討することになります。

**(説明)**

- ・同センターは和解の仲介をする機関ですから、同センターが提示する和解案は、法的に当事者を拘束するものではなく、和解案に従わなければならないことにはなりません。
- ・和解不成立で同センターでの手続が終了した場合は、民事訴訟の提起などが考えられます。

**(お問い合わせ先)** 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター 024-533-7770(平日10時から15時)  
各弁護士会の震災相談

**(質問)** 12-28

東京電力の本払い基準に納得がいきません。

この場合、原子力損害賠償紛争解決センターを利用せず、裁判をすることも可能なのですか。

**(回答)**

可能です。

**(説明)**

- ・同センターは、主として、被害者と東京電力の直接交渉において合意ができない場合に、和解の仲介手続を行う機関です（直接交渉をしないで、最初から同センターを利用することもできます）。
- ・この和解仲介手続は、訴訟提起前に必ず利用しなければならないものではありません。したがって、同センターでの手続を経ずとも、民事訴訟を提起することは可能です。

**(お問い合わせ先)** 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター 024-533-7770(平日10時から15時)  
各弁護士会の震災相談



**(質問)** 12-29

福島原発事故の損害について、国が仮払い(立替払)を行う法律ができたとききました。どのようなものですか。

**(回答)**

正式名称は、「原子力事故被害緊急措置法」で、福島原発事故の賠償金の一部を、国が東京電力に代わり、立て替えるために制定された法律です。

**(説明)**

- ・平成23年9月現在、政令により仮払いの対象として閣議決定されたのは、福島原発事故の風評被害で観光客が減少して収益が減った、福島、茨城、栃木、群馬四県のホテルや旅館、旅行代理店、観光地にある小売業や外食産業などの観光業です。
- ・なお、今後対象業種や区域等が追加されるかについては未定です(平成23年9月現在)。

**(質問)** 12-30

東京電力への損害賠償として、複数の方法があることはわかりましたが、自分がどれを選択してよいのかわかりません。

自分では判断がつかない場合、弁護士に相談することはできますか。

**(回答)**

先に挙げた請求手段は、下記のように、それぞれに特徴があります。

判断に迷う時は弁護士への相談をおすすめしますが、最終的にはご自身にとって納得のいく賠償がなされる手続を選ぶこととなります。

なお、原発損害賠償についての弁護士への相談や、紛争解決センターへの申立てや訴訟提起について弁護士に依頼したい場合、一定の要件の下、法テラスの民事法律扶助制度による援助（無料法律相談、弁護士費用等の立替）を受けることができます。

**(説明)**

- どの手続がよいのかは、支払のスピードを優先させるのか、多少支払が遅くなっても東京電力の提示額ではなく、第三者の見解や判断を求めるかによっても選ぶ手続は変わりますし、中間指針に明示された損害か否かによっても異なってきます。
- たとえば、個人の方で中間指針の対象となっている場合には、すでに始まっている東京電力の本払いについて合意が整えば、10月からの支払が始まりますので、迅速な賠償を受けることができます。しかし合意をする以上は、後になって合意した項目について追加請求を求めることは、困難になります。
- 一方、東京電力の提示を受け入れず、合意をしない場合には、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てや訴訟提起などによって賠

償額を確定させることとなります。その場合、同センターの和解案提示や裁判所による判決によって、納得のいく賠償額が得られる可能性があります。その分、最終支払を受けるまでに時間がかかることにもなります。

- どの手続をとったらよいか、東京電力と合意すべきかなどの疑問がある場合は、弁護士に相談することをお勧めします。

**(お問い合わせ先)** 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター 024-533-7770(平日 10時から15時)  
各弁護士会の震災相談

### 13 その他

**(質問)** 13-1

震災を原因とする借地借家トラブルや隣人間の地震被害などの紛争を解決するために、裁判費用を補助してくれる制度はありますか。

**(回答)**

民事調停の申立手数料の納付を免除する制度があります。

**(説明)**

- ・ 政令で「特定非常災害」と指定された大規模災害の場合に適用される制度です。東日本大震災は「特定非常災害」に指定されていますので、その適用があります
- ・ 借地借家関係その他の民事上の法律関係に「著しい混乱を生ずるおそれがある」と定められた区域に、当該災害の発生日に、住所、居所、営業所または事務所を有していた方については、その災害に起因する民事の紛争についての民事調停の申立手数料の納付が免除されます（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第6条）。
- ・ 平成23年3月11日から平成26年2月28日までに、民事調停を申し立てた方が対象となります。詳細は、裁判所ウェブサイト [http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/sinsai\\_mousitate.html](http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/sinsai_mousitate.html) をご覧ください。

**(質問)** 13-2

震災による避難生活で、運転免許証の更新ができませんでした。  
有効期限を過ぎても更新しなかった場合、免許はどうなるので  
しょうか。

**(回答)**

東日本大震災では、平成23年8月31日まで運転免許証の有効期限を延期するとの特例措置が取られました。

8月31日以降は通常の更新期限となります。有効期限内に更新しなかった免許は失効しますが、「説明」に記載したとおり再取得は可能です。

**(説明)**

- ・有効期限を過ぎた免許証は効力を失いますが、再取得は可能です。期限が経過してからの期間によって、再取得のための要件が異なります。

(1)失効後6か月以内、または、やむを得ない事情で失効後6か月以内に手続ができなかった方で、その事情が止んで1か月以内かつ失効後3年以内は、学科・技能試験は免除され、所定の講習や適性検査を受ければ再取得できます。

(2)失効後6か月以上1年未満

仮免許試験の学科・技能試験は免除され、仮免許が交付されますが、その後、本試験の学科・技能試験に合格しなければ、再取得できません。

(3)失効後1年以上

免除される試験はなく最初から免許を取得し直すこととなります。

- ・やむを得ない事情とは、海外旅行、災害、病気、負傷、法令の規定により身体の一部を拘束されていたこと、社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない用務が生じたことです。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの運転免許センター

**(質問) 13-3**

震災のために株券をなくしてしまいました。  
どうしたらよいでしょうか。

**(回答)**

株券を喪失した場合は、株券失効制度による手続を行い、喪失した株券を無効にしたうえで、株券の再発行を請求することになります。

この制度は、株券喪失登録制度ともいいます。

**(説明)**

- ・株券を喪失した場合は、株券失効制度による手続を行います。この制度は、株券喪失登録制度ともいいます。  
具体的な手続は、
  - (1)会社に対して、喪失した株券の喪失登録請求を行い、当該株券について、株券喪失登録簿への記載をしてもらう
  - (2)株券喪失登録がされた株券は、当該株券を所持する者から株券喪失登録の抹消申請がされるなどして当該登録が抹消されない限り、株券喪失登録日の翌日から1年を経過した日に無効となる
  - (3)その後、株券の再発行を請求するという流れになります。
- ・平成18年5月1日施行の新会社法では、株式会社では株券は不発行が原則となり、会社の定款で定めた場合のみ株券の発行が可能となりました。
- ・また、上場会社の株券は、株券の電子化により、平成21年に廃止されていますので、喪失した株券が自宅で保管していた上場会社の株券であり、また、株券を喪失した人が特別口座の名義人であれば権利は保全されています。

**(お問い合わせ先)** 各証券会社

**(質問) 13-4**

震災の瓦礫にアスベストが含まれ、健康被害がでるおそれがあるとの報道があります。

国はどのような対策をとっているのですか。

**(回答)**

国では環境省と厚生労働省を中心に、被災地におけるアスベスト大気濃度の調査を行うとともに

(1)労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則に定められたアスベスト対策の遵守の徹底

(2)瓦礫撤去の際に粉じんを吸い込むことを防ぐために防じんマスク着用の徹底を、被災地の自治体や建設業及び廃棄物処理業の団体等に指導しています。

また、対策徹底のために、労働局の職員によるがれき処理作業現場に対するパトロールなども実施しています。

詳細は、各省のホームページをご覧ください。

**(質問) 13-5**

毎日、電車通勤をしていましたが、3月1日に、6か月定期券を買ったばかりなのに大地震で線路が壊滅的打撃を受け、いつ復旧されるのか見通しがたたない状態になりました。定期券の払戻しをしてもらえないでしょうか。

**(回答)**

鉄道各社の運送約款に払戻しの方法等は規定されていますが、仮にその規定がなくとも、払戻ししてもらえます。

**(説明)**

- ・鉄道各社の運送約款では、列車等が一定期間運行不能になった場合の定期乗車券は日割り計算で払い戻すと定めています。
- ・また、仮に、この規定がなくとも、鉄道会社の債務が履行不能になっているので、他方債務者である旅客の債務(運賃)も消滅します。したがって、定期券を購入したものの、利用できなくなった部分については、払い戻しを受けられることとなります。

**(お問い合わせ先)** 各鉄道会社等



**(質問)** 13-6

被災した他人の家屋の中から生活用品を持ち去った場合には、罪に問われるでしょうか。

**(回答)**

法律上は窃盗罪などに問われる可能性があります。

**(説明)**

- ・ 誰が管理しているか判明している場合には、勝手に持ち出すと窃盗罪に問われる可能性があります。
- ・ 被災状況がひどく、誰が管理しているか判明しない場合でも、勝手に持ち出すと遺失物横領罪に問われる可能性があります。

**(お問い合わせ先)** 最寄りの警察署

## 索引

### あ行

悪徳商法	130
アスベスト	244
雨漏り	62
明渡請求	14、17
慰謝料請求(原発事故)	213、232
遺族補償一時金	81
遺族補償年金	81
一時帰休	135、149
一時抹消登録	70
一部損	185、186
逸失利益	217、218
一般課税	177
違約金	23、131
遺留分減殺請求	79、82
運転免許証	98、242
永久抹消登録	70
営業損害	217、218、219
液化化	50、119
NPO法人	171、172
応急危険度判定	54
応急修理制度	15
屋内退避指示	202

### か行

解雇	140、141、152
解雇理由証明書	141
外国人の生活保護	199
外国人の見舞金・弔慰金	200
介護保険	192
介護保険保険料	191
改築	67
解約手付	126
解約申入れ	20、22、25、27、29

鍵の付け替え	24
家財道具	17、162
火災保険	193
瑕疵修補請求	64
瑕疵修補請求（リフォーム）	62
瑕疵担保責任(請負)	64
瑕疵担保責任(売買)	64
かたり商法	53
株券	243
株券再発行	243
株券喪失	243
仮住まい費用	48
仮払い請求	226
簡易課税	177
間接被害	219
元本確定	116
義援金	171、172、196
義援金と生活保護	196
義援金と法人税	172
期限の定めのない賃貸借	14、20、22、47
期限の利益	58
寄付金控除	171
キャンセル料	122、124
ギャンブル	109
休業手当	135、139、149
給与所得者再生手続	95
境界	56
境界確定訴訟	56
境界標	55
業務起因性	144
業務遂行性	144
緊急時避難準備区域	202、203
勤務先に向かう途中の被災	142
クリーニングオフ	60、130、131
車の流失	70、188
クレジットの支払義務	123

計画停電と休業手当	150
計画的避難区域	202、203
契約解除（かし担保）	64
月謝の支払い	131
欠勤	148
健康保険保険料	191
原状回復義務(賃貸借)	25、30
原子力災害対策特別措置法	202、203
原子力事故被害緊急措置法	238
原子力損害の賠償に関する法律	207、210、226
原子力損害賠償支援機構	207
原子力損害賠償紛争解決センター	209、234、236、237、239
原子力損害賠償紛争審査会	210、226、232
源泉徴収	164
建築物応急危険度判定	20
原発事故による廃車	189
合意書	228
工作物責任	45、156
工事費用援助	15
工事費用の立替払い	15
更新拒絶	14、20、27、39、46、47
厚生年金担保貸付	94
交通事故	190
公的年金担保貸付	94
個人再生	90
個人債務者の私的整理に関するガイドライン	90、95、102、104、106 108、109、111、205
個人賠償責任保険	42
子の監護養育	83、86
雇用調整助成金	149

## さ行

災害救助法	15、149、183、198
災害救助法に基づく応急修理制度	15、198
災害減免法	173
災害地域生保契約照会センター	182

災害弔慰金	194
災害見舞金	168、175
再取得(運転免許証)	242
再築	44
裁判外紛争解決手続	11
雑損控除	162、173
敷金返還	19
敷金返還請求	13
事業用資産	166
自己使用の必要性	27、47
自己破産	92、94
自肅要請	222、223
自主避難	213、232
自主避難者	213、232
地震保険契約会社照会センター	182
地震免責条項	188
自宅待機	134、135
失業給付(原発事故)	214
失業給付の特例措置	134
失踪宣告	84
自動車登録抹消	70
自動車保険	188、189
児童相談所	86
敷引特約	19
死亡届	84
死亡の事実を証すべき書面	84
借地上建物	44
車検会社	160
修繕義務	15、37、53
修繕費(用)	25、30、37
住宅総合保険	42
住宅ローン	72、90、95
住宅ローン(避難指示区域)	205
修理詐欺	60
出荷制限指示	220、221
出勤不能	148

小規模滅失	61
小規模個人再生手続	95
使用収益義務	13、32、34、41
承諾料	44
消費者金融	111
消費者ホットライン	53、130
消費税	177
職権による登記	65
所得税の軽減免除	173
所有権放棄	17
地割れ	50、119
震災ADR	11
信頼関係破壊理論	24、44
生活家電支援制度	197
生活保護申請	195
生活保護と義援金	196
生活保護費の返還	195
正当事由	14、20、27、32、40、46、47
生命保険金請求資料	181
生命保険料	183
整理解雇	152
設置の瑕疵	46
善管注意義務	159、160
全損	185、186
全部滅失	61
増改築禁止特約	44
相殺	13、15
相続財産管理人	79、87
相続税	174
葬儀費用	201
増担保提供義務	58
ソーラーシステム	123
損害賠償（瑕疵担保）	63
損害賠償(原発事故)	207、209、210、212、214、215、216、217、218
	219、220、221、222、223、224、226、230、232
	234、239

損害賠償（水漏れ）	42
損害賠償（リフォーム）	62
損金	175

## た行

大規模滅失	61
耐震構造	35
耐震診断	35
耐震性	47
立退料	20、32、45、46、47
建て替え	29、39、47、61
建物改築	67
建物滅失	11、17、20、58
建物滅失登記	65
立退請求（要求）	27、47
中間指針	210、212、213、214、215、216、217、218、219 220、221、222、223、224、226、232
仲裁手続	11
中途解約	22、25、29、47
注文住宅	63
賃金請求	148、149
賃金立替払い	137
賃金の引下げ	138
賃借人の故意過失	38、41
賃貸借契約解除（約）	12、22、24、39、51
賃貸人の故意過失	45
賃料(警戒区域)	204
賃料減額請求	11、13、50
賃料支払義務	49、51
賃料滞納	24
賃料と敷金の相殺	13
賃料返還	29
追加請求	228
追加的費用	215、218、223
通勤災害	142、145、146
定期券	245

定期借家契約	22
定期建物賃貸借契約	29
抵当権と建物滅失	58、66
手形	100
手付金	117、119、126
電子公告	68
電子公告中断	68
登記事項証明書	78
東京電力福島原子力補償相談室	209、227、229、233
登録免許税	76、169
特定非常災害	241
特定避難勧奨地点	202、203
特別縁故者	79、87、88
独立行政法人福祉医療機構	94
取壊し	72
土地工作物責任	45、46

## な行

内縁と相続	79
内定取消し	143
認定NPO法人	171、172
根抵当権	116

## は行

廃棄原因	215、221
派遣	147
派遣と解雇	151
破産	90、92
罰則(避難指示違反)	203
半損	185、186
被災者生活再建支援法	169、206
被災者生活再建支援法に基づく支援制度	198
被災証明	78、106
引越代	25、27、45
引越費用	25
避難勧告と賃料	49



避難指示	202、215
避難途中の交通事故	190
避難費用	232
被保険者と受取人の同時死亡	179
風評被害	224
不可抗力	46、139
筆界特定制度	56
不当利得返還請求権	115
振り込め詐欺	114
塀	55
変形労働時間制	153
法定更新	14
保険金請求の必要書類	181
保険金の受取人	179
保険契約の失効	183
保険契約の復活	183
保険証券喪失	182
保険料の立替払	183
保険料払込免除	183
保険料払込猶予	183
本人確認資料	98
本賠償	226

## ま行

水漏れ	42、158
未成年後見人	83、86
未払賃金	136
未払賃金の一部立て替え	136、137
民事再生	102
民事調停申立手数料	241
民事法律扶助	239
滅失	11、20、32
滅失登記	65
免責不許可事由	105
文部科学省原賠ホットライン	105

## や行

屋根瓦	156
遺言執行者	74
遺言書の検認	82
遺言と登記	74
有料老人ホームの入居一時金	121
養子縁組	86
預金引き出し	98
予定納税	167
予約申込金	126

## ら行

リース契約	128
リフォーム	62
リフォーム詐欺	54
旅行代金の支払義務	122
り災証明	54、77、78、98、106、169
レイオフ	149
レンタル品のキャンセル	124
労災申請	142
労災保険	142、144、145
ローンの支払義務	123、205

## わ行

和解仲介手続(原発事故)	234、236
--------------	---------

# 東日本大震災の被災者の方を対象とした民事法律扶助制度の特例について

東日本大震災の被災者の方が「民事法律扶助制度」をご利用になる場合、平成23年10月3日から平成24年3月31日までの間、次の2つの特例が適用されます。

## 特例1 自己破産事件の予納金の立替えを受けられます！

東日本大震災の被災者で、半壊以上の罹災証明のある方や、原子力発電所事故に伴う避難を余儀なくされた方(※1)にも、自己破産を申し立てる際の「予納金」を法テラスが立て替えることができるようになりました(※2)。

### 「予納金」とは？

自己破産を申し立てる際に、裁判所に納付する必要がある費用のひとつです。金額は事例や裁判所によって異なりますが、破産管財人の費用が必要となる場合、21万円程度を納付する必要があります。

通常、民事法律扶助制度を利用する場合は、生活保護を受けている等の特別の事情がない限り、本人が裁判所に予納金を納める必要があります。

(※1) 次の①又は②に該当する方を指します。

① 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波若しくは火災等により、同日において住居の用に供していた所有建物若しくは賃借建物に半壊以上の損害を受け、当該損害について罹災証明書の発行を受けた方

② 同地震に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項の規定による指示により設定された警戒区域若しくは計画的避難区域内に、同日において、住居の用に供している建物を所有していた方又は賃借していた方

(※2) 平成23年10月3日より前に裁判所の決定に基づく費用を予納した場合、又は法テラスの民事法律扶助制度をご利用の際、既に予納金を納付していた場合については適用になりません。

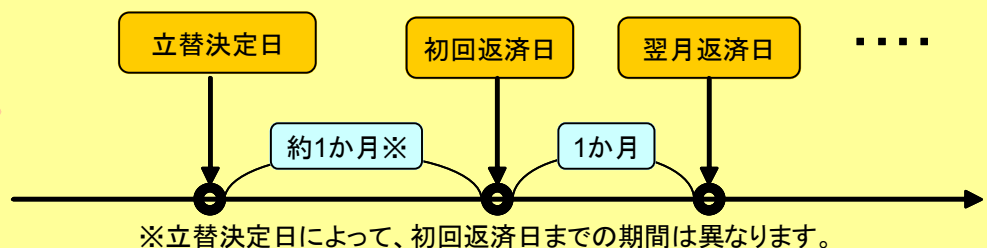
## 特例2 立替金について、最長6か月間の返済猶予を受けられます！

東日本大震災の被災者で、半壊以上の罹災証明のある被災者の方(※3)については、最長6か月間、立替金の返済を猶予できるようになりました(※4)。

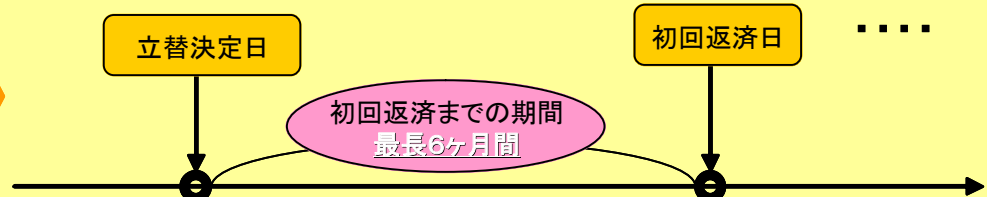
### 猶予の場合の一例

※下記例以外に猶予できる場合があります。詳細は、お近くの法テラスまでお問い合わせください。

通常の場合の  
返済の流れ



特例を  
適用した場合の  
返済の流れ



(※3) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波又は火災等により、同日において居住の用に供していた所有建物又は賃借建物に半壊以上の損害を受け、当該損害について罹災証明書の発行を受けた方を指します。

(※4) こうした方に限らず、法テラスの基準を満たした方(原発被害者を含む。)であれば、返済が猶予される可能性があります。